

令和5年第1回定例会

西川町議会会議録

令和5年 3月2日 開会

令和5年 3月13日 閉会

西川町議会

令和五年 第一回〔三月〕定例会

西川町議会会議録

令和五年 第一回〔三月〕定例会

西川町議会会議録

令和5年第1回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月2日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	7
○議案の上程	11
○施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明	11
○人事案の審議・採決	28
○予算特別委員会の設置及び委員会付託	30
○散会の宣告	30

第 2 号（3月4日）

○議事日程	33
○出席議員	34
○欠席議員	34
○説明のため出席した者	34
○事務局職員出席者	34
○開議の宣告	35
○一般質問	35
荒木俊夫議員	35
大泉奈美議員	48

菅野邦比克議員	58
佐藤仁議員	75
佐藤幸吉議員	92
○散会の宣告	107

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	109
○出席議員	110
○欠席議員	110
○説明のため出席した者	110
○事務局職員出席者	110
○開議の宣告	111
○一般質問	111
佐藤光康議員	111
佐藤耕二議員	128
○散会の宣告	146

第 4 号 (3月6日)

○議事日程	147
○出席議員	148
○欠席議員	148
○説明のため出席した者	148
○事務局職員出席者	148
○開議の宣告	149
○一般質問	149
伊藤哲治議員	149
○散会の宣告	164

第 5 号 (3月13日)

○議事日程	165
-------	-----

○出席議員	167
○欠席議員	167
○説明のため出席した者	167
○事務局職員出席者	167
○開議の宣告	168
○議案の審議・採決	168
○日程の追加	187
○議案の審議・採決	187
○予算特別委員会審査報告書の提出	199
○予算案の審議・採決	201
○請願の審査報告	204
○閉会中の継続調査申出	205
○閉議・閉会の宣告	206
○署名議員	207

令和 5 年 3 月 2 日

令和5年第1回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年3月2日(木) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第1号 西川町農業委員会委員の任命について

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 6号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

議第 7号 西川町個人情報保護法施行条例の設定について

議第 8号 西川町個人情報保護審査会条例の設定について

議第 9号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 西川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議第11号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第12号 西川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第13号 西川町総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第14号 西川町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議第15号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第16号 西川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議第17号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 18 号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 19 号 西川町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 1 号 西川町議会の個人情報保護に関する条例の設定について
- 議第 20 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 議第 21 号 令和 4 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 22 号 令和 4 年度西川町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 23 号 令和 5 年度西川町一般会計予算
- 議第 24 号 令和 5 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 25 号 令和 5 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 26 号 令和 5 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 27 号 令和 5 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 28 号 令和 5 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 29 号 令和 5 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 30 号 令和 5 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 31 号 令和 5 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 32 号 令和 5 年度西川町水道事業会計予算
- 日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決
- 同意第 1 号 西川町農業委員会委員の任命について
- 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅野 大志 君	教 育 長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
農委事務局長			
建設水道課長	眞壁 正弘 君	病 院 長	武田 隆 君
病院事務長	飯野 勇 君	学校教育課長	安達 晴美 君
生涯学習課長	奥山 純二 君	監 査 委 員	高橋 將 君

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書 記	柴田 歆那 君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

このたび、定例会は、西川町で初めて土曜日、日曜日に開会することにいたしました。議員各位と執行部の皆様にはご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。町政及び議会への関心と理解をより一層深めていただくことを願う中、町民の皆様の様々なライフスタイルに鑑み、平日に傍聴できない方が休日にご覧いただくことを可能といたしました。傍聴またはインターネットでの視聴、どちらでも結構ですのでご覧いただければと存じます。

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第1回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番、佐藤仁議員、4番、佐藤光康議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月13日までの12日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月13日までの12日間に決定しました。

◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

12月15日、本町議会で実施しました令和4年度事務事業評価の結果を菅野大志町長に報告するとともに、政策提言書を提出いたしました。

事務事業評価では、ふるさと納税対策事業、仁田山放牧事業運営費など、9事業について評価を行っております。また、「社会福祉協議会のあり方について」並びに「二次交通対策事業について」の2項目について、政策提言を行ったところであります。

政策提言は、議会の総意として、今後の町の発展を願い、施策に反映するよう求めるものであります。2月15日に町長から提言への回答をいただいておりますので、今定例会の常任委員会等で再度検証する運びとしております。

12月20日、村山地方町村議会議長会・議員合同研修会が朝日町のエコミュージアムコアセンター創遊館で開催され、本町議会の全議員10人が出席しております。研修会では、国立女性教育会館理事長、萩原なつ子氏から、「もはや昭和ではない時代の男女共同参画の地域づくり」と題して、人生100年時代における結婚と家族、家族の姿の変化と課題への向き合い方について、男女共同参画白書の内容等を紹介いただき、興味深く研修してまいりました。

1月19日には、消費税インボイス制度について議会研修会を開催し、寒河江税務署のホンマオサオ氏より、消費税の基本的な仕組みから適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度についてご説明をいただき、制度の理解を深めました。

2月13日には、山形県町村議会議長会第74回定期総会が山形県自治会館で開催されました。

議事では、令和5年度の事業計画に当たって、町村においては、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会により厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、さらに、新型コロナウイルスの度重なる感染症拡大や物価の高騰、相次ぐ大規模自然災害の発生により地域の活力が減退している現状にあり、立法機能、行政監督機能、さらには財源機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の負託に応えていかなければならない中、利益代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有し、このような現状を十分に認識し、議会制民主主義の健全なる発展と町村自治振興事業の充実強化に寄与することが決定されました。

また、議事に入る前に、自治功労者及び町村議会広報コンクール表彰が行われ、議員在職11年以上として、伊藤哲治議員、佐藤幸吉議員、佐藤耕二議員の3議員が受賞され、また、西川町議会だより119号が入賞し、表彰を受けております。議会だよりは5年連続の受賞となりました。

2月24日は、村山地方町村会と議長会の懇談会が河北町ひなの湯で開催され、合同会議テーマとして「地域おこし協力隊の活用状況について」、各町の報告がなされ、意見交換を行いました。

2月27日には、大江・西川両町議会議員協議会と大江・西川両町道路整備促進期成同盟会合同の知事要望会が開催され、私からは主要地方道貫見・間沢線の整備促進等について要望してまいりました。今年度は西村山地域振興局への訪問となりましたが、担当部局からは早期整備が図られるよう努めるとのご回答をいただいたところであります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

3番、佐藤仁議員。

〔3番 佐藤 仁議員 登壇〕

○3番（佐藤 仁議員） おはようございます。私から報告いたします。

西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

2月8日に開催されました令和5年第1回臨時会の報告をいたします。

提出案件は4件でありました。

議第1号では、令和4年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,600万2,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等による所要額の精算によるものであります。

議第2号では、令和4年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,690万3,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、一般会計と同様に、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等に伴う所要額の精査によるものであります。

議第3号では、西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成多数で決定いたしました。

議第4号では、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

初めに、町の第7次総合計画策定についての動きについて申し上げます。

町民の方々から総合計画に盛り込んでいただきたい様々なご提案をいただく第4回目の「まちづくり町民会議」を1月21日に開催し、会議の中で出された605件の提案をまとめた計画素案について議論を行っていただきました。

その後、2月4日には第3回目となる総合政策審議会を開催し、町民会議で出された意見を基にまとめられた第7次総合計画（案）に対して議論を行いました。

これらの議論の経過を踏まえ、先日、3月1日には、総合政策審議会の下平会長から第7

次西川町総合計画策定に対する答申をいただいたところでございます。今後は、この答申に対し、3月末までパブリックコメント、意見聴取などによって多くの方々から意見をいただき、最終的には4月末までに計画の最終案を取りまとめ、令和5年度の早い段階で町議会へのご提案をしたいと考えております。

次に、町と連携協定を組んでいる国立台湾師範大学の学生、OB、OGとご家族の受入れについてご報告いたします。

長引くコロナ禍で、3年ぶりに2班に分けてご来町いただきました。

1班目は1月30日から2月4日にかけて29名、2班目は2月5日から9日にかけて40名、合わせて69名の受入れを行っております。

月山志津温泉に滞在していただき、月山スノーランドの雪遊び体験、西川町民スキー場でのスキー体験をするとともに、茶道・和菓子作り・月山和紙を使ったぼんぼりづくり・そば打ち体験など、日本文化の体験を行っていただきました。

滞在期間中、歓迎会が開催され、スマイリークラブのダンス、みつみ会による日本舞踊も披露されました。町民も参加して交流が行われたところです。冬季のインバウンド誘客拡大を図るために、一層の国際誘致事業の推進に努めてまいります。

次に、月山志津温泉の雪旅籠の灯りについてご報告申し上げます。

月山志津温泉旅館組合を中心とした実行委員会を組織して開催しているこのイベントは、今年で17回目を迎えました。

今年度は、開催期間を2週間から1か月に延ばし、2月4日から26日まで開催されました。昨年度はコロナ禍で宿泊者限定としておりましたが、今年は、金、土、日、祝日は日帰りの方も受け入れながらの開催となりました。期間中、4回の花火のうち、2回分の費用をクラウドファンディングで集めるなど、新たな取組が行われました。

期間中の宿泊者数は976人、日帰り来場者数は1,120名となっております。ご尽力いただいた実行委員会の皆様には心から敬意を表するとともに、ご支援、ご協力いただいた多くの関係者、企業の皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、日本一の雪国宣言！豪雪テントサウナ体験ツアーについてご報告申し上げます。

この事業は、観光庁の「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」、実証事業です——の2次募集に月山朝日観光協会が応募し、採択を受けました。

豪雪を逆手に取り冬の誘客につなげようと、モニターツアーを実施しました。特にサウナ好きの若い人をターゲットとして、真冬の志津で雪上サウナを体験するツアー内容とし、日

本一の雪国を体感いただきました。

開催期間は2月4日から19日まで、土日の1泊2日、ツアー3回を行い、参加者の合計は104名となりました。

サウナで汗をかいた後に志津の豪雪に身を埋め、“ととのう”体験をした参加者からは、「雪の中でのサウナの体験は、一生に一度できるかどうか分からない体験だ」と大変好評をいただいたと聞いております。

また、町内外からボランティアとして参加がありまして、関係人口の拡大にも効果がありました。このモニターツアーを契機として、西川町への関心を持っていただくとともに、町民の皆様が町の観光協会の事業にボランティアとして関わり、そのコミュニティが生まれたことは大きな財産だと考えております。

次に、町と包括連携協定を締結しております東武トップツアーズ株式会社「令和5年内定者研修」の受入れを行った件についてご報告いたします。

2月2日から5日までの3泊4日の日程で、26名の内定者に参加いただきました。「高齢者宅の除雪」や「雪旅籠の灯りの制作」を行いながら、本町の課題である人手不足の解消と町民との触れ合い促進を通じて、持続可能なまちづくりを当社に応援していただきました。

研修の修了式では、ドリームクラブの皆様から納豆汁とニンジンの白和えなどを振る舞っていただき、地元の料理を通じた交流も行われました。

参加者からは「西川町の旅行商品を開発したい」との力強い感想をいただき、これから旅行商品をつくる方々が西川町を知っていただいたということは大きな財産となります。この取組が関係人口の拡大につながっていくものと確信しております。

このたびの受入れにご協力いただきました海味第3町内会老人クラブの皆様、月山志津温泉旅館組合の皆様、冬の誘客推進協議会の皆様にも感謝を申し上げます。

また、地域おこし協力隊インターン制度を活用した除雪、いわゆるじょせつたびは、1月11日から受入れを行っております。当初、除雪のためにインターンの方が来てくれるのかという懐疑的な意見もございましたが、2週間の期間で西川町で除雪のお手伝いをお願いしたいと募集したところ、募集枠43名に対して、全国から57名の方に応募いただきました。現在、2週間交代の4回目の方が西川町に入ってきていただいているところでございます。町内各地の除雪でお困りの方のところに応援に入らせていただいております。町民の皆様からは「若い方たちから除雪の手伝いをいただき、大変ありがたい」との感謝の言葉もいただいております。

なお、このじよせつたびは3月末まで行われる予定でございます。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

1月14日に、今年度のスポーツや文学関係において優秀な成績を収めた方々を表彰する西川町生涯学習総合表彰式を開催いたしました。

西川町スポーツ振興功労者表彰では、全国大会で優勝を収めた個人8名を表彰いたしたところでございます。また、西川町体育協会優秀選手表彰では、栄光賞、殊勲賞、優秀賞など、全体で29名・10団体が受賞されております。今年もカヌー競技での優勝、入賞が目立ったところですが、バレーボールやサッカー、水泳やラグビーなど、多くの方面での活躍も光った1年となりました。今後も多くの方々の活躍に期待申し上げます。

第29回丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」コンクールには、西川小学校、西川中学校のほか、寒河江西村山管内の小・中学校から計429点の応募がございました。

審査員4名による厳正な審査の結果、青い黒板賞に輝いたのは、朝日町立朝日中学校3年、長岡翼君の作品「石」でございます。審査員の評にもありますが、山頂から雨に流された石の体験が擬人法を用いて描かれており、中学生らしい思案と巧みな構成が評価をされました。

平成6年度に西川町政40周年記念事業の一つとして創設されたこのコンクールも、29回を迎え、四半世紀を超える芸術事業に育ってきております。これもひとえに、小・中学校の先生の方々や審査員の方々をはじめ、関係各位の皆さんのご尽力のたまものであり、そのお力添えに感謝申し上げます。

次に、スポーツ関係についてご報告申し上げます。

2月11日に、バレーボール協会が主催する第10回雪上バレーボール大会が町民スキー場において3年ぶりに行われました。大会には県内から多くのチームが参加されましたが、宮城県、埼玉県から参加されたチームもあり、30チーム・170名の参加者という大きな大会に育ってきております。インターネットや新聞でも大きく取り上げられ、西川町の雪を利用した取組を発信する意味でも大きな効果があったと感じております。

本大会における町バレーボール協会の皆様の熱意に敬意を表するとともに、冬場の大きなイベントとして今後も継続されていくことを期待しております。

2月18日には「第1回にしかわスキーじょんだずね選手権大会」が開催されました。この大会は、これまでの町民スキー大会で行ってきたポールによるタイム競技ではなく、参加者の得意な滑りで思い思いのシュプールを描くグレンデスキーを披露するという内容でございます。大会には6歳から73歳まで総勢175名のエントリーがあり、ジョー先生の軽快な司会

とBGMに乗ってスタート。各選手は大いに自分をアピールしながらゴールしました。

新たな企画を実施していただきました町スキー連盟の皆様にご感謝申し上げます。

以上を申し上げます、3月の定例会の行政報告といたします。

○古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第1号 西川町農業委員会委員の任命についてから、議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算までの30議案を一括して上程します。

ここで休憩をいたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 本日、令和5年第1回定例会の開催に当たり、令和5年度の町政の運営における基本的な考え方と主要施策を申し上げ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解を賜りたいと考えております。

1年前までは、私は、霞が関において内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

に働いておりましたが、西川町町長となり10か月が経過いたしました。町長職は、肉体的には霞が関と比べて楽ではある一方で、速やかに判断が求められること、町民の命を、安全を、未来を預かる重責を感じながら、日々、職務を進めております。

西川町民歌の最後には、「ああ西川の町、希望あり／未来あり」という歌詞がございます。西川町の未来に希望ありと胸を張って言えるでしょうか。希望あり、未来ありと、まちづくりへの道筋は見えませんか。昨年まで外から見てきた西川町は、残念ながらそうは見えませんでした。町は補助金申請にチャレンジしない。議会は当局から「検討します」を引き出すことで安心し、追加質問する議員が限られ、実現した政策は少ない。議員の皆様も、提案してなかなか実現しないことに歯がゆい思いをされた議員も多いのではなかったでしょうか。

区と町との対話会では、町が「検討します」との回答に対し、区の皆様は安心するも、なかなか約束が実現されない。これでは、町と町民との溝、もしかしたら町民と議員との溝も広まっていつてしまっているのではないかと感じておりましたが、1年前に西川町に戻ってきて、これが仮説でないことを思い知りました。

しかし、現在、リーダーを担わせていただいた今は、現状を分析し、私の関係人口や補助金など事業を進める立場となり、はっきりと、8年後には生産年齢人口を増加する道筋ははっきりと見えております。これを町民とともに作り上げたのが第7次西川町総合計画（案）でございます。こちらは後ほど言及します。

さて、私は、この職に就く前、4省庁にわたり、11年間、地方創生を担当してまいりました。言わばプロです。一方で、現場の経験をしたい、またプレーヤーとしての感覚を持つ必要があると考え、地域商社やコミュニティからイノベーションを起こす一般社団法人を立ち上げ、今でも経営に関わっております。特に、一般社団法人「ちいきん会」では、2,800名のメンバーと産学官金言の有志による肩書を外した心理的安全な対話から、チームとして地域課題解決に資する事業を全国で幾つも創出しております。

このような民間人としての経験から得た成功事例を踏まえると、地域で活性化すること、イノベーションを起こすには、以下の点が必要になります。

1つ目、町内外の立場を超えた有志の心理的安全な対話、2つ目、外のチカラを活用する、また「地域を盛り上げるおもしろそうなこと」、あるいは「先進的なことにチャレンジしていく」といった自治体の明確な姿勢の堅持、3つ目、だれがどんなことで困っているか、またはどんなことが得意なのかを可視化する現場力、ニーズベースでの政策実行、4つ目、共

感を生み出すためには、相手の立場にたち、先回りして行動する人材の育成、5つ目、くじけそうになっても「大丈夫！もう一度挑戦しよう」と奮い立たせるリーダーの熱意が必要です。以上6点について、ボランティア活動の実践を通じた結論でございます。

1つ目の「町内外の立場を超えた有志の心理的安全な対話」について申し上げます。

これまで「町に言いたいことはあったけれども、なかなか言えない」という声を数多く聞いてまいりました。これはとってもしつないことです。私は、対話しやすい雰囲気づくりを心がけるとともに、会議と懇親会の間に位置する「オフサイトミーティング」、言わば「真面目に気楽に話す」会議形式の実践を基本に、深い対話を図ってまいります。

また、地域の肩書のある役員の皆様だけでなく、区の情報収集機能を補完するために、町の事業に関心のある有志による意見の集約や対話も積極的に実施してまいります。総合計画の策定に当たっても、そのワークショップ参加者を呼びかけた結果、80名以上の町民有志が手を挙げていただきました。引き続き、有志による区を超えた肩書を外した対話を重視してまいります。

3つ目、「外のチカラを活用する、また『地域を盛り上げるおもしろそうなこと』『先進的なことにチャレンジしていく』といった自治体の明確な姿勢の堅持」について申し上げます。

町では、ホームページや広報紙、SNSにおきまして、町外の方々をも大切にし、ノウハウを活用する、またAI謎解き開発に地方発でチャレンジする、新しい法律に基づく「みどりの食料システム基本計画」の実証地域に、日本で最も早く西川町では取り組んでおります。これらが評価され、町長就任後、約150件の提案を民間企業から受けております。国の補助金の多くは、官民連携が条件となっております。補助金申請が比較的容易にできる、ありがたい環境となっております。官民連携が補助金の申請の条件だからです。

また、マイナンバーカード交付率は全国の町村部門で10番目となり、マイナンバーカード情報を活用して、タブレットによる健康増進事業などにチャレンジしていく予定でございます。

3つ目の「だれがどんなことで困っているか、どんなことが得意なのかを可視化する現場力、ニーズベースでの政策実行」について申し上げます。

私は「すっだいことを実現する」とのスローガンを掲げてまいりました。これを愚直に実行してまいります。町長選挙の公約に掲げられた項目のうち、既に7割は10か月で実行・実施の見込みが立ちました。このスピード感で実施できたことは、町長選挙時に掲げた公約の

ほぼ7割に当たる政策は、予算があったらやりたい、役場職員が実現したい政策だったからです。まずは役場職員の「すっだいこと」を職員とともに国の補助金申請にチャレンジし、スムーズに実施できたことは、私の誉れでございます。

また、選挙時に対話会を120回以上実施し、町長となってからも70回以上にわたり対話会を開催し、町民が求める政策を企画してまいりました。ニーズに応じた事業は、それを求めるプレーヤーが必ずいて、これにより実効性が高まるものでございます。今後もニーズベースでの政策実行にこだわってまいりたいと思っております。

4つ目、「共感を生み出すためには、相手の立場にたち、先回りして行動する人材の育成」について申し上げます。

町民との対話を積極的に行っていくと、誰が何でお困りなのか、こんなことができるか、得意なのかを徐々に可視化されます。町では、同じように町外の方々のこんなことを西川町でしたいということ把握することが必要です。町職員においても、町外の方が西川でやりたいことをしっかり把握し、何も言われなくても、指示も受けなくても、進んで困っている人と町外の得意な分野での人材をつなげる必要がございます。人と人とを丁寧につなげることで、外に開かれた町、丁寧な町であることを認識してもらい、外の方が入って町を盛り上げるとともに、関係人口の増加、移住にもつながると考えております。

一例を申し上げます。役場職員が町内のお母さんグループと地域おこし協力隊をしっかりと丁寧につなげ、昨年秋の入間地区で開催した縁日、間沢地区で開催したハロウィンウォーク、町民間沢スキー場での雪像づくりなどの動きにつながりました。これは、関係人口創出に向けてとても大事なことです。地域に関わっているお母さんや若い地域おこし協力隊のこの活動は、お子様や若い町外の関係人口から見て、西川に関わっていくことが当たり前なんだと、関わっていいんだというイメージをつくっていくことが地域の持続可能性につながるからでございます。

5番目、「くじけそうになっても『大丈夫！もう一度挑戦しよう』と奮い立たせるリーダーの熱意が必要」との認識については、その言葉どおりでございます。熱意とつながりがあれば何でもできるとの精神を役場職員、町民の皆様にも浸透させてまいりたいと考えております。

さて、私は43歳で町長となりましたが、若輩ではあるものの、民間企業での経営経験を踏まえ、しっかり西川町を運営してまいりたいと考えております。西川町の経営資源を最大限に活用し、「利益の最大化、つまり町民の幸福と町の発展」を図ってまいります。町長は名

誉職にあらず、今の首長は経営の感覚を持ってはなりません。なぜなら、以前と違って、今の地方活性化は自治体間の競争を前提としております。町長は、自分が預かる自治体を勝ち組にする使命があります。そのために私が最も重視する経営資源は「人」です。

そのために、今の役場職員の人材育成に必要なことを申し上げております。1つ目、前例踏襲に陥らないよう、「なぜこの仕事をしているのか」という目的意識の徹底と目的が薄れているもの、例えば、菊まつりのように、過度に職員に負担がかかる、持続可能性の低い事業のスクラップ、2つ目、課を超えた情報共有、3つ目、本気でチャレンジする熱意、最後に、共感を呼び起こす基本は「元気な挨拶」です。町民の皆様は、役場に訪れた際、元気に挨拶をする職員が徐々に増えていることを実感していると評価をいただいております。議員の方も、挨拶を返さない議員もおられますので、ぜひ皆さんも町職員に対して挨拶をしていただければと思います。ありがたいです。

私は、町民や職員の「すっだいこと」を実現するために、国の交付金を獲得しております。先ほど申し上げたとおり、昨今の地方創生は自治体間の競争を前提としております。私が1年前まで勤務していたデジタル田園都市国家構想実現会議事務局においては、1,800億の予算に対して、自治体が課題解決につながる事業を提案し、交付金を取り合う形になっております。平均すると、1自治体、年に1億円を獲得できる計算になりますが、残念ながら、西川町においては、ここ5年間、単独で獲得したデジタル田園の交付金はゼロです。申請して不採択となったのではなく、挑戦をせずに不戦敗している状況です。

この交付金は、既存の事業であっても認められる可能性があります。例えばモウモウまつり、これまで町の単独事業として行ってまいりましたが、コロナ対応の分散型の交流人口増加事業だということで、地域のブランド牛によるまちおこしでもあることから、デジタル田園推進交付金のドンピシャの事業で、認められる可能性が高いです。このような採択可能性のある既存の事業と職員のすっだい新しい事業をまとめて、職員とともに11本のデジタル田園推進交付金を申請しております。中には、全国で10地域のみ選定される狭き門の補助金にもチャレンジし、獲得できる見込みも立ってきております。国から得る国庫支出金の歳入が増えたのは、私とともに初めて補助金を申請した課長補佐、係長クラスの努力のたまものです。これはどうしても実施したいという熱意を感じるとともに、彼らのおかげで私は西川の未来を感じることができました。

私は、昨今の地方創生は、攻撃は最大の防御、つまり挑戦は最大の人口流出防止策と考えております。これからも町民や職員のすっだいことの実現に向けて対話し、私も直接、霞が

関に通い、財源の確保を図り、常に西川町は60億円台の予算を維持してまいり所存でございます。

さて、国のほうに目を向けますと、我が国の経済は、ウィズコロナの考え方の下、経済社会活動を極力継続できるよう取り組んできた結果、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響は小さくなり、景気は前向きな動きが続いております。一方で、世界的な脱炭素の流れの中で、コロナ禍からの世界同時的な景気回復やウクライナ情勢による影響が加わり、約30年ぶりの物価上昇率に直面しています。先行きについても、原材料価格のさらなる高騰、世界的に進む金融政策正常化に伴う金融資本市場の変動など、様々な下振れリスクがあり、これらへの対応に万全を期し、コロナ対策から経済社会活動の回復を確かなものとしていく必要があります。

このような中、編成された国の一般会計予算規模は114兆を超え、11年連続で過去最大を更新したところでございます。歴史の転換期を前に、「安全保障・外交」「子ども政策」「自治体のデジタル実装の加速化」といった直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算であるとともに、骨太の方針に基づき歳出改革の取組を継続するとしております。

地方財政対策では、一般財源総額については前年度を上回る65億円、うち地方交付税は、原資となる国税法定率分や交付税特別会計の令和4年度からの繰越しの増加により、前年度を約3,000億円上回る約18兆円が確保されています。社会保障関係費の増加が見込まれる中、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル社会推進費にマイナンバーカード利活用特別分を増額するほか、地方への人の流れを拡大する推進に対する財政措置が拡充されました。地方財政は国の政策によって大きく影響を受けることから、今後においても国の状況を常に注視してまいります。

それでは、本町の令和5年度の当初予算案の概要を申し上げます。

初めに、財政状況について申し上げます。

令和3年度の決算における経常収支比率は88.5%と、依然として財政の硬直化状態が続いているものの、財政健全化判断比率である実質公債費比率が11.5%、将来負担比率は「比率なし」と、財政指標においては財政健全化が保たれていると示しております。

しかし、本町の財政構造は、大半を地方交付税、国県支出金、町債など依存財源で占めており、国の債務残高が年々増大する中であって、今後の国の歳出改革によっては地方交付税が抑制されるなど、一般財源の確保が不透明な状況にございます。

また、歳出面においても、公共施設や道路・橋・上下水道などのインフラ施設更新や改修、長寿命化対策などの経費の増加、さらに近年頻発する豪雨災害など自然災害による災害復旧費などの支出が町財政を圧迫することになり、財政調整基金の確保など、長期視点に立った財政運営を図っていく必要がございます。

このような状況において町として持続していくためには、事業の選択と集中を徹底し、効果のない事務事業の見直しや、国県補助金や企業版ふるさと納税を含めたふるさと納税の活用、企業誘致による税収の確保、地域おこし協力隊などの外部人材や民間企業との連携、デジタル化の推進や積極的な情報発信など、より業務の効率を上げた行財政運営を行っていく必要がございます。対話を通じながら、稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりを目指し、生産年齢人口の8年後の増加につながる政策を実施していくことが重要と考えております。

予算編成に当たっては、令和5年度から8年間を計画期間とする西川町第7次総合計画（案）に掲げている目指す町の将来像「8年以内に生産年齢人口の増加に向けて、できるだけ早く町民と多様な取組において協働し、町外の方から共感を持っていただける町となる」ことを目指します。

5つの基本目標として、「地域の資源とデジタルを融合させた魅力ある産業、仕事がある西川町をつくる」、2つ目「外に開かれ、みんなをつないでパートナーシップを大事にする西川町をつくる」、3つ目「子育ての希望をかなえ、この地域ならではの学びを保障する西川町をつくる」、4つ目「町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくる」、最後に「デジタル田園都市の実現に向けて全力を尽くす」の5つの基本目標を達成するための最初の一手となる政策を進めることを基本方針として編成して臨んできたところでございます。

また、新規事業については、ニーズベース、地域課題の解決、町内への経済効果、関係人口の拡大、持続可能性、そして財源確保の6つの観点で事業を選択してきたところでございます。特に財源確保については、これまで残念ながら西川町が活用してこなかった内閣官房・内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめ、環境省や観光庁のアイデア勝負で競争率の高い各補助金獲得への挑戦を促すとともに、庁舎内だけでの議論にとどまらず、ノウハウを持った民間企業や関係者との企画段階からの対話や協力を仰ぎながら業務を推進するよう指示しているところでございます。

予算規模でございますが、一般会計につきましては、総額で前年比18.7%、10億4,900万円増の66億5,800万円といたしたところでございます。町民の皆様や職員のやりたいことを

実現させたいとの思いで予算査定をした結果、西川町政史上最大の予算となりました。

予算額が大幅に超えたことで、町政運営を心配されている方もいらっしゃるかもしれませんが。それは「安心してください」と私は言葉をかけたいと思っております。なぜなら、国の補助金を倍増させたほか、民間の企業版ふるさと納税、個人版ふるさと納税による民間資金の提供の増加により、町の貯金の取崩しであります財政調整基金及び減債基金からの繰入れは前年度よりも1.2%、717万円少ない、まさに持続可能な予算編成となっております。予算は18%増えたけれども、町の貯金の取崩しは減っている予算編成となっております。

この国の補助金が得られるのも、地域と町、そして民間企業が対等の立場でアイデアを出し合ったからであり、そのアイデア勝負の交付金の獲得の見込みがついております。また、この交付金を得られやすくなったのは、町民の皆様にもご協力をいただきましたマイナンバーカード申請率の高さが背景にあったことは間違いありません。

歳入については、町税が、増築家屋や償却資産分の増による固定資産税の増加などにより、僅かに前年比0.9%、590万円増の6億8,517万円を計上したところでございます。

地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額の増加やマイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村」において割増しされるマイナンバーカード利活用特別分の増加、地域おこし協力隊など外部人材の活用の増加により、前年度比25.0%増の23億5,000万円を計上したところでございます。

国庫支出金は、産業複合施設やテレワーク施設の整備、全世帯へのタブレット端末の配布や住民票のコンビニ交付など、町民の利便性を目的としたデジタル化推進事業、また「稼ぐ」につながる関係人口の創出・拡大、さらに観光振興事業に対する財源としてデジタル田園都市国家構想交付金4億6,412万円を充てるなど、総額で前年度比130%、5億6,799万円と大幅な増の10億505万円を計上してございます。

寄附金は、企業版・個人版ふるさと納税の増加を見込み、前年度比66.6%の2億5,005万円を計上しております。

町債は、町営住宅整備事業や産業複合施設整備事業、道路等整備事業など、各事業費に発行を見込み、総額で前年度比23.8%増の7億3,380万円を計上し、令和5年度末の町債残高を54億3,151万円と見込んだところでございます。

歳出については、人件費が会計年度任用職員の報酬単価のベースアップなどにより増加したものの、公債費が統合小学校建設事業の償還が終了したため減少し、扶助費を合わせた義務的経費は前年度比2.1%減の19億4,033万円を計上しております。また、デジタル田園都市

国家構想交付金を活用した各事業の実施により、物件費が前年度比59%増の12億1,720万円、補助費が前年度比16.5%増の10億5,808万円を計上しております。

それでは、予算編成方針に掲げた5つの基本目標ごとに、令和5年の重点施策についてご説明申し上げます。

1つ目は、「地域の資源とデジタルを融合させた魅力ある産業、仕事がある西川町をつくる」ことでございます。

地方が経済的に自立するためには、デジタル技術を活用し、地域産業の生産性の向上を図るとともに、地域発の事業創出のみならず、地域企業への貢献に熱心な人材や企業版ふるさと納税に熱心な事業者などの地域外の人材・事業者を取り込み、新たな仕事づくりや雇用創出を図ることが重要でございます。

このため、地域課題の解決や事業創出のための新たなにぎわいづくりの拠点となる産業複合施設、複業人材等を活用した中小企業等の伴走支援や事業承継支援、農産物の安定供給や持続可能な農林業確立を目指した山菜収穫の担い手確保やスマート農業の導入実証、森林資源である西山杉を活用した移動式サウナ事業支援、木質バイオマス発電及び次世代施設園芸可能性調査などを行ってまいります。

特に、観光客、つまり交流人口の拡大は、関係人口の基礎の部分であり、拡大する必要があります。しかし、西川町の観光を支えてきた月山夏スキーは、スキー客の減少と高齢化により、持続可能性の観点から、月山夏スキーへの依存度を徐々に低減させる観光ターゲットのモデルチェンジは必須でございます。このため、首都圏や仙台圏、年齢層とすると60代以上または若年層をターゲットとして、AI謎解き観光、温泉ガストロノミーツーリズム、シートゥーサミットなどの観光イベントの確立、月山湖カヌースプリント競技場艇庫を中心とした「月山カヌービレッジ構想」を進める必要があります。

2つ目は、「外に開かれ、みんなをつないでパートナーシップを大事にする」ことでございます。

町民との協働を確かなものにするためには、町が積極的に情報発信を行うとともに、「誰が何で困っているのか」「誰が何をしたいのか」を可視化する取組、そして私の政治姿勢のモットーである「対話」を積極的に行う必要があります。

このために、令和4年度に引き続き、各種施策をテーマとした対話会、地域や地区を超えたグループでのやりたいこと、コミュニティ活動に対して支援をしっかりと行ってまいります。

また、近年のデジタル化の進展は、地理的・時間的な条件にかかわらず、あらゆる地域で同じような働き方やコミュニケーション環境を整えることが可能となってきました。特に、町に継続的に多様な形で関わる関係人口は、町民との信頼関係をベースに、町の課題解決や魅力向上に貢献する貴重な存在となっており、この関係人口との関わりを深化させることで、地域経済の活性化や町の付加価値創出につながります。

このため、令和5年度には、サテライトオフィス誘致業務やテレワーク環境整備、首都圏でのカフェの出店や各種イベントでの物販、西川での暮らし体験に対する支援、また地域力創造アドバイザーや地域活性化起業人、地域おこし協力隊といった外部人材を積極的に活用し、関係人口、西川ファンの創出・拡大を図ってまいります。

そして、定例会にも上程しているところでございますが、西川町と西川ファンをつなぐ、また町民と町民をつなぐおせっかい役を担う「つなぐ課」を4月から庁舎内に設置します。

3つ目は、「子育ての希望をかなえ、この地域ならではの学びを保障する西川町をつくる」こととございます。

西川町のみならず、年々深刻さを増す少子高齢化は、地域の活力維持や持続可能性に大きな影響を及ぼす事態となっております。また、地域の活性化を図る上でも、若い女性を含めた働きやすい環境を整えるなど、子育てしやすい環境づくりを進めていくことが重要でございます。

これまでも婚活支援や子育て祝い金、紙おむつ代補助、助産師相談、未満児保育、放課後子どもプラン、高校生までの医療費無料化など、子育て支援施策の充実を行ってきたところでございますが、令和4年度からはさらに、電子母子健康手帳のアプリの導入や高校生への通学支援、9月からは保育園、小・中学校の給食費の無料化を実施してきております。さらに、令和5年度は、西川町に帰郷する学生に対して、実質返済を免除する教育ローンを県内初めて導入し、これまで以上の妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援を図ってまいります。

一方で、教育面では、町が持つ自然や歴史、文化など、教育資源を活用した体験学習や地域課題解決に向けたチームでの活動を積極的に進めることで、本物に触れる質の高い学びを実現する「保小中一貫コミュニティスクール西川学園」を充実させていきます。

また、既に整備しているタブレットなどのデジタル技術を最大限活用しまして、教育の機会の均等、学校における働き方改革、個別最適な学びの観点から、誰一人取り残すことのない教育の実現に取り組んでまいります。

具体的には、これまで実施してまいりました体験学習、体験型英語研修施設での英会話研修、英語検定の補助に加え、独自の英語検定試験を新たに実施し、さらなる英語教育の充実を図ってまいります。

また、姉妹提携をしております台湾師範大学や南湖小学校とのオンライン交流や、都会の子どもやその家族が西川町の生活を体験する「サテライトスクール」や「保育園留学」事業を新たに実施してまいります。このアンケートを踏まえ、西川学園がどのような価値があるのか、どのようなところで他の地域に優れているのかを職員自らの口で説明できるように、今年1年でしてまいりたいと考えております。

4つ目は、「町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川をつくる」ことをございます。

町民の皆様が安心して暮らし続けるためには、日々の生活に必要な道路などの社会資本、医療・福祉、交通、環境、消防などの行政サービスを楽しむ必要がございます。昨年実施した町民アンケートにおいても、除排雪の対策、医療・福祉サービス、公共交通は重要度が高いことが示されました。これらの重要度の高い3つの政策の充実はもちろんのこと、現在のデジタル技術も取り入れながら、生活面での課題を解決する新たな取組が必要です。

令和5年度においては、除雪の効率化を図るための除雪管理システムの導入や路線バスの「道の駅にしかわ・寒河江線」の増便を行います。また、町立病院においても、病院機能の存続を第一義としながら、経営強化プランを策定してまいります。そのほかにも、デジタル技術を活用し、防災行政情報を伝達するタブレット端末の全世帯への配布や、住民票など各種証明書のコンビニ交付やオンライン交付の申請、交流センターあいべや町民体育館の予約を携帯電話などからでも予約できるシステムを導入し、町民の皆様の利便性を図ってまいります。

5つ目は、「デジタル田園都市の実現に向けて全力を尽くす」ことをございます。

第7次総合計画（案）に掲げている目指す町の将来像「8年以内に生産年齢人口の増加に向けて、できるだけ早く町民と多様な取組において協働し、町外の方から共感を持っていただける町となる」、これを行う施策や事業に当たっては、予算編成の方針の中で示した6つの観点から評価の上、選択してまいりました。その中でも、国・県・民間の交付金や企業版ふるさと納税、個人版ふるさと納税などの財源を確保し、町として持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する方針と主要施策を述べさせてまいりました。

昨年4月の町長就任以来、面白い事業を行っているという報道機関にも取り上げられ、また、それを体験したユーザーからの西川町の他己紹介があったり、国や県、町外の民間企業にも注目していただくことができました。既に西川町に対して140件以上の提案をいただいております。この予算規模を令和5年度以降も維持できるように、私も永田町や霞が関に個別にお願いやご説明に伺って、西川町の発展に尽力していく所存でございます。

攻撃は最大の防御の時代、つまり挑戦は最大の人口流出防止政策でございます。私は、小さな町での愚直な挑戦の反復に対して、共感を生み出し、人と人を丁寧につなぎ、共に汗を流して、町民や関わった関係人口のウェルビーイングを高め、競争と笑顔、チャレンジし続ける町に変えてまいります。

一般的には、賛成9割、反対1割の政策であっても、これをスピード感を持って進めていけば、選挙において批判票になり、苦戦すると言われております。私はそれを恐れていません。歩みを止めることはありません。なぜなら、西川町に残された時間はありません。人口4,000人を割り込むまで、あと7年。多くの町民が諦めかけていた西川の未来に光を見出すことが政治であり、リーダーにかかっています。私は、これまでの役人としての人脈、民間人としての人脈、ネットワーク者としての人脈を全て西川に捧げます。この覚悟と熱意が議員の皆様、町民の皆様、職員に対しても伝わることを願っております。

何度も申し上げますが、攻撃は最大の防御、挑戦は最大の人口流出防止策との志の下、臆せずチャレンジし続け、一発逆転！8年後の生産年齢人口の増加に向けて、本気で取り組み、共に対話し、今さらに生まれ変わろうと岐路に立つ西川町の先頭を歩んでまいります。

続いて、提案理由を申し上げます。

人事案、一般議案、条例案、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第23号 令和5年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

同意第1号につきましては、西川町農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会委員を任命するため、提案するものでございます。

同意第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員、奥山茂喜は、令和5年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き推薦するため、提案するものでございます。

人権擁護委員、大泉頼成は、令和5年6月30日をもって任期満了となるので、その後任と

して佐藤健一を新たに推薦するため、提案するものでございます。

議第6号につきましては、寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

寒河江市及び西村山郡の4町が共同して実施している介護認定審査会の委員に欠員が生じた際に、柔軟に対応できるよう定員を改めるため、提案するものでございます。

議第7号につきましては、西川町個人情報保護法施行条例の設定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、西川町個人情報保護条例を廃止し、新たに設定するため、提案するものでございます。

議第8号につきましては、西川町個人情報保護審査会条例の設定についてでございます。

西川町個人情報保護審査条例を設定するため、提案するものでございます。

議第9号につきましては、西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

押印を廃止するため、提案するものでございます。

議第10号につきましては、西川町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

西川町消防団員の定員の規定を改正するため、提案するものでございます。

議第11号につきましては、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

西川町消防団員の処遇改善を図るため、提案するものでございます。

議第12号につきましては、西川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

課設置条例を変更するため、提案するものでございます。

議第13号につきましては、西川町総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

西川町総合政策審議会の庶務担当課を変更するため、提案するものでございます。

議第14号につきましては、西川町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

育英奨学資金運営審議会委員を廃止するため、提案するものでございます。

議第15号につきましては、西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

出産育児一時金の額を改正するために提案するものでございます。

議第16号につきましては、西川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備をするため、提案するものでございます。

議第17号につきましては、西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第18号につきましては、西川町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第19号につきましては、西川町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第20号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算（第10号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,597万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,905万2,000円といたすものでございます。

補正の内容は、各款にわたる人事異動などに伴う第3款職員手当等の人件費の組替え、事務事業の完了見込みに伴う経費、急を要する事務事業の経費それぞれに係る補正、繰越明許費の追加、さらには地方債の変更でございます。

初めに、人件費の組替え以外の主な歳出について申し上げます。

第2款総務費につきましては、役場本庁舎の課等移設工事請負費・備品購入費191万4,000円、役場庁舎電気料158万2,000円などをそれぞれ追加し、367万7,000円を追加するものでございます。

第3款民生費につきましては、高齢者世帯等除雪支援事業補助金156万4,000円などをそれぞれ追加し、206万7,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費につきましては、大井沢歯科診療所会計繰出金51万8,000円などをそれぞれ

追加し、総合がん健診委託料200万円などをそれぞれ減額し、181万2,000円を減額するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、発芽胚芽米製造販売事業費148万5,000円、新たな森林管理システム推進事業費120万円などをそれぞれ追加し、里山林整備事業費210万円、園芸振興対策事業費183万円などをそれぞれ減額し、199万9,000円を減額するものでございます。

第8款土木費につきましては、県単独事業負担金479万2,000円などをそれぞれ追加し、529万2,000円を追加するものでございます。

第9款消防費については、災害対策事務に要する経費156万9,000円を減額するものでございます。

第10款教育費につきましては、西川中学校の電気料・電話料57万円などをそれぞれ追加し、社会教育全般の運営管理に要する経費37万円などをそれぞれ減額し、38万2,000円を追加するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、林業災害復旧事業5,900万円、農業施設災害復旧事業費1,100万円をそれぞれ減額し、7,000万円を減額するものでございます。

第13款諸支出金につきましては、町営造林事業費201万1,000円を減額するものでございます。

歳入につきましては、第2款地方譲与税115万4,000円、第10款地方交付税1億2,140万3,000円、第13款使用料及び手数料128万円、第14款国庫支出金105万6,000円、第16款財産収入3万1,000円、第20款諸収入6万円をそれぞれ追加し、第12款分担金及び負担金45万円、第15款県支出金483万9,000円、第18款繰入金1億4,556万8,000円、第21款町債4,010万円をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費の追加につきましては、第2款総務費の町産業振興施設管理運営事業、第8款土木費の社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業、第11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業、それぞれの事業を追加するものでございます。

地方債の変更につきましては、道路橋梁整備事業、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、指定避難所耐震改修事業、それぞれの事業の限度額を変更するものでございます。

議第21号につきましては、令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万2,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,264万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、第1款総務費59万円、第9款諸支出金223万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、第5款県支出金568万9,000円、繰入金44万3,000円をそれぞれ追加し、第8款繰越金を331万円減額するものでございます。

直営診療施設勘定につきましては、歳入の事業勘定繰入金51万8,000円を一般会計繰入金に振り替えるものでございます。

議第22号につきましては、令和4年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収支については、既決予定額のうち医業収入に180万円を追加し、同額を医業費用に追加し、収入支出総額を7億7,022万1,000円といたすものでございます。

資本的収入については、既決予定額に275万円を追加し、2,650万円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、収益的収支では、医業収益にPCR検査委託料180万円、医業費用では経費に光熱水費180万円を追加し、資本的収入では、国民健康保険給付費等交付金直営診療施設整備分として補助金275万円を追加するものでございます。

次に、議第24号から議第32号までの令和5年度西川町特別会計及び企業会計につきましてご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を6億2,264万8,000円といたすものでございます。

施設勘定の大井沢歯科診療所につきましては、歳入歳出予算の総額を258万1,000円といたすものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1億9,231万円といたすものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を2,669万3,000円といたすものでございます。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を390万円といたすものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を9,551万9,000円と

いたすものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を7億6,952万6,000円といたすものでございます。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1,193万8,000円といたすものでございます。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収支につきましては、一般会計から2億6,551万5,000円を繰り入れし、収入及び支出の予定額を7億6,147万8,000円に定め、資本的収支につきましては、一般会計から448万5,000円を繰入れ、収入予定額を723万5,000円とし、支出予定額を1億1,759万9,000円といたすものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,452万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金9,402万4,000円で補填するものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収支では、収入支出予定額を2億488万5,000円といたすものでございます。

資本的収支では、資本的収支の予定額を1億718万8,000円といたし、資本的支出の予定額を1億5,070万1,000円といたすものでございます。不足する額4,351万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額944万2,000円と当年度分損益勘定留保資金3,407万1,000円を補填するものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明していただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 次に、議会発議案の提案理由の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

[9番 伊藤哲治議員 登壇]

○9番（伊藤哲治議員） 発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてのご説明を申し上げます。

発議第1号につきましては、西川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、議会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎人事案の審議・採決

○古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第1号 西川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

[議事係長 朗読]

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

採決は、1人ずつ行います。

最初に、阿部栄蔵氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、阿部栄蔵氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤達郎氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、佐藤達郎氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤義美氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、佐藤義美氏の任命に同意することに決定しました。

次に、菅野與一氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、菅野與一氏の任命に同意することに決定しました。

次に、荒木桂子氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、荒木桂子氏の任命に同意することに決定しました。

次に、荒木勝利氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、荒木勝利氏の任命に同意することに決定しました。

次に、大泉孝吉氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、大泉孝吉氏の任命に同意することに決定しました。

次に、吉見秀秋氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、吉見秀秋氏の任命に同意することに決定しました。

次に、渡邊孝祐氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、渡邊孝祐氏の任命に同意することに決定しました。

次に、高橋千夏氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、高橋千夏氏の任命に同意することに決定しました。

これで、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

採決は、1人ずつ行います。

最初に、奥山茂喜氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、奥山茂喜氏の推薦に同意することに決定しました。

次に、佐藤健一氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、佐藤健一氏の推薦に同意することに決定しました。

これで、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎予算特別委員会の設置及び委員会付託

○古澤議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和5年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審査するため、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

令和 5 年 3 月 4 日

令和5年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月4日(土)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	後藤一夫	議員	2番	荒木俊夫	議員
3番	佐藤仁	議員	4番	佐藤光康	議員
5番	菅野邦比克	議員	6番	大泉奈美	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志	君	教育長	前田雅孝	君
総務課長	佐藤俊彦	君	政策推進課長	荒木真也	君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君	健康福祉課長	佐藤尚史	君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君	商工観光課長	土田浩行	君
農委事務局長	眞壁正弘	君	病院事務長	飯野勇	君
建設水道課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
学校教育課長					

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

〔2番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○2番（荒木俊夫議員） おはようございます。2番、荒木俊夫です。

今回の定例議会は、土曜、日曜日開会ということで初めての試みでございます。多くの傍聴の方がいらっしゃると思います。第1番目に一般質問をさせていただきます。

国内においては、毎年のように豪雨、豪雪、台風、地震、火災など、大きな災害が発生しております。また、特殊詐欺や強盗、北朝鮮のミサイル問題などもございます。この町で安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、防災対策が重要であります。菅野町長が就任して初めての当初予算で、一般会計では66億5,800万円の大型予算になります。令和5年度予算に係る災害に強い安全・安心なまちづくりについて質問をいたします。

質問1です。地域の安全・安心を守る消防団についてです。

消防団は、災害対応や災害の予防対策のほか、地域の活性化や地域づくりにも重要な組織であります。多くの若い方、学生の方や女性の方が入団したくなる魅力ある消防団となるた

めに、過去において一般質問を2回させていただきました。2回目、昨年の第3回定例会で質問をさせていただいた折には、菅野町長から、検討し、改善していきますという回答をいただいております。

消防団の体制整備と団員の待遇改善について伺います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 荒木俊夫議員のご質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、今回は初めての予算となりました。

私の所感とすると、やっぱり4月に町長選挙というのはあまりよくないなというのを感じておりました、今日の山形新聞で片山大正大学教授も書いていたとおり、もう前の体制で当初予算決めてから、あと11か月よろしくというのはなかなか大変だなと。もう決まっていることがほとんどでございますので、そういった面でも、除雪の高齢者対策などはもう私が来る前から決まっていた話ですから、こういったことを考えると、今年の予算は私のカラーを出せる予算だなと思って、悠々とさせていただきました。

では、ご質問にお答えいたします。

先ほどいただいた地域の安全・安心を守る消防団の取組についての追加、追跡のご質問ということで承っております。では、申し上げます。

初めに、消防団の整備体制、体制整備についてお答えいたします。

本町では、今年度、就業形態の変化などによりまして入団希望者が減少しているなどの課題を解決し、消防団の持続可能な運営を図るため、消防団役員との対話、消防団職員、消防団員との対話会を通じて、西川町消防団組織等整備計画を策定しております。

計画においては、消防団施設や資材の整備計画に加え、団員の定員を300名から、現実的な数字として270名体制と見直すこととしまして、改正条例を今定例会にご提出いたしております。

今年度の消防団員数は252人ですが、火災への対応力を向上させるため、今後3年以内に、町外に住所を有する町職員を中心に、仮称でございますけれども、役場消防団を組織しまして、職員の勤務時間に火災が発生したときに出動する、そういった組織を立ち上げまして、あわせまして団員数を270名体制に整備することとしております。

続きまして、団員の待遇改善のご質問でございます。

西川町消防団組織等整備計画において団員の報酬を改善することは、団員本人の士気向上

にもつながり、また団員活動に対する家族の理解を得るためにも欠かせないものです。さらに、出動報酬を新設することは、自らも危険であるにもかかわらず地域住民の生命・財産を守るために行われる活動に対しては、相応の処遇が当然欠かせないものです。

これらを踏まえまして、年額の報酬額を上げるとともに、出動報酬を新設することとし、改正条例を今定例会に提出しているところでございます。年額の報酬額は、現在1万6,000円の団員は、消防庁が示す標準額と同額の3万6,500円、1万6,000円が3万6,500円となり、その他の階級では、業務内容や職責を考慮して設定しております。加えて、支払い方法も対話会を通じまして変更しております。年額報酬は、令和5年度から直接本人にお支払いすることといたします。これに伴い、これまで支払われていた各部に対しましては活動負担金を支払ってまいります。

報酬のほかにも、待遇改善のために、日本消防協会などの福祉共済や火災共済などがあり、また勤務5年以上の退団者には、勤務年数に応じて退職金が支払われております。

以上、我が町といたしましては、地域のことは地域で守る仕組みを維持、消防団員の抜本的な改善を通じて、持続可能な消防団体制を構築していきたいと考えております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

前向きに検討していただきまして、今お聞きした内容でいきますと、定数については300名から270名にする。ただ、やっぱり現在いらっしゃるのが252名ということでございますので、270名に近づけるにも非常に大変なのかなというふうに思いますけれども、これはやはり今、町長がおっしゃったように、自分たちの地域は自分で守るという根本的な意識がなければ、なかなか進まないところだというふうに思っております。

それで、この定数の関係ですけれども、現在4分団12部の体制を取っております。うちの町内はかなり面積が広いからこういう体制を取っているんですけども、この体制についてはどのようになるのか、もし検討中であればその内容等を教えていただければと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

全体定数に対する各分団・部ごとのそれぞれの定数についてのご質問でございますが、これにつきましては、これまで消防団の役員会あるいは対話会でも話いたしまして、令和5年度、1年をかけまして、各部、そして各分団の定数について精査していくことといたしております。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 車両等の資機材を使って活動するわけですから、それなりの人数がいないと動けないと、お分かりのとおりだと思いますけれども、そういった意味においては、十分、1年かけて消防団と検討していただければというふうに思っております。

先ほど町長の回答の中に、役場の中に3年以内に消防隊をつくるということでもありますけれども、過去、西郡で見ますと、朝日町では以前からこういった活動をやっているようでもありますけれども、もし朝日町の活動内容について担当課で何かお聞きになっていることがあれば、利点、メリット、デメリット、そういった面をもしお聞きになっていれば教えていただけますか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

朝日町からは、やはり朝日町も本町と同じように地形的な関係あるいは団員の勤務形態等々から考慮いたしまして、最大限、役場消防団が出向くというような形で心構えはしておるといふふうには聞いておりますけれども、最近、比較的火災も少ないというような状況もございまして、どういった活動をされたかというような具体的な話は聞いていないというのが今の現在でございます。

なお、朝日町のほかにも、近隣でも役場消防隊、役場消防部の必要性、設置について検討しているところもあるとお聞きしているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 役場の消防隊が常に入っている消防団とは別につくるというところがまず一つ、私はいいい点だと思います。でないと、地域の消防団が動かなくなってしまう。そういった面では、こういった消防団を一応、機能別消防団員というような呼び方をしている。一般の方については基本団員、基本団員の方は常に消防防火活動や予防活動を行う。機能別消防団員となりますと、入団時に決めた特定の活動、役割を担う消防団員と、こういった役割をつけております。

現在、いろんな地域において、役場だけでなく、一般の会社においてもこういった団をつくって地域に貢献しようというところもございまして、ぜひそういった面を参考にしていただいて活動隊をつくっていただきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げました

ように、有事の場合、現場に出かけるわけでございます。ポンプ車等も動かすわけでございます。町内においても、過去において消防活動をして事故に遭われた方もいらっしゃいますので、ぜひここは訓練等、十分行っていただいて、事故等の内容、そして町の安全を守るようにやっていくように、時間をかけながらつくっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思っております。今からつくるんで、これから計画でしょうから、そういった面を含めていただきたいというふうに思います。

団員が減少しておりますので、機動力の向上を図るためには、やっぱり資機材の整備が必要であります。車両とかの材料ですね。こういったものをぜひ計画を立てて、資機材の整備計画を立ててやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員からもご指摘いただいたとおり、消防団の組織を検討する上にも、資機材の運用、これの効率性というのが重要でございますし、資機材の重要性というのは認識してございます。

先ほど町長も答弁の中で申し上げましたとおり、今回、整備計画を幾度となく対話会をしながら検討していく中でも、資機材の検討を行ったところでございます。そういった形で、これまでも議員のほうの一般質問の中でもお答え申し上げておりましたけれども、小型ポンプの今後の在り方、あるいは軽積載車、こういったものの整備の仕方、あるいは地区ポンプ庫にあっては老朽化が進んでいる、手狭になっているというようなところもございます。そういったポンプ庫の整備の在り方等々についても検討を重ねてまいりましたので、今後、この整備計画に基づきながら、消防団、そして地区の皆さんと話し合いを持って、それぞれのニーズ等々を受けながら実施に向けて取り組んでいくということになりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 整備計画に基づいて進めていただきたいというふうに思います。

町長の回答にありましたけれども、これまで私が要望してまいりました団員の報酬改善、これについて、現在団員が1万6,000円から、交付税の基礎額であります3万6,500円というふうに大幅に増額していただいたと、これはありがたいことだと思います。この報酬についても、給与の三原則であります直接払いというふうに今回からしていただけるということで

あります。ただ、この活動分についても、活動負担金ということで設けていただけるということでもありますので、この辺についてはかなり進んでいただいたなというふうに思っております。

それで、今回の予算の中で、こういった人数は減るわけでございますけれども、予算でどの程度これ合わせて増額になっているのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員からございましたように、消防団の団員の報酬の見直し、そして各部にお支払いする活動負担金、これらについての令和5年度の予算額でございますけれども、一つは消防団員の団員報酬の見直しに係る分でございます。消防団員の見直しに係るというようなことで、令和5年度についてはおおよそ1,030万円ほどの予算を計上させていただいておるところでございます。これは、団員の報酬の年額を市の見直しに係る分ということでご理解をいただきたいと存じます。

なお、各部にお支払いする活動負担金につきましては、各部当たり、1つの部当たり基準額を5万円といたしまして、これに単価2,000円で、それぞれの各部の所属団員数、これを掛けた経費を活動負担金としてお支払いをさせていただきたいというふうに考えまして、予算の編成を行ったというところでございます。

以上でありますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

交付税においては、うちの場合は算入される人数が少ないわけで、これだけ来るわけではございませんけれども、町として、一般財源をつぎ込んででも消防団を活性化していきたいという意気込みが表れているのかなというふうに思っております。

消防団員については、先ほどあったように非常勤の特別職になるわけでございます。今回、報酬や出動手当、こういったものを改善していただいております。このほかに、多分一般町民の方はあまり知らないのかもしれませんが、先ほど町長からありましたように、退職手当とか福祉の共済制度、災害共済等も町が負担して行っているというふうに思っているんですけれども、これについて、分かる範囲で結構でございますので、教えていただければ、町民の方も理解するのではないかと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ご質問ありました、いわゆる退団者に対する退職金でございます。

先ほど町長お答え申し上げましたとおり、団員5年以上の勤務された退団者に対して退職金が支給になると、こういうことで制度がなっております。具体的な退職金の額といたしましては、団員5年から10年までの団員は退職金20万円というふうに現在のところは定められているところであります。

これまで、議員からも冒頭ございましたように、平成になってから全国的に自然災害、地震、そういったものが相次いでいると。それに伴って、懸命に活動された消防団員が犠牲になられた事案もあったというようなことで、そういった大災害、東日本もそうでございますけれども、大災害で団員の犠牲者が出たということを踏まえながら、国ではこの制度の改善を図ってこられたというふうに私どもは認識しております。そういった形の退職金制度というものがございます。

あと、日本消防協会の福祉共済ですとか、火災共済というような形で団員個々人の福利厚生というようなこととなりますけれども、こういったものについてはほぼ全員の団員が、議員ご指摘のとおり、町のほうでも予算化しながら、負担金、掛金を支払った上で加入しているというような状況になってございます。

以上であります。

よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

非常勤の特別職において、退職金であるとか、あと福祉共済、もし事故あった場合の補償であるとか、そういったものは普通の非常勤特別職員にはないわけです。それだけ消防団員の重要性というのを国でも認めているわけでございます。全て行政で賄えないというところがあって、いざというときにはみんなで助け合うというところに消防団員の重要性があって、それについての待遇についてもできるだけ補っていきたいという国の現れ、それに基づいて町としても十分対応しているということだというふうに思います。ぜひ多くの若い方々にも知っていただいて、自分たちの地域は自分で守るという意識の下に、ぜひ多くの方に入団していただければというふうに思っております。

この団員の待遇改正についてこれまで申し上げてきまして、菅野町長から改善をしていた

だいて非常によかったなというふうに思っております。ぜひ、消防団が活性化し、災害の活動だけでなく、地域活動においても一生懸命やっておりますので、今後も引き続き充実した活動をなされることを期待して、1番目の質問を終わりたいと思います。

質問の2でございます。

いざ有事の場合、生命・財産を守るには、まずは自助、自分からですね、自助、それから共助、そして公の公助というふうに対応がなっていくわけでございますけれども、地域において共助の役割を担うのが自主防災組織であります。西川町においては、地域のご理解の下、全地区に自主防災組織が組織化されております。

自主防災組織について、現在の活動状況と活動の充実対策について伺います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

初めに、自主防災組織の現在の活動状況についてお答えいたします。

本町の自主防災組織は、平成27年5月までに町内全ての12地区で地区が主体となり組織され、地域全体の安心・安全を守るため、地域に住む皆様が自ら自主的に、お互いに協力し合って防災活動に取り組んでおります。

本町では、今年度、台風の接近やコロナ禍で令和に入って開催できなかった総合防災訓練を4年ぶりに開催いたしました。しかし、自主防災組織の今年度の活動状況は、2つの組織で防災講話や災害時の避難訓練の机上訓練を行っておりますが、コロナ禍以前のような活動に戻っていないのが現状でございます。

次に、活動の充実対策についてお答えいたします。

災害発生時は、自助、共助、公助が重要です。自主防災組織は共助の役割を果たしております。災害発生時に住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平時から自ら活動することが重要です。

本町では、これまで防災組織が行う活動の支援を行ってまいりました。防災組織が行う防災に関する講習会などへの職員の派遣や防災訓練等に係る経費の補助、また山形県等が実施する自主防災組織等リーダー育成研修会への参加支援でございます。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） なかなかコロナ禍の影響で人が集まらないという状況もあって、思うような成果というか活動ができなかったというのが実情かなというふうには思っております。

す。

今、町長からあったように、平時の対応が重要であります。やはりコミュニティでありますんで、自主防災組織は消防団と同じように、自分たちの地域は自分で守るという意識に基づいて自主的に結成されているものでございます。活動の原動力というのは、地域の助け合い、地域力であります。地域の活力はまちづくりの基本でもあります。コロナ禍で地域コミュニティが停滞しております。

町として、自主防災組織や地域コミュニティをどのように支援していくのか。まずは今あったように、自主防災組織については訓練とか講話とか、そういったもので育成をしていきたいということでもありますし、地域コミュニティの中で、活動、自主防災に限らず、地域活動でありますんで、こういった点で地域コミュニティを支援していく来年度の予算等々ありましたら教えていただけませんか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ご質問にお答えいたします。

来年度、令和5年度の地域コミュニティを活性化させるための町としての支援については2つございます。一つは、従来から行ってきました各地域、12地域に対する地域ごとの、海味だったら海味、間沢だったら間沢に対するコミュニティ助成ということで、10分の10、100%補助、上限25万円の地域づくり活動補助金を12地域全地区分用意しています。

加えて、その地域もそうなんですけれども、私これしたい、私たちこれやりたいという町民の自由なコミュニティを形成するために、今年、菅野町長から、就任してから初めてつくったまちづくり団体活動補助金、これも25万円まで、10分の10、100%補助ということで、こちら10団体分用意してございます。総額550万円の予算を組んでいるところです。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 訓練だけでなく、こういった地域づくりを行いながら、お互いに連絡を取り、お互いを知り合って、お互いを助けていくということが重要でありますんで、ぜひこのコミュニティ助成金を活用して地域の絆を強くしていただいて、やっていただければというふうに思っております。

一時期、防災士を育成しようという活動が大分呼びかけで、防災士を育成していただいた地域もございます。今後もこの防災士の育成、研修、活用等について、町としてお考えがございましたら教えていただけますか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ご質問の防災士につきましては、各地区の自主防災組織が設立されて以降、これまでの間、県などが主催する講習会のほうに自主防災組織のほうからご参加をいただきまして、育成に努めてまいりました。現在までのところ、6人の方の防災士が町内にはいらっしゃるということになります。

議員ご指摘のように、今後とも、ただここ数年、コロナ禍でこの防災士の講習会の開催等も中止になったり縮小されたりというようなこともございましたので、恐らく令和5年度からは従前の開催の形態になってくるのだろうというふうに考えておりますので、この防災士の育成については町としても当然取り組んでいくべきことと考えております。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） そうですね、コロナ禍でなかなかいろんな講習会等も中止になっていますんで、今後はできると思いますんで、ぜひ積極的に支援をしていただきたいというふうに思います。

自主防災組織、地域の活性化ですね、自主防災の活性化のためには、消防団との連携や他の地域の自主防災組織との連携、また福祉ボランティア活動等、こういった団体との連携を図っていかねばなりません。自主防災組織の活動充実を図るために、研修会や講習会、活動資機材の整備を図り、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、もし町長のお考えがございましたら、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 当たり前のことなので、対応していきます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

それでは、質問の3番に入らせていただきます。

災害ボランティアの受入体制です。

町長が就任してから積極的に実施しています各種団体等との連携協定や地域おこし協力隊、ONSENガストロノミーやじよせつたびなどによって関係人口がかなり確実に増加しているというふうに思っております。もし西川町に有事があった場合、すみません、災害が発生した場合ですね、こういった多くの関係人口の方がボランティアに来られるのではないかと

いうふうに思います。

災害ボランティアの受入体制についてお伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきました災害のボランティアの受入れということで、今、関係人口もございますし、あとは私の会社のほうでも2,800人のメンバーいますので、多分そのメンバーが手伝ってくれるのかなと思っております。

ただいまのご質問にお答えしますと、西川町議会からの政策提言においても回答しておりますが、ボランティアの受入体制については、西川町地域防災計画第2編の災害予防対策計画の第14節、災害ボランティア受入体制整備計画に基づき対応してまいりますというふうにご回答をしたところでございます。

ただ、町の総務課の危機管理係と健康福祉課、また町の社会福祉協議会の分担を整理すべき細かい事項もあるなど感じております。

このため、9月1日の防災の日までに対応するように、佐藤総務課長と佐藤健康福祉課長と約束して、社会福祉協議会にもしっかりお声がけして、訓練を含めた具体的な受入体制の整備を図っていきます。可能でしたら、その際には、机上ではなくて、限りなく実践を想定した訓練も行いたいと考えております。本日、綱取区長がお越しいただいておりますので、もしよろしければ、実証してもいいよという区長様にお声がけをして、できるだけ実践を地域で行っていききたいなと思っております。

なお、両課長に、半年以内、9月1日までと半年にわたる約束でございますので、もし進捗状況を把握されたいというか、ぜひしていただきたいと思っておりますけれども、また再度質問いただければ、私らの進捗に対して気づきも得られまして、議会の知見も活用して、共につくり上げるようなボランティア受入体制を構築できればと考えております。まさに議会の役割であります行政監視機能の発揮につながると思っておりますので、ぜひお待ちしております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 西川町の総合防災計画、この中に災害予防対策で災害ボランティア受入体制整備計画というのがあって、ボランティアセンターの設置マニュアル、これが平成27年3月に設定されております。町と社会福祉協議会が協働で対応するのかなと。

ただ、町の場合は、直接、被災者の対応とか、災害への直接対応とか、かなり業務的にはハードになっていきますんで、ボランティアの受入れ、こういったものについてはできれば社会福祉協議会がやっただけだと楽なのかなというふうに思っているんですけども、

これまでこういった訓練を実施したことがあるのかどうかお伺いします。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 荒木議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、社会福祉協議会として訓練を行ったことがあるかどうかというふうに理解しておりますが、実際にこのマニュアルに基づきまして訓練等を行った事実は今のところございません。

以上でございます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 社会福祉協議会だけではなかなか難しいのかなというふうに思っていますので、ぜひ行政側も協働してやっていただければと。

今、町長のほうから9月までにマニュアルをつくっていく、計画をつくっていくということでございますので、ぜひその中において検討していただきたいと思うんですけれども、災害時の社会福祉協議会の取組というのは、今あったようなボランティア活動の支援とか、生活福祉資金の貸付事業とか、共同募金、災害ボランティア活動支援プロジェクトとか、全国の災害ボランティア支援団体ネットワーク、こういった事業をしなきゃならないというふうになっております。これは、常にこれを対応するだけの人数を置きなさいというわけではないわけですね。もし有事の場合に、これに対応できるような組織なりチームをつくるということになれば、もし有事の場合には、ここに集まれるような人をつくっておくべきなのかなというふうに思っております。全て社会福祉協議会でこれ全部賄えというのは無理なんで、ですから、例えば何とかのOBの方とか、そういったものの方をお願いしておいて、いざ有事の場合にはそこに集まって、その組織が最大限にその能力を発揮できるような仕組みにすると。

先ほど申し上げたように、行政としては災害被災者とか災害そのものへの対応、こういった対応でかなり追われると思います。避難所の運営もでございます。ですから、ボランティアの受付等については任せられるよというような仕組みをぜひ今回検討するというところでございますので、それを参考にしてつくっていただいて、お願いしたいなというふうに思います。消防団ではございませんけれども、こういったものも訓練をしておかないと、いざ有事の場合には全然動けなくなってしまいますので、お願いしたいなというふうに思っております。

9月までにつくるということでございますけれども、今言ったように、社会福祉協議会だけではボランティアの受入れを行うのは困難であります。町や県、他の社会福祉協議会との

連携も必要であります。これに対して、今から計画なんでしょうけれども、連携、支援する何か方針とかありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 荒木議員のご質問にお答えをいたします。

いただいたご意見のとおり、当然社会福祉協議会あるいは町だけでもできないことがございますし、関係する機関とは積極的に連携を図りまして、できれば目に見える形で協定を締結するなどいたしまして、有事の際に動けるような体制を整備したいと思っております。具体的にどこの団体等ということについては、今のところございません。

以上でございます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ぜひ、共同でやるということでもいいと思いますけれども、中心となるというか、権限が一番真ん中にあるところだけはしっかりしておかないと、誰がやるのか分からなくなってしまうこともございますので、ここだけはしっかりと、どこどこが担うよと、例えば社会福祉協議会であれば社会福祉協議会が担うよとしておかないと、どちらかになっとなってしまいますので、このところはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ここは町長の目指す町民の安全・安心と未来づくりに欠くことのできない安全・安心対策でございます。今回は消防団の活性化対策と団員の待遇改善に積極的に取り組んでいただきました。他の項目についても前向きに取り組んでいただきたい。当たり前のことだと町長はおっしゃったんで、ぜひ当たり前のことを前向きに取り組んでいただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○古澤議長 以上で、2番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○古澤議長 続いて、6番、大泉奈美議員。

〔6番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○6番（大泉奈美議員） 6番、大泉奈美でございます。

今日は傍聴の方がたくさんいてにぎやかな議会になっておりまして、大変うれしく思っております。

では、質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症、さらにはインフルエンザが蔓延している中におきまして、病院の先生はじめ、医療従事者の皆様、各関係の皆様感謝を申し上げます。

また、連日、除雪や町の活性化に尽力されておられます地域おこし協力隊、インターン生、各関係の皆様に対して敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。当入間地区においても公民館の除雪をしていただきました。本当にありがとうございました。

それでは早速、町立病院の経営について質問に入ります。

令和4年3月から、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定の通知、公表がありました。町では、令和4年度または令和5年度中に経営強化プランを前向きに取り組むとしています。

2月5日に行われました西川町立病院経営強化プラン策定委員会を傍聴させていただき、それを踏まえまして、次の質問をいたします。

質問の1番です。

コロナ禍において、先生方をはじめとする職員の皆様におかれましては、大変な日々が続いていると思うところでございます。現在、町に訪れておられる地域おこし協力隊、地域おこしインターン生など各関係の皆様の初診について、休日・夜間の発熱外来の対応はどのようにされていますか。また、令和4年度1月までの外来と入院された患者さんは何人ですか。現状と推移をお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 大泉議員のご質問にお答えします。

3点ご質問があったかと承知しております。

まず、インターン生など地域おこし協力隊の休日・夜間発熱外来はどう対応しているかという問いでございます。

こちらは、インターン生などにかかわらず、町民であっても休日・夜間の発熱外来は行っておりません。休日・夜間の発熱外来は、町民の皆様においても行っておりません。発熱外来は、西川町におられなくても、保険証があれば平日の発熱外来の診察を受けることができます。

なお、休日・夜間の対応として、先ほど申し上げたとおり、休日・夜間は発熱外来は行っていないということですので、緊急外来は対応しております。個別の医師によって判断し、緊急外来に該当するという場合は、休日・夜間であっても診察を受けることができます。

続いて、令和4年1月までの外来と入院患者は何人ですかという問いに対してお答えいたします。

令和4年4月から令和5年1月末の数字でございます。外来は1万8,551人でございます。前年比プラス1,257人、プラス7%でございます。入院患者のほうは、1日の累計患者数の累計でございます。こちらはつまり4月1日に10人、4月2日に9人の入院患者がいた場合には19人という形でカウントすることになりますが、そのカウントでいたしますと1日の入院患者数の累計は4,084人でございます。前年比マイナス164名、比率はマイナス4%でございます。

また、現状をお話し申し上げましたけれども、外来と入院の推移に関しましては、いつからいつまでかご教示いただければ、担当課長の飯野事務局長がしっかりお答えさせていただきますので、ご明示いただきますと幸いです。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 答弁ありがとうございました。

発熱外来、夜間は行っていないということで、実は私もホームページを見させていただきまして、受付時間は、外来については7時半から11時30分、診療は8時45分から12時まで、午後は急患対応のみであると。夜間につきましては完全予約制で実施します。当院で治療中のみ対象です。受付は5時から6時、診察は5時30分からというふうに、そのほかに、風邪症状や熱のある方は受診前に電話をお願いします。感染対策の施された専用の部屋で診察しますというふうにホームページのほうに書いてございます。

やはりこれから関係人口・交流人口の事業を行いますと、突然の病気やけがが予想される場所があります。急にけがしたけれども、どこに行けばいいのと聞かれたときに、時間内

であれば町立病院に受診していただき、診察をしていただき対処していただけるかなというふうに思いますが、必ずしも日中に限るということはなく、やはり熱が出てくるのは夕方、夜にかけてとかというふうになった場合、例えば誰に相談したらいいかという、まだ西川町に来て日が浅いのに、知り合いもあまりいないのにどうしたらいいかなというところが出てくるかと思います。そんなときには、受診前に電話をお願いしますと町立病院のホームページでうたっておりますので、ぜひ電話が、こういった病院にご連絡をいただきましてとかという案内をしていただくと非常に助かるかなというふうに思います。

いつも健康でばかりいるわけではなく、やはり除雪とかされますと、汗をかいて寒くなって、ちょっと風邪ぎみだなという方もおられると思いますので、ぜひこの点につきましては、今コロナとか感染症とかありまして、いろいろ病院のほうも大変かとは思いますが、もし電話が行きましたら、親切な次の対応をしていただければなというふうに思うところです。

この点について、ちょっと病院では、例えば電話で夜間来ましたらそういった案内もしていただいているのかということについて、ちょっと一つお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 ただいまのご質問にお答えします。

夜の診察に関しましては、医師の判断のほうで行っておりますけれども、夜間というようなこともございまして、検査や受入れの体制が難しいこともあるのかなというふうなことでございます。職員のほうが丁寧な説明に心がけまして、夜の診察を受けられないというようなときにもご理解いただけるように努力してまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） では、そういったことで、多分、病気したときどうしようというのは、どこに行っても心配することかと思ひます。町に唯一の病院でございまして、ぜひ、そういった電話があった場合は親切な対応をしていただきたいということをお願いします。

あと、先ほど、令和4年度1月まで外来・入院というふうに質問をしましたが、私も、私ではないんですが、実家の母親を連れまして4週間に1度は町立病院に伺っております。もう席、満席なほどに患者さんがいらっしやって、ああ、この人数がやっぱり来ていただいて、外来もさっき7%増ということで、外来、多くの患者さんがいらっしやっているんだなというふうなのは感じているところですが、入院患者さんの推移、コロナ禍ということもあつた

とは思いますが、令和4年3月、年度の初めですけれども、3月から令和4年12月ぐらいまでの月別の人数が分かりましたらお願いいたします。

○古澤議長 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 3月の資料をちょっと手持ちでないので、4月からの数でよろしいでしょうか。

4月の入院患者につきましては、前年に対しまして87%ほどというようなことになっております。外来……、

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○飯野病院事務長 人数ですか。4月の入院につきましては388であります。5月につきましては373、6月につきましては435、7月につきましては533、8月につきましては452、9月につきましては283、10月につきましては321、11月が401、12月が323というようなところでございまして、入院患者のほうが前年に比べて多かったというのは6月、それから7月、8月というようなところでございます。

以上であります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 詳しい数字をお伺いしまして、ありがとうございます。

先ほど、入院患者の人数をトータルでお聞きしまして、昨年比マイナス4%というふうなことでございました。このちょっと減った理由はどういったことかなと、思い当たることで結構なんですけど、お聞きいたします。

○古澤議長 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 一つは、患者さんが減ったというのは、コロナ禍における入院控え等々があったのかなというようなことで考えておるところであります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） コロナも人数が減ったり多かったりというのは昨年の傾向であったということは私も承知はしております。

ただ、やはり病院の経営からいきますと、入院患者さん、患者さんが増えて一円でももうかるという考え方では、それはちょっと病気が増えてきて悪いことなんだなというふうには思うところではあるんです。でも、やはりこれからの経営を考えていきましたら、やっぱり外来は今増えているということで、これはよかったなというふうには思いますが、やはりこのマイナスになった部分を今後プラスに変えていくということが必要かなというふうと思う

ところでは。

ですので、ぜひ病院内でも検討を進めまして、健康な入院患者さんとは言いませんけれども、そういった入院の方が増えていくような対策を行ってほしいかなというふうな気持ちも込めまして、次の2番の質問に移ります。

町立病院は、地域ケア病床について、病院のホームページを見ても、具体的な対応や期間など見ることはできません。地域ケア病床がありますよと言っておりますので、この地域ケア病床について積極的に受入れを行っていますか。また、入院される患者さんに、地域ケア病床というのはこういう仕組みで、こういう期間で、こういう料金がかかりますよとか、具体的な説明をされているのか、現状をお聞きます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

まず、積極的な受入れを行っていることでよいかという点でございますけれども、まず結論から申し上げますと、私から見れば、積極的に受入れを行っているとは言えない状況だと思えます。

本町の場合は、令和2年9月から包括ケア病床を開設しております。議員ご指摘の包括ケア病床のホームページの件でございますけれども、誠に見にくいものではございますけれども、一応病院のホームページには掲載しております。掲載しておりますけれども、ご指摘の金額や仕組みを載せているにとどまっておりますので、その点は必要なのかなと思ひまして、今月中に対応していきたいと思ひます、でいいですか。オーケー。今月中に対応します。ホームページについては今月中に対応しますと。

また、積極的に受入れを行っていないと私、申し上げましたけれども、こちらの見解については、入院された方で包括ケア病床の利用可能性のある方も、当然の話ですけれども、そういった患者様に対しては個別に包括ケア病床の利用を勧めております。しかし、議員がご指摘されているように、入院される前の患者様に対して、町立病院において包括ケア病床があるから使ってほしい、空いているから使ってほしいというような積極的な広報は不足していたと考えております。

議員のご指摘も踏まえまして、もう検討するまでもなく、こちらのほうは改善してまいります。具体的な広報については、少し時間をいただきまして、4月末までにまとめるように担当課長に指示します、いいですか、ので、ぜひ追加でのご質問、選挙後の臨時会などもございますので、ぜひ状況を確認する質問をいただければと思ひます。

以上でございます。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 積極的な答弁をありがとうございます。

もう一度確認をさせていただきますが、ホームページの掲載につきましては今月中に、今月というのは3月でございますので、3月中に対応をしていくということで、地域包括ケア病床、入院された、個別にとか、積極的にという部分については4月までにまとめ、来年度、受入れを行っていく体制を整えていくというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

地域ケア病床と緩和ケア病床って意外と区別がつかない部分が実はあるかなというふうに私、思っているんです。ケア病床とは、急性期治療を経過し症状が安定した患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟と。これは、病院に入院しましたが、このケア病床に入院をして元気になって、在宅とか介護施設に行きながら、リハビリを行いながらやっていくという病棟でありまして、緩和ケア病床は、ちょっと重症になってしまったなというところではないとの区別をしっかりと、やはりホームページ、今ホームページをしっかりと見る人が多いですので、これを見て、ああ町立病院、リハビリの先生も3人もおられるし、先生方も充実しているので、ちょっとここにお願ひしようかなというふうになるかと思いますので、地域ケア病床についての説明をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、先ほどホームページ、今、地域ケア病床について申し上げましたが、そのほかにも、放射線科という項目を見ますと、その中に、エックス線透視撮影、エックス線を用いて胃や大腸や骨部などリアルタイムに観察部位をモニターに映しながら検査、処置、治療などを行います。あとはCT撮影、超音波検査、これはエコー検査で腹部臓器全般、心臓、乳腺、甲状腺、頸動脈などの検査を行います。あともう一個は眼底カメラ、緑内障などの目の疾患や高血圧、高脂血症、動脈硬化の診断に役立ちますと。町立病院とはこんなにすばらしい機材がそろっているのかと、正直申し上げまして、このホームページを見て確認させていただきました。

放射線関係の機材が整備されていることから、やはり検診に力を入れて、通常の検診のほかに、こういったエコー検査とかというふうな検査にぜひ力を入れてやっていただきたいなというふうに思いますが、ちょっとこれについての見解を病院長にお伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 検診関係につきましては当病院の売りでもございますので、力を入れてやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 今、事務長のほうから、力を入れてというお言葉を頂戴いたしました。事務長、力を入れてやっていきたいというふうには言いましたが、私だって、実は、病院というのはプロの集団であります。先生もいらっしゃいます。看護師さんもいらっしゃいますし、検査の方もいらっしゃいます。ですので、先生方、職員の方としっかり話合ひを進め、今チームをつくって、チーム力という言葉で職員の方、動いておりますので、ぜひ事務長、頑張っていていただいて、病院のチームをつくっていただいて、この辺を進めていていただきたいというふうに思ひます。

やはり検診に力を入れますと、町立病院は再生期治療の病院ではございませんので、村山地域の県立中央病院とか、済生病院とか、山形大学病院とかに紹介をしていただきまして……

○古澤議長 大泉奈美議員、ちょっとこれ、ケア関係のほうのところになっています。そちらの方面で願ひします。

○6番（大泉奈美議員） はい。では、かかりつけとしてやっていていただきたいというふうに思ひます。

それでは、質問の3番に入ります。

質問の3番で、今、検診のことに触れてしまいましたけれども、現在、常勤医師が3人、非常勤医師がお一人体制で診療を行われています。整形外科の先生をお願いするのに4年かかりましたという委員会の中での説明がありましたが、今後の医師の体制について見解をお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の町立病院の医師の体制についてのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

昨日も医師3名の方と1時間半、しっかり意見交換をさせていただきましたので、そちらのお話も踏まえまして対応策を考えてまいりましたので、ご質問いただきどうもありがとうございました。

今後も常勤医師は4名体制が望ましいと感じておりますので、その維持を考えていきたい

と思っております。

しかしながら、町の条例で医者、医師の定年が70歳と規定されております。議員ご指摘のとおり、医師の確保は必要、相当の期間も要するわけでございます。先を見越して対応してまいります。

ちなみに、高齢のお医者様も、町立病院においては2名ですかね、いらっしゃるものから、しっかり早急に対応しなくちゃいけない問題だと認識しております。

これまでは、医師の確保に向けて、西川町は、山形大学や自治医大に対しまして、複数の首長が集まって、まとめて自治医大などに対して要望をするといった会には参加しておりました。また、山形県への課長からの事務的な医師派遣依頼ということを行ってまいりました。私から見ると、これは実に他力本願の対応が中心で残念だなと思いました。

今後は、私の友人でもございます新潟県の津南町町長が、新潟県津南町で病院再生や医師確保の事例がありますので、参考にしながら、私は毎年必ず1回以上は医師の確保に向けてトップセールスを行って、安心して西川町にお越しいただき、何かあったら私に言ってほしい、しっかりトップとのパイプがある中で働いてほしいというお願いをその自治医大や山形大学に限らず行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 大変前向きなご答弁をありがとうございました。

正直申し上げますと、私たちも今まで病院の強化プランについては、こういうものをつくりましたというのはいただいておりますが、その経過が見えてこなかったというふうなのは正直なところですが、2月に傍聴させていただいて、病院もいろいろ苦勞をしながら、いろんな方向性を向けながらやっていらっしゃるというふうに感じたところです。

また、この策定プランの中には具体的なタイムスケジュールなどもありまして、3月には町民の対話会も行っていきたいなど、10月までは委員会を開きながら、11月には答申をしたいという、こういったことの流れを話し合われていたというふうに理解しました。

やはり先生の確保というのは非常に大変でございますので、ぜひ、今、町長がおっしゃったように、町長の人脈を利用いたしまして、ぜひ先生の確保をお願いしたいというふうに思っています。

あともう一点は、策定委員会の中では、やっぱり子どもたちの小児科という希望のご意見もあったように思いますので、このことも、この科をつくってじゃどうなるかということも

ありますが、そういったご意見もあったということも踏まえながらよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、質問の4番です。

町立病院は現在、高齢者の方が多いでして、行きますとやはり友人、知人との語らいの場的なところにもなっております。また、売店に行つて茶菓子や日用品などを買物をする楽しい場所であり、入院された患者さんや家族にとつても、不足した日用品などを補充してもらえる必要な場所と考えます。帰りのバスを待っている方などのため、売店を併設したスペースを確保してはどうでしょうかというご提案を申し上げます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答申申し上げます。

こちらのいただいたご提案に関しまして、担当課長が、私もいい提案だと思ひまして、現場の病院スタッフと幹部とともに実施できないか検討してほしいとお願ひをいたしました。

その結論といたしましては、病院サイドとしては、ご提案を実施することは難しいとの判断になったと聞いております。この理由に関しましては、病院は、条例の設置目的にもある町民の健康保持に必要な医療を提供する施設であると。また、昨今の感染症の流行など外部的要因を踏まえて考えますと、必要性は認識しつつも、現状では対応できないというふうなご回答を申し上げます。

私も、いいご提案なのでいいかなと思つたんですけども、現場サイドの声でございますので、そのあたりは尊重させていただきたいと思つております。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） やはりいろんな人が入れば病院も感染率が高くなって院内感染につながるということもあれば、なかなか難しいかなというふうには思ひますが、1点だけ確認をさせていただきますが、先日の予算審査委員会の中で、売店は3月末でなくなるのお話でしたが、このことについて決定事項であるというふうには思ひましたが、ちょっと理由について1点お伺ひしたいというふうに思ひます。

○古澤議長 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 これまで、売店につきましては病院のほうと患者さんのために売店を開店していただけてきたところでございますけれども、令和4年度の4月からアメニティー関係の業者さん等々も入りまして、入院セットの導入ですとかそういう部分がありまして、経営のほうにもかなり支障が出ているというふう聞いてございます。

そういうようなこともございまして、売店のほうにつきましては一旦3月までで閉店というようにことになりまして、4月からはおむつ等に関しましては業者さんとかの対応というように今のところなる見込みでございます。

以上であります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） ちょっと最後のほう、ごめんなさい、分からなかったのもう一度、4月からは業者さんがどのようになさるか、すみませんが、もう一度確認をさせてください。

○古澤議長 再度回答、飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 4月からは入院患者さんの物につきましては直接業者さんが入れるというようになるかと思えます。または、おむつ関係については家族の方が入院患者さんのほうにお持ちになるというような状況になると思えます。

以上であります。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） これからちょっと入院患者さんを増やして、短期の患者さんを増やして病院の売上げを上げたほうがいいんじゃないかというふうには思っているんですが、患者さんの利便性とか、あとは外来に来た方、あそこにしかないお茶請けあるのよという、実は声も聞いております。残念なことではありますが、今後どなたか、あそこで売店を開いていただける方がおりましたらという希望を持っていきたいなというふうに思っているところです。

病院につきましては、私は、実は今までこれといった持病もなく、全然薬も飲んでいなく、正直かかりつけはおりません。逆に実は今心配をしているところです。でも、町立病院には両親はお世話になりまして、まだ今もお世話になっております。それに、全国的にも公立病院の経営については厳しく、山形新聞にも掲載されておりますが、河北・寒河江病院統合視野というふうな記事が時々出てきます。山形県も、村山地域においても統合などが議論されているところではありますが、町立病院は町唯一の医療機関です。自分事として今日お話ししたことを皆さん聞いていただきまして、町立病院、自分事として考えていかなければいけないというふうに思っております。ここがスタートかなというふうに思っておりまして、今年度、対話会も数回行われるということで、立場的には意見が言えるのか、傍聴者なのかということちょっと分かりませんが、ぜひ参加していきたいなというふうに思っているところです。

これから、町立病院の経営、一円でももうける策をぜひお願いしたいというふうに思います。最初はやはりホームページ、これをしっかり、もちろんチームですから、先生、看護師さん、職員の方、全員でどうしたらいいだろうというのを考えながらやっていただきたいというふうに思います。

全くこれは私ごとであります。今まで5年間、14回、17件の一般質問をさせていただきました。最後です。

質問することによって町の政策が見えてきますし、各担当課の方、課長さんはじめ、係の方とお話することによって自分の学びとなりました。質問したことについては、現在進行形の事業が実は私、あります。大入間川、今、着工中でございまして、来年度には完成を予定しております。健康診断その後にということで、インボディというのも今保健センターで毎月、私も参加させていただいております。

そんな形で、本当に現在進行形の事業、事業をするのに職員の方は非常に大変なことだったかというふうには思いますが、ぜひ今後も町民の健康、ちょっと健康を害したなら町立病院というふうには、そういう流れになるように、期待しております。

最後になります。

これは、明日行われます、私も所属する西川町消防団初任科・幹部科・女性団員科の講習会、明日は62名の団員が参加されます。ほか、あとは関係者の皆様、本当に大変でございしますが、ご苦労さまでございます。さらには、夜間2日間、練習をして、心肺蘇生の展示、講習を行う女性部員に対しまして、こんな高いところからではございますが、エールを送り、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、6番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◇ 菅野 邦比克 議員

○古澤議長 続いて、5番、菅野邦比克議員。

〔5番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○5番（菅野邦比克議員） 5番、菅野邦比克です。

質問に入る前に、この冬に町内で除雪で困っている1人暮らしの老人、老人だけの世帯の

除雪に当たられている地域おこし協力隊の皆様やインターンの皆様に御礼申し上げます。除雪をしていただいた方より大変感謝の意を受けておりますことをまずご報告申し上げ、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日は3件の質問をさせていただきます。

最初に、副町長の選任についてということです。

菅野町長は、令和4年4月に就任以来、1年がたとうとしています。この間、副町長不在という形で公務を行ってきましたが、就任当初と比べて業務量も多く、来庁される方々も増えております。また、出張の多さも格段に増えていることと思ひます。現在のところ支障はないように見受けられますが、副町長を置いて仕事の役割などを検討してはどうかと考えます。副町長の選任についてどのように考えているのかなど、質問をします。

まず最初に、副町長の選任について、例えば若手の方や年配の方、出向者を受け入れるとか、それとも、町内の人口の半分以上が女性でありますので、女性を登用して、女性の目線で行政を行うなど、いろいろな考えがあると思ひます。副町長の業務内容も多岐に渡ること承知しております。

現在、副町長の選任をどのように考えているのか、また町長はいつ頃議会で提案される予定なのか、質問させていただきます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 菅野議員のご質問にお答えいたします。

副町長の選任についてでございます。

いろいろご提案いただきましたけれども、まず女性だということを決めて副町長に登用することはございません。ただし、公約で、ぜひ女性の目線で事業の企画立案をしたいと思ひますので、子育て世代の政策アドバイザーを設置したいというふうに書かせていただきました。こちらは本年10月までに就任するように段取りしてまいります。女性政策アドバイザーは10月までに段取りしますと。

先ほど議員からも、出向者、多分恐らく国や県の出向者のお話だと思ひますけれども、私は、出向者の話、関連で申し上げますと、西川町の農業は、後継者問題による耕作放棄地の増加が推定されることから、ここ10年が我が町の農林行政の勝負どころと見込んでおります。また、役場の組織改革においても国の最新の組織運営を持ち込みたい、今、私が持ち込んでいるところでございますけれども、さらに深く持ち込みたいと考えております。

このためには、恐らく、今調整しておりますけれども、県内の町村では初めてとなると思いますけれども、農林水産省からのキャリア官僚に出向をしていただく方向で調整しております。

なぜ、農林水産省が我が町にこんな特別な対応をしていただけるのか。この理由は、先日聞いております。まず、私の官僚時代の活動と、私の民間人としての活動を調べて、高い関心を持っていただいた点が一つ。もう一点は、昨年7月に施行された新しい法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆるみどりの食料システム法に基づきまして、県が制定しましたみどりの食料システム基本計画において、我が町は日本で最も早く地域認定をいただいております。それは、西川町入間地区における木質バイオマス発電を利用した次世代型施設園芸、これまで西川町がハウス園芸は雪の多さから諦めていた分野でございます。これを最新の技術をもって環境に優しい販路を確定した農作物作り、通年型農業にチャレンジする、こういったことが認められ、チャレンジし続ける自治体だということで出向を決めていただいたようでございます。挑戦し続けることは国からも注目され、貴重な人材を呼び込む契機になると考えております。

さて、副町長について申し上げますと、当面考えてはおりません。不在で危機管理の観点からは、百戦錬磨の佐藤総務課長に一任する体制を取っております。事務において不都合な点があったか、私も心配になりましたものですから、全課に確認をお願いしたところでございます。その結果、不都合な点はなく、むしろいい面が評価されております。財政の削減、副町長におかれましては1,500万の財政削減効果がございます。また、考えの統一化、意思決定の速さ、業務の効率化など、メリットのほうが多いという職員からの声でございましたので、じっくり人選を考えさせていただきたいと思っております。

当初は、今年の今日、山形新聞に私が立候補するという記事が載りました。その頃は、地方行政は初めてなものですから、不安な面もあったものですから、内部からの登用を考えた時期もございました。危機管理面で安定感のある佐藤総務課長か、私が最も重視する関係人口拡大など先進的な事業に精通し、最も判断も早い荒木政策推進課長か、私に足りない部分を持ち、バランスの取れた佐藤尚史健康福祉課長か、私が就任後、生まれ変わったかのように前向きに仕事をこなし、成長の著しい眞壁建設水道課長や安達学校教育課長か、もしくは共通の趣味がサウナという私のオアシス的な存在である奥山生涯学習課長など、いろいろ考えました。

しかし、今、副町長に必要なことは何なのか、考えました。施政方針でお伝えしたとおり

でございます。必要なのは、経営力を持った人材だと考えております。私は43歳で町長となり、若輩ではあるものの、民間企業での経験を踏まえ、しっかり西川町を経営してまいります。西川町の経営資源を最大限活用し、利益の最大化、つまり町民の幸福と町の発展を図ってまいります。町長も、副町長も、名誉職ではありません。経営の感覚をしっかりと持っていないてはいけません。なぜなら、以前と違って、今の地方活性化は自治体間の競争を前提としているからです。私も副町長も力を合わせて、我がまち西川町を勝ち組にする使命があります。こういったことから、しっかり経営力のある人選を考えてまいりたいと思っております。

ちなみに、補完する存在といたしまして、町長室に今、秘書に常駐していただいております。まさに私の右腕となって対応していただいております。その方は地域おこしインターンの方でございます。しばらくは、不都合を感じることも、職員もないと感じておりますので、挑戦し続ける町としてどなたがふさわしいのか、じっくりと吟味させていただきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 詳しく大変ありがとうございました。

なかなか私も、副町長というのは、やはり町長の補佐役であったり、黒子役であったり、いろんな業務があるかと思えます。現在、町長はかなり日本全国飛び回っておりますので、その辺の権限を少し落として、また別のやりたいことがあれば、そちらのほうに向けられるのかなというような思いがあって、ちょっと副町長の選任というようなことを述べさせていただいたところでございます。

今の答弁では、優秀な各課長さんがいっぱいいらっしゃいますので、今のところはなくても不都合はないというふうなことでございますので、これからいろいろと時間をかけて人選していただければそれでよろしいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件については、以上で質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

西川町におけるデジタル田園都市国家構想についてというふうなことです。

国は、デジタル田園都市国家構想基本方針で、全国どこでも、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指しております。町長が就任してから、西川町もデジタル田園都市国家構想に向

かってかじを切っております。

デジタル田園都市国家構想とはどういうものなのか、またデジタル田園都市国家構想交付金というのはどういう資金なのか、それが西川町にとってどう関わってくるのかなど質問をします。

質問1、デジタル田園都市国家構想というのはどういう構想なのか質問いたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私の古巣であるデジタル田園都市国家構想実現会議事務局のご質問をいただきありがとうございます。

デジタル田園都市国家構想とは、国のホームページには、豊かな暮らしと持続可能な社会を実現する構想でございます。デジタル田園都市国家構想が目指すものは、地域の豊かさはそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた、魅力あふれる新たなまちづくりです。

国は、具体的には、暮らしや産業などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域の皆様に届けていくことを目指すものでございます。このデジタルの恩恵を地域の皆様に届けていくということが重要でございます。

今申し上げたのは国の解説でございますので、若干難しい点もございますので、少しかみ砕いてご説明いたしますと、何も、誰もがデジタル、携帯などを使えるようになる必要はありません。これはよく誤解されるところでございます。

例えば、将来的にですが、電話で薬を予約する。何らかの方法でマイナンバーで本人確認を行い、これまでの医療情報を受け取った薬屋のほうを開示して、それがドローンで、例えば小山などの中山間地域に薬がその日のうちに届くなどのサービスが理屈上可能になると思います。これは、必ずしもエンドユーザー、薬を頂く側がデジタル機器を触っていなくても薬が家に届いてしまうということが重要なのでございます。まさにデジタルの恩恵を地域の皆様に届けるということで、ここで重要なのは、仕組みづくりは、行政がデジタルを活用した仕組みを取り入れ、エンドユーザーである薬をもらう方は便利なサービスを受ける、これがつまりデジタル田園都市が求めるサービスでございます。

こういったことを我が町でも交付金を得て実践していきたいと考えております。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

デジタル田園都市国家構想、いろいろ回ってみて、なかなか自宅にいられるお年寄り、言葉は知っていても内容がちょっと分からないという方が結構いらっしゃいましたので、いろいろと対話会などでも説明されていると思います。これからもどういうものなのか詳しく説明していただければ大変ありがたい。

デジタルの国家構想というのは、先ほど話あったとおり、ウェルビーイングということで、日本国内どこにいてもいわゆる同じ仕事ができますよというふうなことでございますので、今までとは、東京に行かないと駄目だとか、山形に行かないと駄目だというようなことではないので、その点はがらっと変わってくるというふうに思っております。

この課題解決の中身、地方に仕事をつくるというようなことで、現在、町のほうでは複合施設とかコアスペースとかつくって、地方に仕事をつくる場を提供するというふうな動きがあって、いろいろと人の出入りがあるわけですが、そういった面では、一層の課題解決があるわけですが、地方に仕事をつくるとか人の流れをつくる、現在やっておりますので、これは今後とも期待して、西川町にとって非常にいいものになるだろうというふうに私は思っております。

その中で、現在、スタートアップ企業、それから観光DXとかという言葉でマーケティングの支援とかいろいろ行っております。これがいろんな事業が目に見えてくる、いわゆる5年度の予算でいくと、いろいろ形として現れて、町民の方も、ああデジタルの力というのはこういう形で来ているのかというようなものが分かるのではないかなというふうに思います。ただ、デジタルという言葉はなかなか理解しない、若い人は分かっていると思いますけれども、意外と対話会にも来られない方、うちにいる方についてはなかなかまだ理解ができていない方も多いようございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

あと現在、人の流れをつくるということで、現在動いていますテレワーク施設、サテライトオフィスの整備というのは着々とやって、いろいろとやっておりますので、そういった意味では、やはり現在、人の流れも相当増えていますし、そういった意味ではいい環境ができつつあるなというふうに思っております。

一つ、この前酒田に行ったときに、話ちょっと移りますけれども、西川町は非常にこういうデジタルの力とか、新聞に非常に出ていて、非常に元気だと。私も西川町に行ってみたくなという方がいらっしゃいまして、ありがとうございます、ぜひ来てくださいというふうなことで、新聞を毎日のようににぎわしていますので、そういった意味では非常に元気だというようなイメージに変わっております。前行ったときは、西川町はどこにあるんだとかと

いう話でしたけれども、こういうことが変わってきましたので、デジタルの力、これから大いに活用させていただいて、豊かな暮らしができるような体制をつくり上げていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

その中で、デジタルの推進委員ですか、推進委員の方もこれから養成するということがありますけれども、西川町でもこのデジタルの推進委員なんか、何名か抱えるというようなことはあるのでしょうか。いわゆる各家庭にタブレット端末などを配付するときの、いわゆる操作が分からないとか、いろいろ出てくると思いますが、こんなことでの配付、政府では約30万人とか書かれておりますけれども、西川町でも並行してデジタル推進委員を何人か抱えるという、今、将来的なものでしょうけれども、そんなことあったら、今の段階ではまだ分からないといえばそれで結構ですけれども、よろしくお願ひします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ご質問にお答えいたします。

町としての構想ですが、令和5年度で各種施策、デジ田の交付金で11本を申請してございます。こちらのほうを進めていく上に当たって、デジタルデバイド解消、いわゆる高齢者の方々など、そういった方々がどうしても携帯とか触れない、苦手だみたいなことがありましたら、そういった方々をサポートしていく体制については、ぜひ強力にサポートしていく必要があるというように捉えておりますので、体制のありようについては今から詰めていくところでございますが、そういった支援体制を取っていくように考えは持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） デジタル田園都市国家構想というのは国でも強力に進めておりますので、町も並行して進めておりますので、その辺に乗って推進していただければかなり変わってくるなというふうに思っておりますので、分からない方は、町民の皆さんには荒木課長のほうに聞かればよろしいのでしょうか。いいですか、ちょっとどこに聞けば。結構おりましたので。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

当然、政策推進課のほうにいただければと思いますけれども、まず、先ほど、ごめんなさい、私、質問のほうで、構想のところでは重要なところは、デジタルの恩恵を地域の皆様に届

けていくことが必要だと、その役割が国であり、行政なのでございます。ですので、エンドユーザーである利用者が必ずしもデジタル田園を全て理解しなくてもいいわけです。

ああ薬届くようになったね、1日でというのは、別に何でそういうふうになったかなんて、パソコンで情報が来て、これでこの人がドローンを飛ばして、住所を登録して、そこでドローンで飛ばしていくんだみたいな、これは結構難しい説明になりますので、その仕組みは行政でしっかりミスのないようにつくって、エンドユーザーは必ずしもその仕組みづくりまで理解されなくてもよろしいのかと思っておりますし、理解することも私でも不可能です、その仕組みづくりをですね。

ですので、そういった、なぜ便利になったかの背景にデジタルがある、を行政側がサービスを用意していく必要があるという構想でございます。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

それでは、このデジタル田園都市構想については、だんだん令和5年度になると見える形に出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

デジタル田園都市国家構想交付金は、現在何件の承認があり、交付金が幾らぐらいになっていますか。また、マイナンバーカード交付率が高い自治体、70%以上であれば、マイナンバーカード利用横展開事例創出型は10分の10と全額補助されますが、西川町は現在どんな事業に取り組んで交付申請しているのか質問したいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 デジタル田園都市国家構想交付金に関するご質問をいただき、ありがとうございます。

今日、せっかくですので、傍聴の方もたくさんいらっしゃいますので申し上げますけれども、このデジタル田園交付金というものは、昨年生まれ変わってこの交付金の名前になりましたけれども、7年ほど前から地方創生交付金というものがございました。7年前からです。私、昨年1月に、この交付金を西川町、私、審査する立場にあったものですから、ぜひ西川町に使ってほしいと。もらえるチャレンジは、これはただ100%受かるということではないんです。チャレンジしたところで、ここはいいよということ国の方で認めていただいて交付金を受け取る、チャレンジする補助金でございます。

私、1年前に複数の担当課長とお話しして、西川町こういうことをやりたいんだ、ではこ

ういうふうを書くとはほぼ確実に私の審査の目から通じても採択できる、ですので挑戦しようというふうに申し上げたところ、昨年は期限を迎えても提出されませんでしたという残念な思いをいたしました。恐らく、町の幹部のほうで、せっかくもらえる交付金であっても、トップのご理解がなかったのか、もらえるものをみすみす逃していたわけです。これがほかの町では7年間取り続けているものを、少なくとも西川町は単独では6年間も失ってまいりました。1,800億の予算を全国1,800自治体を取り合う予算なんです。平均1億円もらえるはずでございます、1年に。しかしながら、西川町はもらえなかった。採択を受けられなかっただけでなく、挑戦もしていなかったということなんです。ここが一番私は残念だなと、もらえるものをみすみす逃していた。なぜモウモウまつりを町の単独経費でやらずにちゃいけないかというのを私そのときご指摘しました。これは、コロナ対応の分散型の食事になるんで、これは、デジタル田園のドンピシャの政策です、ぜひ町の単独経費じゃなくて、国のお金でやりましょうよと、西川町の担当課長にご説明した覚えがございます。

今回のこういった悔しい思いをしてきましたので、私なりに国家公務員の頃から西川町の事業を洗い出して、既存の事業であってもこの交付金に該当するというものを選んで準備してまいりました。申請件数は11件でございます。山形県の担当に聞くと、県内で最も申請件数が多いのは西川町、金額も多いのは西川町だと担当からは聞いております。交付金の額、国からもらえるお金は5億3,500万、少なく見積もってもございます。その11本の中に、マイナンバーカードの交付率が高い自治体にしかもらえない、100%完全にもらえる補助金を1件申請しております。

昨日、マイナンバーカード2月末の交付率の結果が出ました。西川町は、全国の全市町村約1,800ある自治体のうち、とうとう10番目になりました。ありがとうございます。これは役場職員、役場OB、手伝ってくれた商工会の皆様、町民の皆様の努力のおかげでございます。せっかくその高い交付率でチャレンジできる自治体になったということで、早速1件、チャレンジいたしました。その内容を申し上げます。

まず、高齢者世帯を中心にタブレットを配付いたします。このパソコンのタブレットを配付いたします。その高齢者のみが住む世帯が4割を占める町ということで、そちらのほうにタブレットを重点的に配付しまして、そこで民生委員などが、防災無線のほかに、民生委員の方が呼び出して、会話をして、元気ですか、体調悪いところありませんかというような通信をできるようにいたします。また、少しずつ操作に慣れてきますと、毎日目標、介護予防強化という事業なんですけれども、例えば毎日3キロは歩きますという目標設定をすると、

そのタブレットから、例えば3時間置きに、今日はまだ1キロしか歩いていません、歩きましょうよと言ったり、今日は天候が悪いので明日にその2キロ分を回しますかみたいな、人工知能を使って会話ができるようなタブレットにする、そのために約1億円、国からもらえるようにチャレンジをしております。

以上でございます。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

夜遅くまで随分申請に関わっていらっしゃるんだらうなという気がしております。

マイナンバーも、今聞きますと、全国1,800市町村で10番目に入ったというふうなことです。この前は町と村で10番目ということでしたんですが、今回は全市町村で10番目、いやすばらしい結果になったなというふうに思っています。

昨日だかおとといの新聞に、寒河江のある方が、西川町がタブレットを配付するという記事があつて、やっぱりすごい、挑戦するのがやっぱり大事なんだという女性の経営者の記事がありましたんですけれども、やはり挑戦して初めてなし得るというふうなことです、それまでにはちょっといろいろとご苦労をおかけする形があるんでしょうけれども、結果として、やはり暮らしがよくなるというふうなものに向かっていきますので、こういうマイナンバー取得率が高い市町村だというふうなことは全国から認知されるというふうな意味合いもあつて、いろんな制度を利用しやすくなるというふうなことです、それは町民とともに皆さんで喜びたいなというふうな気がしております。10分の10というのはなかなかないと思いますので、これは今、申請率で10番目というふうなこともあつて、いろいろなこういう補助金が取れるというふうなことです、本当にご苦労さまでしたというふうなことだろうと思います。

まだまだ、来年度になってもそういう申請、新しいものには挑戦なさると思うんですが、現在、申請、受付、承認になったものについては、資金的には何年ぐらいのものが多いのか。例えば、4年、5年、3年とかというものがあつて、予算としてはどれぐらい続くのかというふうなものをお聞かせいただければというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

いろんな種類の、デジタル田園交付金と申し上げても、多く、7種類の交付金があるんでございます。ハード整備なのか、ソフト性、ソフト事業なのか、またソフト事業の中でもデ

デジタル田園タイプ1というデジタルに特化するものなのか、それとも先ほど申し上げたモウモウまつりみたいなコロナ対応に資するというようなソフト事業なのかでいろんな区分けをしておりますけれども、11件で5億強というのは間違いございません。

それで、最も短いのは1年間のものがございます、1年間のもの。ただし、先ほどおっしゃったようなタブレットを配付した介護予防をするというものに関しましては、ランニングコストというのは今後の町負担になるので、気をつけなくてはいけないところでございます。ただ、そこはデジタル田園の交付金は3年までであればしっかり確保できるということでございます。その後は、私もほかの民間としていろんな補助金を見つけてきますので、諦めずにしっかり集めたいと思います。

また、一番足の長い政策としては、デジタル田園の推進タイプ型というのがございます。これはまさにモウモウまつりとかを行う事業でございます。こちらは3年間補助を受けることができます。

さらに、西川町は5年にする権利をしやすい状況になっております。それは、これも私が1年前まで担当していた企業版のふるさと納税、町報にも載せておりますけれども、アイリスオーヤマさんからや、東武トップツアーズから寄附を受けております。この民間からの事業、例えばモウモウまつりにその民間の企業が寄附をするということになると、ぜひモウモウまつりやってほしいと寄附を受ければ、それは民間からも評価された事業だということで、3年のところを5年に延ばすことができます。西川町の推進交付金、今3本出しておりますけれども、3年のところを、寒河江とかは確かに3年で終わってしまいましたけれども、5年にできる見込みはついております。ですので、最大限の国の制度を活用している状態でございます。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

そうしますと、3年とか5年になりますと財政的に安定するというようなことで、モウモウまつりも3年間は国の補助金でやれるというようなことですので、大変よかったというふうに思っております。これからもそういう推進の申請についてはぜひ、大変だろうと思いませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の3番目に移らせていただきます。

交付金の活用により西川町はどのように変わるのか、またどのように町の行政を変えていく予定なのか質問します。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、結論から申し上げますと、この交付金の特徴でもあります申請、挑戦をするような自治体になる、挑戦し続ける自治体になる、またデジタルを活用するというふうになれば、効率的な行政、持続可能な行政ができるようになる、また国からの交付金を得られるものですから予算規模も大きくなるということを想定しております。

所信のときにも申し上げましたけれども、西川町民が、西川町に希望ありということ胸を張って昨年までは言えたでしょうか。外から私が見てきた西川町は、残念ながらそうは見えませんでした。5年間、1,800億円を逃してきたわけです。

しかし、私がリーダーを担わせていただいた今は、はっきりと8年後に生産年齢人口の増加する道はしっかり見えております。それが町民の皆様と一緒に作り上げた第7次西川町総合計画案でございます。

私は、昨今の地方創生、先ほどは経営者の感覚が必要だとリーダーの資質を言いましたけれども、最近の地方創生は、攻撃は最大の防御、つまり挑戦は最大の人口流出策と考えております。これからも町民や職員のすっだいことを実現して、対話をし、私が直接、霞が関の友人や霞が関の幹部に伺い、財源の確保を図ります。

そして、常に西川町は、これまで50億円台だった予算を常に60億円の予算規模を維持してまいりたい。そうすることで挑戦し続けるまち、予算規模も多く、町の皆様のやりたいことが実現できる、すっだいことができる町になり、マインドが変わることを期待しております。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

町長はデジタル田園都市国家構想で事務局にいらっしゃいましたんで、内容は非常に詳しく、分かりやすいと思います。

それで、予算規模が増えるということは、西川町にとってもいろんな形でやりたいことをやっていけるというふうな形に変わっていくと思いますので、来年度、56億が65億に10億円ぐらい予算アップするわけですけども、相当変わってくるかなと。先ほども申し上げましたんですが、変わってくるが見えてくると、やっぱりこう違うんだというようなことが目に見えて分かって理解しやすい。今ですと、まだ形としては出ておりませんので、いろんなものが、例えば複合施設とか、いろんな形が出そろってくると、やっぱりお金を持ってこられるということについては町民が恩恵を受けられるというようなことだろうと思いますので、これからもそういった意味でぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、西川町が7次総計の計画の中で、8年後、西川町の人口が4,000人を割らないように、生産年齢人口が増える形の計画があります。ぜひその目標を上回る形で収束、8年後になればいいなというふうに思っております。

その期待を込めまして、私の質問は、この3番目を終了させていただきます。

以上です。

○古澤議長 菅野議員、あと菅野議員の持ち時間が12時13分までほどありますけれども、昼食の時間ですけれども、引き続きさせていただきます。

5番、菅野議員。

○5番（菅野邦比克議員） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

海味の大堰の改修についてということです。

海味の大堰の改修については、今までも2回ほど質問してきました。去年の5月に国土交通省の職員の方々と問題地点の調査に同行して、確認させていただきました。いずれも難しい場所で、町や区の単独事業では負担が大き過ぎると感じられたところがございます。

海味の大堰は、海味四町内、三町内、二町内に関わっております。近年も洪水による越水の被害に悩まされております。

今後の対応について質問します。

前町長は、質問に対しての答弁で、町全体の時期を調査して検討しますと答弁していました。町内の大堰の調査は行ったのかどうか、その結果どうだったのか、質問させていただきます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まずもって、海味大堰に関しましては、度々の道路に排水があふれ、やや傾斜もあることから、坂の下の住民の方には大変ご心配をかけております。町としても、安心・安全なまちづくりに向けて管理者がしっかり対応しなければいけない問題だというふうに考えております。

ご指摘いただきました、小川前町長の議員の質問に対するご回答に関してお答えさせていただきます。

恐らく、令和2年第3回の菅野議員の一般質問に対するご回答、ご指摘だったかと思えます。議事録を見ますと、こんなやり取りでございました。

菅野議員「今すぐというわけにはいかないでしょうけれども、水門の改修の検討についてもちょっとお伺いしたいんですけれども、国のほうはもう一切構わないよというふうなこと

を言っているようなので、町としても金にかかることは承知していますが、住民の安全を守るという点について、ちょっとお昼になったんですが、その一言だけちょっと確認させていただきたいと思います」というご質問がございました。

そのお昼前のご質問だったかと思いますがけれども、当時の小川町長の回答は次のとおりでございました。

「今ありましたように小林沢につきましては、あそこの高速道路ができた時点でも大変な浸水でありまして、その後、改良に改良を重ねて現在に至っております、これまで何年かは今回の災害、前まではそういった大きな越水がなくなったなと思っておったんです。ところが今回の水は想定外と申しますか非常に大きな水でありまして、それらは各町内全般にわたる問題でありますので、これらにつきましてはさらに議員がご指摘のように、それぞれの農業施設、それから林道もそうですが、区負担の在り方等も踏まえて、さらに全体を眺めながら検討をすべきだと思っておりますので、今日は個別の問題についてはこの後よろしくお願ひしたいと思っております」という答弁でございました。

これは私なりに所見を申し上げますと、何を検討するかというのは、小川町長の巧みな答弁によりまして、全体を眺めながら検討すべきだとの答弁でございまして、私は調査を検討するとはっきり申し上げていないのかなというふうに思っております。

なお、小川町長の引継ぎにもこのような引継ぎはございませんでした。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 当時の答弁については、そのような回答だったと思っております。

私としては、全体を眺めながらというようなことがございましたので、ここだけが大堰でない、多分町内の全部の大堰についていろいろ見たり調査したりして検討するというふうな意味合いで私は取っておったんでございまして、でもその眺めるというのは何かやったんでしょうか。眺めながら調査してということで、その後の調査というのは何かありましたんでしょうか。例えばどこに大堰があったとか、ここにあったとか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

町としてはお約束していないということで、信頼する眞壁課長も同意見だったので、そういう発言をさせていただきました。

しかしながら、海味大堰の問題は、町長選挙を通じてでも地域の方々から不安な声が寄せられておりました。このため、この職に就いた7月、すぐに対応いたしまして、5月、私が

国土交通省山形河川国道事務所長に要望をいたしました。同省がNEXCOとともに海味大堰の現地視察にお越しになりました。その際には議員もご同行していただいたかと思います。

町の対応としては、ですので、以前は約束もしていないと思っていたのに、今までしていませんでしたということ……、してなかったということです。約束していないので。私が5月に一緒に現地調査をしました。その結果、大堰は農業用水路であり、区が所有する大堰と、町が所有して区が管理する高速道路下の排水路、いわゆる小林沢が、町の持ち物の排水路と区が持っている農業用水がぶつかるところが、集水ますというふうに言うんですけども、そこに雨水が集中するため、ますから雨水があふれる、いわゆるオーバーフローを引き起しているものと町と国も認識したところでございます。この柵の改修が必要かと思っております。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

この件につきましては、問2にも関わる問題です。問2にちょっと移らせていただきます。

構造上問題があると思われる水門も途中にあります。今話の水門です。水門についての対応はどうなったのかというふうな質問に移らせていただきますが、私もその水門を確認したところ、やはり水の流れがどうもおかしいというふうなことがあって、国交省の方もどうしてこんな流れになったのかねなんて話もしていましたので、その後、どのような動きだったのかちょっと、動きがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 最近の動き、最近というか、ちょっと前になりますけれども、動きをおさらいしてご回答申し上げます。

令和2年に海味区長が来庁いただきまして、こんなことの要望がございました。海味四町内地内の集水柵の水門が豪雨時の水圧により開閉に時間を要するので、何とかならないかというご要望がございました。また、同じ時期に、その地域の地元の方からは、開門しても、区長は開門に時間を要するんだということをおっしゃっていたんですけども、地元の方からは、開門してもなおオーバーフローが収まらないんだという意見がございました。この2つの意見をまずどちらが原因にあるのかということを考えなくてはいけないと思っております。

前者、つまり開門の時間に時間を要するのではないかという件につきましては、豪雨の際に、危険が少ない、豪雨の際、危険が大丈夫だというタイミングで、私と眞壁課長が地元の

方と共に雨がっぱを着て集水桝の排水状況を確認するということしております。ただ、幸運にも私就任後、そのような豪雨のタイミングはなくて、豪雨があった場合には、私と眞壁課長が駆けつけて現地調査を行いたいと思います。

また、これはあまりお金のかからない話なのですぐ対応はできるんですけども、次の後者、つまりもう開門してもオーバーフローになっているんですよという地元の方のご意見について、もしその点が確認された場合には、この集水桝は、先ほど申し上げたとおり、海味区が所有する大堰と、町が所有する小林沢、高速道路からの排水路の交差点にあることから、交わらないような立体交差をするなどの改修が必要になってくるかと思います。

いずれにいたしましても、まずは豪雨時の集水桝の確認を行い、比較的安価というか、比較的簡易な水門の電動化を図るほか、あるいは原因が別のところであれば、立体交差に関する改修をするかどうかを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

今2つの事案がありましたんですが、かなり時間がかかるということは、これは確かですね。横に回すので、縦に回せるようですと時間がかからないのではないかと。あと、オーバーフロー、これは私も写真を撮っておりますので、もう閉めてもどうしようもならなくて、あふれている。両方の現象があるようでございますので、できれば大雨なんかないほうが結構なわけで、その場合は見ていただければ大変ありがたいと思います。

時間もないので、3番目に移ります。

今後、改修となれば相当の費用がかかるかと予想されますけれども、流雪溝と一緒に整備するなどできないか、また海味区との今後の進め方について質問いたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 流雪溝扱いにして一緒に整備できないかというご質問に対してご回答させていただきます。

昨年6月の現地調査の後、国によれば、高速道路の雨水が原因であるかもしれないということでしたので、ぜひNEXCOのほうに改修をお願いしたいと申し上げたところ、高速道路が完成した平成の当時にNEXCOはもう町にその水路は引き渡しており、それが数十年たっておりますので、もうNEXCOは関与できないとのご回答がございました。そうしますとNEXCOには頼れないわけです。話し合うべきは、海味大堰を所有する海味区と、小

林沢高速道路の排水路を引き受けた町の2者でございます。

このような事前の豪雨対策は、これは町内各区から多くの要望を承っております。このような事前の豪雨対策に関しましては、一部の区では、定期的に町との協議の場を設けるため、協議会を設置して、町に参加するよう要望の準備を進めている区がございます。

もし、区長様への要望というか対話会は年に一、二度ぐらいかもしれませんので、定期的に事前の豪雨対策の協議の場を設けて、優先高く町のほうにご要望いただくとすれば、私たちもありがたくて、他の区と同じように協議会の設置を要望いただければと、私らも動く環境が整うかなと思っております。

また、流雪溝の整備に関しましては、国の支援が得られる、7割の支援が得られる過疎債を活用することから、もし流雪溝の整備ができる、伴うということであれば、それも含めて、立体交差工事も併せて行うことで町の財源確保ができるというふうになりますので、一案かと思っております。

ただ、町道に沿った形での大堰を流雪溝とする場合には、一部逆勾配となっているところがございますので、その技術が可能なのかどうか、流雪溝を整備すれば国のお金でできるわけですけども、それが技術的に可能かどうかというのは慎重に見極めなくてははいけないと思っております。

○古澤議長 菅野議員、時間が参っておりますので、手短にお願いします。

○5番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

この大堰については、私も海味区さんの役員といろいろ話ししながら今後進めていきたいと思っておりますので、今後ともひとつ町の配慮をよろしくお願いしたいと思っております。今日はありがとうございました。

以上をもって質問を終了します。ありがとうございます。

○古澤議長 以上で、5番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤 仁 議員

○古澤議長 続いて、3番、佐藤仁議員。

〔3番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○3番（佐藤 仁議員） 3番、佐藤仁です。午後からよろしくお願ひしたいと思います。

今日は大項目2つ、あと小項目それぞれ2つずつということで準備をさせていただいております。

まず最初に、1番目ですが、建設業におけるデジタル化及び働き方改革ということで、私、サラリーマン時代は建設業に身を置かせてもらっていたわけですが、この4年間、一回もこの建設業に関連したものを質問してこなかったのが、最後の4年間の締めということでちょっとさせていただきたいなというふうに思います。

それで、令和5年度から本格化するシステムのデジタル化、建設業の2024年問題と言われています働き方改革等を踏まえまして、質問をさせていただきます。

質問1ですが、国土交通省では、令和5年度からのBIM/CIMにおいて設計、工事で原則適用と、またCCUSにおいては官民あらゆる工事で完全実施と言っていますけれども、ちょっとこれも疑問ですが、現在の状況と、今後、町としてどのような方針で対応していくのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 では、佐藤議員の質問にご回答させていただきます。

現状ですよね、現状、対応としてのBIM/CIM化、BIM/CIMにおいて設計工事での原則適用、またCCUSにおいてはあらゆる工事での完全実施と言っていますが、現在の状況と今後の町の方針についてご回答をさせていただきます。

結論から申し上げますと、町のほうでいずれの仕組みも明文化された方針は現状はございません。現時点では私は必要性が乏しいと感じております。この導入を考えるマンパワーがあれば、今は西川町においては、国からの補助金を取ってくる時間帯に使いたいと思っております。

ちなみに、私も昨年11月に国土交通省新庄河川事務所による国の直轄事業である志津地す

べり排水トンネル工事におきまして、B I M / C I Mの構造物の形状とか、構造を三次元で立体的に表現した三次元的设计図を拝見したところでございます。その際は、国の方は、様々なリスクを把握することに適しており、大規模な工事を行う際に適用され、工事内容が可視化され、不安を抱く住民の解消、理解度を高める上では有効だというご説明を受けました。

ちなみに、この地すべり工事の予算規模は7億円の大きな事業でございます。その際に、ご説明を受けて、我が町でも導入すべきか確認したところ、国のほうでは、B I M / C I M推進委員会で今議論されていますと。現在のところ、基礎自治体レベルでの地方への展開を進める通知まではまだ出ていないということは国のほうでも認めていたことでございます。

ただ一方で、県庁に確認いたしたところ、県内の建設業者のI C T工事はまだ少ないため、県でも検討を始めている状況というふうにおっしゃってございました。

このため、町に当てはめてみますと、これほど大きな事業を手がけている建設業者は今のところ町ではございませんし、また町の建設業者にも導入を検討しているところはないか、また町が補助すべきところはないかということを中心に建設業者に確認したところ、導入の検討をする見込みも今立っていない、また町からの補助も求めているというご回答でございました。

このため、我が町といたしましても、国や県の導入状況や適した事業規模がどれぐらいなのかを確認しながら、国からB I M / C I Mの勧めがあれば、町がどのような支援を行うべきか考えていきたいと思っております。

ちなみに、もう一件、キャリアアップのほうですね。C C U Sのほうは、県のほうでもまだ導入を検討もしていないということでございますので、県の状況を見ながら今後対応していきたいと思っております。現状、西川町で対応しているものはございません。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

国からと、県からと、このB I M / C I M、あとC C U S、私もいろいろ確認しましたけれども、したいんだけれども、恐らく県でもC C U Sなんかはちょっと今のところ雇用関係はできないと、現状を考えるとですね。あとは、B I M / C I Mに関しても、やっぱり今現在全国でやっているのは大型工事のみだと。

ただし、国交省のホームページでは、やっていくというようなことを大々的に掲げているということは、いずれは、タイムラグがあるにしても、落ちてくるんじゃないかと、その時

期はいつか分かりません。やっぱり国、行政のトップ、最上位がそういうふうにして旗振りをやっている以上、各市町村にも落ちてくるというようなことはあり得るといえるか、まず普通であれば落ちてくるだろうということで、まず内容をちょっと確認していきます。

BIMというのはビルディング・インフォメーション・モデリング、ということは、ビルですから建築です。CIMというのはコンストラクション・インフォメーションなので、コンストラクションは建設ということで土木というようなことで分けてやっている。ただ、海外を見ますとBIMで統一になっているというのが非常に多いようです。

それで、今、町長からもありましたけれども、今までは二次元でやっているわけですね、平面、あと、エレベーション、立面ですね、あとは断面図とかで。一般住宅もそういうことで、確認申請もそれに沿っていると。それを先ほどあったように三次元でやると、図面もなくて、非常に分かりやすい。逆に言えば、素人が見た場合、非常に分かりやすいというようなことで、それを今度、数量とか、単価とかいろいろひもづけをすると、その部分だけモデリングとって、また貼り付ければすぐ全部、積算から何から全部出てくるというようなことで、基本的には省力化ですよ、やっぱり。そういうものを狙ってやっている。ただし、それがどの程度の工事の規模まで落とせば適用になるのか、できるのかというような問題は確かにあります。それで、国・県からは非常に何も今のところないということで、実情は、やっぱりできないから国・県でもお勧めできないんだらうというふうに思います。

今、CCUSなんかも47都道府県のうち36都道府県はやっているところあります。山形県はやはりその残りの9都道府県の中のひとつで、検討中というようなことになっております。

それで、ただこれからの建設事業を考えた場合に、先ほどICTというふうな話ありました。なんだか全部英語なんですけれども、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、要は情報通信技術というものを使って仕事をやりましょう。例えば、身近でもやっているところはあると思うんですけれども、住宅でも、普通の建物もいいですけども、重機を使って土を掘ります。あと、のり面なんかも削ったり、一応します。そのときに、やり方というか、帳合いをかけてやるんです。それはやらなくてもいい。例えば、バックを、重機にモニターがついていて、それを基に掘削をします。そうすると出来高管理も全部出てくると。それをやっぱり最終目的は省力化、どんどん人、作業員が減ってくると、そういうもので情報通信技術を使って建設業もやっていきたいと思いますというような方針です。

県に確認したところ、そういう講習会も開いているというようなことなんですけれども、眞壁課長でそういうふうなお聞きしたことはあるんでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問であります、県講習会を開いているというのは知っておりますが、本町から参加したということはございませんでした。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 今年度というか、まだ3月ですから今年度ですけれども、去年の秋とかなんかは、やろうと思って案内を出したんですが、なんか天気が雨降りできなかったというような話もあります。

ただ、これは地方自治体、県から各市町村に落ちてきたのか、直接業者さんに言って案内が行ったのか、ちょっと私、そこまで確認していなかったんですけれども、でもそういうふうな、ICT、要するにBIM/CIMの下に、基になるICTの機械を使って現場作業をやりましょうというのはやっぱり県では少しずつ進めているというようなことです。

ただし、何回も私もしつこく聞いたんですけれども、あなたどなたですかと言われたときには、何か商売しているんですかと言われてしつこく聞かれたんですが、私は何も言わず、一県民だということで聞いたんですけれども、やっぱりそれは立場上、これから検討して奨励をしたいんですけれども、なかなかできないというのが本音だというようなことを回答がありましたけれども、何回も言いますけれども、今後やっぱりそういうようなもので落ちてくるというふうな予想は立てておかないとうまくないのかなというふうに思います。

国でやろうとしていることを47都道府県、そして各市町村、先ほど1,800とありましたけれども、1,741の区と市町村がありますけれども、どこまでそれが対応できるのかという問題はあるんでしょうけれども、タイムラグはあるにしても落ちてくるというようなことを考えると、ある程度これからも、この前のインボイスではありませんけれども、我が町の建設業の方に役所のほうも、役所というか発注する側も省力化になる、仕事をやるほうも省力化になるというような趣旨でやっているはずですので、そこら辺は今後、これからどのような方針でやっていくのかというのはやっぱり少しは考えていかないと、いざやれと言われたときにできませんというふうに言えるのかどうかということです。

測量に関しても、やっぱり三次元というもので測量をやると。我が町でも、一昨年あたり、災害で沢関係は非常に災害があった。それで人も行けないようなところでドローンなんかも使ってやっていたと。それを図面化して災害対策もやっていると。要するにUAV等を使ってやると。これはドローンということなんでしょうけれども、そういうものは前回の災害の

ときに結構ドローンを使ったという話は聞きましたけれども、それがどのような有効性があったのか、ちょっとお聞きします。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問でございますが、災害の現場で道路が全部落ちて、そのときにドローンを使った測量を行いました。そのときはやっぱり人では測量できませんでしたので、三次元のデータはありますけれども、それを二次元に置き換えて使ったということで、人の行けないところについて効果があったというふうに考えております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 三次元のやつをわざわざ逆に二次元に変換しているということなので、本来は二次元ではなくて、元が三次元であれば、システムさえあれば三次元でそれを有効活用できれば、見る人も非常に見やすい。さっき言ったように、単価とか風量がひもづけになれば、ある程度の正確性で積算業務もこれからできるようになるだろうというようなやっぱり趣旨なんですよ。

だから、今言ったようなのは逆で、本来は二次元を三次元にするというのが本来の趣旨なんでしょうが、現在そこまで追いついていないというのはどこの市町村だって同じだと思いますけれども、そこを今回の災害の件を考えてみても、やっぱりある程度今後は考えていかざるを得ないと。業者のほうもできるできないで選別されるといけないので、そこら辺はやっぱり行政としてしっかりフォローしていかなくちゃなんないんだというふうに思います。

今、予算関係もありますけれども、やっぱりやるにとしては非常に、システムを導入、あと人の手間も、慣れてくればいいんでしょうけれども、人件費もかかる。そこら辺で金との相談も必ず出てくるということなので、ちょっと機会があるごとにこういうものもどうしたらいいとか、そういう話合いもやっぱり必要になってくるのかなというふうに思います。

それで、あともう一つは、CCUSですよ。これ、Cはコンストラクション、やっぱり建築ですね、Cはキャリア、Uはアップ、Sはシステムということで、建設のキャリアアップシステムだということになっています。

何かもう全部英語で分かりづらいんですけども、これも官民の現場を問わずやりますよというように国交省で旗振りをやっております。実際やっているところも結構あると。ただし、県内ではまだそこまでは行っていません。36都道府県の中にまだ山形県は入っていないということですけども、いずれは来るだろうということです。それで、これも作業効

率、あとは作業員の保護というものも大きな目的になっているはずです。

大きく分けて、このキャリアアップシステムの中で2つあります。一つは、建退共とか、あとは社会保険もう一つあります。

ちょっと中身のシステムですけれども、これは現場で就業の履歴等を管理できるように業者も登録します。技能者、作業員の方も登録をしてICカードをつくります。そのICカードは現場にカードリーダーがあって、そこにちょっとタッチすると今までの履歴が全部分かると。そのカードリーダーの中に、例えば作業員の方ですと、建退共の件とか、あとは社会保険に入っているかどうかというものを全部確認できると。今のマイナンバーカードみたいなものだと思うんですけれども建設版で、それをかざして入っていくと全部蓄積になると。作業員の方もレベル1からレベル4まで区分けができると。レベル4まで行くとゴールド、もうこれはマネジメントができる人、区長さんというようなことでランクづけになるというようなシステムで、何のことはない、作業員の将来のことを考えて環境をよくしましょう、あと雇用の安定を図りましょうというようなシステムだと思うんですけれども、眞壁課長あたり、知っているかと思います。こういう感じの内容でいいのかどうか、ちょっと確認します。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問でございますけれども、私もインターネットで調べまして、そのように書いてあったと思っております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 建退共と社会保険ですよね、建退共というのは、皆さんご存じのように、建設業の関係する人の退職金制度です。今ですと、いちいちこの証紙を貼っていると。それをカードに置き換えておくと全てそれが反応して、きちんと漏れがなくできるとあと、社会保険のやつもこれ、入っている、入っていないというのがすぐ分かるようになります。事業者のほうは、社会保険というのはきちんと国交省からの指導でほとんど100%近くこういう制度をやっているわけですが、その中で働く人、もちろん社員は入っている。

建設業というのは特別で、俗に言う一人親方さんとか、職人さんのフリーランスみたいなものが結構おられるわけです。本来であれば会社の社員であるんだけど、会社を離れて、1人、フリーランスとして働くというような方もおる。そうすると社会保険に入らないということになるわけです。そういうふうに今度カードリーダーをつくった場合、その方は社会保険に入っていないとすぐ分かる。極端に言えば、その方は現場に入ってはいけませんよと

というようなシステムまでつくろうとしていることです。今、技能者というのは大体300万人ぐらいいます。そのうちの50万人ぐらい今入っている……、50万人はいないです。すみません。3分の1、100万人ぐらい今入っています。あと、事業者のほうも大体40万社ぐらいあるうち、3分の1程度はその業者の登録をやっている、ただし、山形県はやっていないと。

何でそういうふうにするのかということ、やっぱり社会保険に入っていると入っていないのでは、やっぱりその作業員の方の雇用の安定化と、もし何かあった場合の補償というものをきちっとやりましょうというような方針です。

あともう一つは、私の勘ぐりかもしれませんが、会社でそれを社員としてやってもらった場合と、一人親方さんとしてフリーランスとして常に仕事を与えるというのでは、社会保険料を払うことない、個人も払うことないと。例えば月30万ぐらい働く人なんかは、例えば15%とすると四、五万になるわけです、社会保険料は。会社もその場合、同じく払う。今、50万人ぐらいいる中で、そうしますと、10万掛ける50万だと500億ですよ。そのお金が入ってくるんだろうという私は勘ぐりするわけです。ただ、勘ぐりというよりも、そういうふうに言っている人もいます。ただし、目的は、そういうふうにして作業員の保障といいますか、将来性を見込んだきちんとした環境の下で、そして将来不安なく働けるというようなことを目的にしているということだと思えますけれども、そういうことで、このBIM/CIMとCCUS、この制度は、ちょっと先ほど町長言われたように、一般の市町村であればこれはちょっと無理だろうというような話になります。ただ、何回も言いますが、タイムラグがあっても、いずれはそういうふうな指導が来るんだろうというふうに思います。

そして西川町が、私、一番危惧しているのは、やっぱり地方に来れば来るほど、やっぱり規模が小さい業者さんが増えるわけで、それに対応できるのか。システムを入れるお金も、またそれを管理する人件費もかかる。なかなかやれというのは言いづらいということですが、そういうのをやれといった場合に、西川町というのは雪があるわけです。除雪があるわけです。非常に近年、有数、誇れる除雪体制を取っているわけですが、それをやることによって会社の規模の縮小、または最悪やめるみたいになれば、これは除雪体制が非常に厳しくなる。

そういう意味でも、やっぱり建設業というのはある程度保護していかないと。夏場と冬、両方の仕事をきちっとやっていただくためには、そういうふうな行政の指導をきちんと保護していくというような観点は絶対必要だと思うんですが、町長、そこら辺はどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 いずれ、それは対応します。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ちょっと堅苦しい質問になって申し訳ないんですけども、いずれそういうふうな体制になった場合に、少し今からでも、こうなった場合はこうだとか、そういうものを考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問、2番目に移ります。

2019年に施行の働き方改革関連法、労働時間の規制が建設業においては5年間の経過措置を受け、来年度4月から、2024年の4月から適用になります。今後、町として予算や工期などの発注形態も含めどう対応していくのか、または指導していくのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 議員ご指摘のとおり、建設業界の2024年問題の対応についてはもちろん必要だと考えております。

山形県においても、県土整備部が所管する建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針を定めております。発注者間において、双方の協働により時間外勤務を縮減することにより、より一層の工事の円滑化と品質の向上を図ることにより働き方改革をバックアップするという目的で県のほうで定めております。こちらのほうは、町としても、眞壁課長と共に一緒に策定していこうと意気投合したところでございます。ぜひ、スケジュール感、今年度に策定を予定しておりますが、そのスケジュール感のスピードや内容について、また追加でご質問いただければと思っております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） この残業問題というのは、土木よりも、どっちかという建設現場のほうが非常に大変になってくるのかなというふうに思います。法律では、残業時間は月45時間以内ということで、どこでも36協定で協定を結んでいると思います。基本は年間360時間ですかね、月30時間までと。ただし、特別条項があつて360時間プラスできると。それはやはり建設業であればこれを今度使うんだろうというふうに言われております。それは会社によって分かりませんが、ただし、45時間を超えていいのは1年、12か月のうち6か月だというような決まりもあります。さらに言えば、月45時間をマックスとして99時間までいいですよ。ただし、直近の6か月平均は80時間以内にしないと。ということは、前の

月99時間やれば、次の月は61時間しかできない。非常に大きい数字なんですけれども、建設業でも週休二日制とか、会社も週休二日制で社内規定を決めているところあります。例えば土曜日なんかでいえば、8時間なくなってしまうわけですね。月2回出れば16時間になってしまう。45時間から16日まで、1日1時間ちょっとしかできなくなると。非常に問題になっております。

建設業の、特に建築現場なんかは、作業員の方というのは意外と日給制で働いている方が多い。ということは、土日なんか休んでらんねえとなれば、管理するほうが出て行かなきゃならないというようなことで、非常にこれは、一建設業のみならずなんでしょうけれども、医療関係も、運輸関係も、この特例に入って、この5年間の特例があって、来年度からはそれが解けてしまうということなんでしょうけれども、いずれにしましても、先ほど言ったように、除雪とか建設業の場合あります。そうした場合に、会社を維持していただきたいというのと、あと、役所工事がほとんどです、土木の場合は。そうした場合にその残業に関する経費というのが今度アップしてくるのかなと。作業員の単価も上げないと休めないと。あと工期ですよ、工期の設定、特に建設業は自然相手ですので、どうしても工期を考えると休めないというようなところあります。

そこら辺の大きい2つの危惧を今後やっぱり町としても発注段階でいろいろ検討していかなくちゃならないのかなというふうに思いますけれども、そこでちょっと一点お聞きします。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 県土整備部が所管する建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針というのがございまして、それを見ますと、実践行動ということで、例えば作業内容に見合った作業期間を確保するとか、あと工事の工程につきましては、早期発注等による発注時期の平準化、また適切な工期の確保などあります。あとは工事の積算についてもマニュアルがございまして、それらを参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 役所から発注するのは、建設課のほうは主に土木ですよ。建築の場合は特に予算の出どころの課が管理するというのがあります。今でも水沢温泉なんかは商工観光課でやっています。そうした場合に、さっきのBIMでも、特にCCUSなんかは、設計監理業者さんに管理、これはできないことで、やっぱり役所のほう、役場のほうで担当者が管理をしていかなくちゃならないという面も出てくるはずですよ。そうした

場合にまた一つ手間がかかるという面もあります、発注者側としてですね。そこら辺も今後いろいろ考えながら、やっていただければなど。

あと、さっき言った働き方改革に関しては、やっぱりなるべく、恐らく予算というものが引っかかってくるかと思えますけれども、今のいろんな決まり事に沿って発注をお願いしたいなというふうに思います。

それでは次に、質問2に移ります。

第7次総合計画素案ということでお聞きします。

第1編に6つの基本構想があります。(5)に5つの基本目標がありまして、第2編では、上記の5つの基本目標を第1章から5章に分けて、各章ごとに数値目標を明記し、詳細が記載されていますけれども、その内容について、私がこれまで一般質問とかいろんな場所で質問したり、提案をしたりしたことをなんかを踏まえながら質問をさせていただきたいというふうに思いますので、個別の件、ちょっと書いていないので、そういうものが出てくるかと思えますけれども、そのときは分からなければ分からないでお願いできればというふうに思います。

それで、質問1ですけれども、第1章の地域の資源とデジタルを融合させた魅力ある産業、仕事がある西川町をつくる(産業・雇用)の中で最も重視する目標や施策はどのような内容なのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 申し訳ないですけれども、ご通告ないのは答えません。あらかじめ言っていたければ、議会のルールを遵守していただければと思います。よろしいですか。

では、通告があったものについてお知らせします。

どれが重視する目標と政策と内容ということでよろしかったですかね。

それは、第1章は、働く場所と新たな事業が生み出され、魅力ある雇用の場が作り出されているということと、外部人材を活用し飲食店や小売店、地域に伝わる技が継承及び事業承継され、生業として地域所得の確保がなされるという状態を目指し、外部人材を活用した事業継承に取り組む。和紙、つる細工、めのうなど、稼げる技の伝承、半農半Xなど地域で稼ぐ人を生み出していくという事業でございます。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それでまずちょっと最初に、8年後の人口増と、あと世帯数なんかの目標が出ていますけ

れども、世帯数だけ今年度のやつまでしか出ていなくて、その後のやつは出ていませんけれども、これ何か必要がないからのっかっていないというような捉え方でよろしいのか、ちょっと課長、お願いします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 世帯数の見通しについては、現在書き込まれておりません。推計はまだそこまでに至っていないのですが、今パブリックコメント中でもございます。議会全員協議会でも申しあげましたとおり、4月中に改めて精査をいたしますので、そこで成案をつくる段階で書き込ませていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 分かりました。

それで、第1章の中に、農地が有効に活用され、町民の所得向上というような項目があります。それでいろいろな山菜とか何かをしてやっていくというようなことがあります。

その中で、私ちょっと一番心配していたのは田んぼですね。転作をやって、そばなんかをやっていくわけですけども、それがこの辺、一辺を水張りをしなさいというような話があるわけですけども、これって今でも生きている指導なんでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問の趣旨は総合計画に関するご質問だったかと思いますが、本件においては総合計画で触れておりませんので、お答えは難しいかと思っております。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ちょっとその点、私は中身が農業のほうもあったので、それはちょっとお聞きしておきたいなというようなことで質問を準備してきたつもりです。あんまり全部書くと全部いっぱいになるので、その都度、都度ということで私は考えていたので、いいですよ、答えられる範囲内で答えていただければ。別にお互いいがみ合ってもしょうがないので、目的は一つですから、町のため、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ちょっと今の続きになるので聞き流してもらってもいいんですけども、やっぱり今、転作をしてそばをやっています。5年に1回水張りをしなさいと。今、そばをやっていっているのは、水田面積もあるということで、作りやすいということもあるんですけども、年々、作業をやっていっている人は同じでも、年々手放す人が増えていると。ということ

は、お願いしますよと、田んぼをね。ただ、田んぼは作れないけど、そばだったらいいですよというようなことを今やってもらっているわけです。それをやっと4年間畑にしてやったところ、田んぼに水をもう一回張れと、基本的にはですよ、雪解け水云々というのもあります。ただ、基本的にはそうやりなさいといった場合に、非常に今からの政策として困るだろうと、今やっている人もですね。だとすれば、それをいかにどういうふうにして対応していくのかと。1年荒らせば非常にもう手をつけられなくなる。でも、国からの補助金がなくなるとなれば、やっぱり当然、頼まれた人は、頼まれた人にお返しをするしかないわけですね、土地を。でも、返されたほうは作れないとなるのは当然の話。だとすれば、国の補助金を、じゃあ町で補いましょうかということは、これはまた大変な、無理な話になるわけです。

国としての政策は、蔵を残すというのは、やっぱりまたいづれ米が必要になった場合に、やっぱり作れるようにしておきたいというような趣旨もあるんだろうというふうに思います。そうした場合に、今後この総合計画の中で、例えば米を作るような担い手を今度どう育成していくだとか、別なものに転換していくだとか、そういうふうなものをこれからの総合計画の中でローリング方式でいろいろ毎年、毎年やっているんだと思いますけれども、基本計画のほうです。そういうことでやっぱりどのように考えていくのかということをお聞きしたかったです。町長、どうでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 議長、よろしいですか。ですから、本来の議会のルールがあるので、それを遵守して最初からそういうご質問をさせていただくと、こんなの総合計画とは何も関係ないわけです。予算をどうするかという話ですよ、今のお話は。違う。じゃ何ですか。

○古澤議長 では再度、3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 私は、町で予算を恐らくつけられないでしょうから、今後、例えば田んぼを作るにしても人がいない、そういうものの担い手の方をどのようにしていくのか、そこら辺の考えがあればお聞きしたいというような質問をしたつもりです。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 あるのであればお答えするということですが、ありますので、お答えいたします。最初から用意していただければしっかり準備して答えるところを、今のところ申し上げます。

まず議員にお聞きしたいんですけども、なぜ水張り問題が国のほうで交付金が受けられないと、今のところ国のほうで行われていますが、なぜ町では払えないと諦めるんでしょう

か。私は諦めていません。年間3,000万弱ほどの財源を生み出せばいいわけです。私は諦めていません。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 私もそれを言いつらくて言っていたんですけども、要するに80町歩ぐらいの転作面積があつて、例えば4万円を補助していれば、4掛ける8、32、3,200万ですよね。これを一気に80町歩が水張りするということにならなければ、そのした分だけが送り送り、補助しなきゃなんないわけですけども、それもやってもらえるような努力をしていただければ大変ありがたいです。

ただし、その面も反面、それを別な方向でやっていけるのがあるのかどうかということをちょっとお聞きしたいので、もうちょっとお互いに、ちょっとすみません、私の趣旨があれだったんだと思いますが、聞き方が、それは謝ります。ただ、これから私、準備しているのもちょっとその点あるので、分かる範囲内で答えてもらえれば結構です。

それで、そういうことで私が一番危惧しているのは、前も質問したんです、これね。極端に言うと、農地が荒れると、動物園の中で人間が住んでいくような状況になってしまうんじゃないか、極端な話をするとですね。それじゃちょっと困るんで、どうしようかというような話を今、ちょうど7次総合始まるので、そこら辺の見通しをどのように考えているのかなというようなことをお聞きしたくて今質問したところです。

それで、ちょっと質問がしづらくなったわけですけども、それで、観光面も一緒の中にあるんですよね、観光をどういうふうにしていくか。月山スキー場の件も載っています。

前、私、月山のペアリフトが故障をして、直してちょっと休んだ時期があつて、ちょうど3年前、令和2年の3月の今の議会ですよ。そのときに、このペアリフトが具合が悪いと。かなり、それは民間で営業しているわけですけども、観光に対して非常に影響が大きいだろうというような話をしたことがあります。そうしたときに、町と観光協会とがペアリフトに関して一度考える、打合せするというような話があつたわけですけども、これからの7次総合に向けて、そういうふうな月山のペアリフト関係なんかは念頭に置いているのかどうか、答えられなければそれはしょうがないです。

○古澤議長 総合開発というのは結構大きい枠なんですけれども、やはり今日、佐藤さんの通告関係においては、やはりこういった、この通告の中で、やはりまたこれに観光が入ってくると、医療関係から様々入っております。幅があまりにも、やっぱりどこかで集約していただくことによってよりいい回答が出てくるのかなと思うんですけども、そのようにお願いし

たいんですけれども。

こちらのほうでちょっと、執行部のほうで回答を準備していないということでもありますので、ちょっと切り替えてお願いしたいなど。

3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 私は、7次総合計画素案についてという項目であったので、その中に1章から5章まであるので、その中で質問をしてもいいのかなという私は趣旨でこの質問通告をしたつもりです。その中にいろいろな細目があるので、観光も第1章には含まれる、農業のほうも第1章に含まれると。第4章のほうは健康、福祉、医療インフラ等が含まれているわけです。細目のKPIの数字もあって、そういうふうになっていて、その中からピックアップをしてここを聞きたいなということで準備をしてきたつもりです。

なので、私からすれば、それは別にあまりシステムには反していないのかなという意見を、答える側からすれば何だ最初から言ってもらえればというふうになるんだろうとは思っています。ですから、先ほども、私、おわびしましたけれども、答えられる範囲内でお願いできればなというような趣旨です。議長、どうでしょうか。

すみません、トラブルというとあれですけれども、リフトに関しては、非常に、民間とはいえ、昭和63年に作っているのが35年ぐらいになっているので、この前3年前にも直したと、そのときになったと。今後、そういうものを、前お話ししたのは、ロープウェイなんかもう莫大な金額がかかるわけですけれども、そういうのも視野に入れたらどうですかということで質問した経緯があります。そういうものも今回の総合計画の中でいろいろ話になったのかなというようなことで質問したつもりですので、時間がないのでちょっとそれは結構です。そのときの担当課長も……、すみませんお願いします。

それでは、ロープウェイなんか、私、非常に夢があつていいんじゃないかと。ただ、お金がすごくかかるというのは承知で質問した経緯があります。

そのときに、ちょうどふるさと納税も3割から、企業版、9割になって、それまではお金は次の寄附、終わってから支払うようなシステムが、前もってもらえるようなシステム変わったというような時期だったんですね。ふるさと企業版なんかもというような、そういう質問した経緯があるんです。知っているかと思えますけれども、そういうので、今回の計画の中でそういうものもちょっとあるのかな、あるというか、話になったのかと、そういうふうなことをお聞きしたかったわけです。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○**菅野町長** 話が、せっかく今日、土日議会で皆さん傍聴者の方がたくさんいらっしゃっているんで、次からは、ほとんど質問答えられるんですけども、これは私は議会のルールを重視しなくちゃいけないと思って答えていないだけなんでございます。ですので、次回からはぜひお願いできればと思います。

リフトの件ですよね。月山リフトは、まず老朽化、耐用年数が近づいてきておりますと。こちらの持ち物は月山観光開発という、町も寒河江市も出資しておりますが、山形交通が大株主として運営主体として月山リフトを管理しております、運営しておりますと。

先月、1月に山交の平井社長と国の官公庁のほうに行ってまいりまして、そちらの補助金がないかということでしたけれども、官公庁のいわゆる高付加価値化事業、これ西川町でも昨年、私と担当の柴田さんを書いて獲得しましたけれども、その高付加価値事業であれば直せる可能性がある、補助率は半分あるいは3分の2でございます。数億円かかるというような事業でございますけれども、これに山交に対しては西川町が申請主体となって、もし必要であれば、私らが作文をします、資料をしっかりと書かせていただきますという約束はいたしました。

また、月山スキー場の総合計画のほうに関係する話でありますと、月山スキー場は西川町でも今、最も観光客が来るところでございます。一番の観光地でございます。しかしながら、環境の変化による大量な、急に雪が降るということからクレパスが発生していたり、またはスキー客の高齢化や減少という問題がございますので、西川町といたしましても、観光ターゲットのモデルチェンジを徐々に行わなくてはいけないと考えておまして、総合戦略にもありますけれども、若い人とあと高齢者、富裕者の方にターゲットを移しまして、AI謎解きゲームや、ONSENガストロノミーツーリズム、SEA TO SUMMITや、今はやりのサウナの設置など、そういった徐々に観光ターゲットのモデルチェンジを行っていく計画になっております。

○**古澤議長** 3番、佐藤仁議員。

○**3番（佐藤 仁議員）** ペアリフトは、あそこは国立公園なんで、蔵王辺りと違って、国定公園と違って、非常に何をやるにも大変で時間がかかるということなので、そこら辺も念頭に置きながらよろしく。やっぱりあれがあるのとないのでは全然、観光、西川町にとっては大変なダウンになるので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問2に行きます。

4章、町民誰でも安心して、豊かな生活で魅力的な西川町をつくると。

質問1同様、最も重視する目標、施策はどういう内容なのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

総合計画の第4章、町民誰もが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町という章でございます。

こちらは、総合計画をつくる前提となったアンケートで最も西川町の町民が課題というか重要視している政策は、病院、交通、除雪でございます。このうちの病院のほうは、以前から、町立病院を維持するために何とか稼ぐ町にしていかななくてはいけないというふうに思っておりますけれども、それは従前から申し上げてきたことでございます。

私がここで重視するというのは、除雪であれば、町民が冬季間安心して暮らせる施策の内容は、除雪を行う担い手、ボランティア団体、支援体制の整備を進める、除雪・融雪に対する新技術の導入を進める、流雪溝の整備を進めるという事業でございます。

もう一つは、交通のところですが、町民が行きたいときに行きたいところに行くことができるような状態になればということで定めております。施策としては、デマンドタクシーなど交通の利便性を強化する、あともう一つは、相互扶助、共助の取組ですね、できる交通の支援の新たな公共交通の創出でございます。

今申し上げた共助の交通機能の支援ということでございますけれども、これはデジタル田园国家構想推進交付金の申請をしております。こちらはほぼ確実に取れる見込みです。

内容を申し上げますと、例えば、私の父が寒河江の病院に行きますというふうにする、行きます、誰か乗せていってもいいよということを町の委託業者に電話します。いついつ、明日の何時から何時に行くから、ルートはこうですというふうにして登録をしますと、そうすると高齢者にタブレットを通じて、菅野何がしは明日の何時に寒河江まで行きますと表示されます。そうすると、じゃ私も病院に行きたいのよ、ルートの先にある方が一緒に同乗する、そういった取組をできるシステムを来年度、導入するつもりでございます。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

今、ここの項目では先ほど言った健康とか、交通とかいうふうな関係にも含まれている内容です。

それで、今、交通が出ました。これもまた怒られるかもしれませんが、前質問したときに、自動運転というものをちょっと質問したことがあります。去年あたりは高畠町で国

の補助金をもらって自動運転の実証実験をやっていたと。そういうものも西川町で取り入れられないのかというような前お話をしたところでした。それは雪が多くてというような一面もあります。デマンドタクシーとバスを絡み合わせて町内をぐるぐる回れるような、そういうものもやったらどうなのかなと質問したので、ここの項目では、何とか交通というようなこともかかっていたので、そこら辺をちょっとお聞きしたかったところでした。

それとあと、病院に関しては、先ほど大泉議員からもいろいろ質問があつて、稼ぐというか、人寄せというか、患者に来てもらうためには、この前に新聞に出ていました。膵臓がんの検査があつて、それは非常に分かったときにはもう手遅れだというような病気だと。ある病院では、患者さんにいろいろ、膵臓がんになった人が家族にいますかとか、あと慢性膵炎とか何かありませんかとか、そういうふうなチェック項目をつくっておいて患者さんに聞くんだそうです。そうすると、じゃ私ちょっと検査してみるかと。もし引つかかれば大きい病院に行くと。そういうふうにしてかかりつけ医のコミュニケーションを図っているんだということで、患者さんもいる。町内の方もそうですけれども、町外からもそういうことを聞きつけて病院を訪れてもらうというような、いろいろなことを考えると、病院も少し、かかりつけ医というふうなことで、あとは町外、その他の町、近くの方に来てもらえるというようなこともあるのかなというふうに思いました。

あとは、ピロリ菌の検査の補助とかをやつて、そしてそういうもので患者さんを引きつけるとか、検査をやつても、除菌のお金は個人負担です。血液検査で申請するときはやれるわけですが、それがいますよとなった場合には、今度除菌するのは個人負担だと。そこら辺の保険の絡みもあるんでしょうけれども、負担をやるとすると、予防できる。それを聞きつけて、ほかの市町村からも来ると。そして、それを基に、今、今度コロナが5類になりますけれども、感染症に入っているんですね、ピロリ菌……

○古澤議長 佐藤議員、時間がないので。

○3番（佐藤 仁議員） はい。そういうものをやつて感染症に格上げをして、計画を立てられれば、例えば西川町から発信をしていく、それもちょっと大がかりなことですが。そんなこともいろいろ考えながらしていくと、病院の経営にも少しはというような感じがしたので、これは提案です。

先ほど、町長からもちょっとごねられましたけれども、前に質問したやつをチェックして質問してけると言われたから、ここではいいのかなということで、私は私なりに解釈してしまつて今日質問して大変申し訳なかったんですが、やっぱり、ほかの人からお前の西川町、

どうなんだぐらいのぜひ来てけると、やっぱり胸を張って、そして今いる人は誇りを持って町で暮らしていけるようなまちづくりというのを、我々もそうですし、執行部側もそうだと、目的は一つだと思しますので、お互いにこれからもけんけんがくがくしながらも、お互いに町のために頑張っていきたいというふうに思しますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤幸吉議員

○古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

今後、質問者並びに答弁者ともに、マイクを近づけて発言のほど、よろしくをお願いします。

[8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動]

○8番(佐藤幸吉議員) 8番、佐藤幸吉でございます。

今回私は、除雪支援事業について質問を申し上げたいというふうに思っております。

雪国である西川町の除雪体制は、公道をはじめ、地域のボランティアによる高齢者宅の玄関から道路までの除雪が実施され、冬でも快適な生活を送ることができます。さらに、今年度は、そしてじょせつたび、地域おこし協力隊インターンのご協力により高齢者宅の除雪が行われ、感謝されております。これらの除雪体制の充実、そして継続した取組をするために、次の質問をいたします。

質問1でございます。

じょせつたび、地域おこし協力隊インターンの今冬の実績と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤議員のほうから、じょせつたび、地域おこし協力隊インターンによる今冬の実績と今後の見通しについてお尋ねありましたので、お答えさせていただきます。

まず、じょせつたびというのは、地域おこし協力隊インターン制度、これは国の交付税措置を活用した町に負担の伴わないすばらしい制度です。この国の補助事業を活用し、財源をしっかりと確保した上で、民間のサービスであるおてつたびと合わせたじょせつたび、言わばこれが西川オリジナルのモデルだと胸を張って言えるものでございますけれども、これを活用しております。この公募を定員43名で募集したところ、57名の応募がございました。43名を採用いたしました。さらに、43名のほかに、西川町の関係人口、CASEさんや私や、そういった関係人口がさらに16名加わりまして、59名の体制で今冬の除雪を行うところでございます。

ちなみに、月で申し上げますと、1月に9人、2月に26人、3月に24人で合計59名でございます。

こちらのほうは、期間は1人当たり基本2週間ということございまして、その経済効果を一例として申し上げますと663泊の泊数となります。こちらを国の補助金を活用し、無料で西川町の地域課題である除雪に対応したということでございます。

ご質問にあった今後の今冬の見通しというのは、恐らく3月のことかと思っておりますけれども、3月は24人で2週間の滞在で考えております。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。

今年から出た一つの制度でありますし、これらを通して非常に喜ばれているという状態にあらうかと思っております。実績といたしますと663泊というようなことで、1月、2月、3月の実績が出たと思っております。

さらに、見通しとして、質問した内容には、実は3月というよりも、来年、再来年と、さらに今後のこのじょせつたびの地域おこし協力隊インターンの見通しをお伺いしたかったところでもありますので、改めてこの件についてお尋ねをしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の実績というのは、例えば令和5年度ということでお答え申し上げます。

今実施し、令和4年度に初めて導入したものですから、こちらの実績と効果について検証してから本格的な予算づけを行わなくてはいけないと思っております。

私が前から申し上げている、この予算をつけるに当たっての6原則の中で、この関係人口拡大につながったとか、この事業というのは持続可能性だったか、あと経済効果のその3、4、5あたりをこれから今まさに検証しなくてはいけないと思っております。そのため、当初予算のほうは、夏場までの予算として100万円を計上しております。これも当然、国の交付金を使おうとしております。

ただ、そのインターンの方に、また除雪なのかと申しますと、そういうことではございません。対話会をこれまで120回以上、行ってまいりましたけれども、その際には、特に山菜の取り手の不足や中山間地での草刈り作業、これが大変だという声をいただいております。こちらの事業を営む経営者さんをご相談したところ、除雪で来たんだから、草刈りでも来るんじゃないかという期待を持って、まず夏場のインターンの見込み、これ、人数と期間によって何人とかというのは申し上げられないんですけれども、100万円の予算を計上して、そういう事業に夏場を充てていきたいと思っております。そして、その検証結果が出た4月頃には、来年の冬の予算化を補正予算でお願いするような形になるかと思っております。

180万だそうです、すみません、当初予算は180万円。一応5人が30泊、150泊を見込んでおります。150泊です。

以上でございます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の答弁からしますと、来年の見通しは検証を行ってからと、当然、そういう意味では、今年の検証の結果は大変喜ばれている西川町の雪の対策としては、非常に効率的な、効果的な施策ではないかというふうに思いますので、これらの検証を待ちたいというふうに思います。

同時に、草刈りの政策なども考えられるというようなことで、西川町の高齢者が多い町にとって、これらについても大いに期待してまいりたいなというふうに思っております。

ところで、先ほど予算のことをおっしゃいましたけれども、180万ということでしたが、インターンの予算としては令和5年は5人の30人という、まだこの時点ではこのぐらいのかなというふうに思ったんですが、それと先ほどの整合性はどうなっているのでしょうか。

ただいま、いろいろ今後の見通しも含めて回答いただきました。いろいろ期待するところ

が多いために、この制度がなくなったあるいは利用できないというような変更などありますと、またちょっと面くらうところがあるのかなと、こういうふうに思いますので、これらの検証を待ちながら、いろいろ対話の中で議論を深めていきたいと、こんなふうに思います。

ところで、先ほど来予算のことも出ておりますが、実は協力隊のインターン制度の中では、国の制度として1人1日に1万2,000円ですか、そういう予算がついているというふうに聞いております。新聞報道なども含めまして、内容を見ますと、1時間900円でインターンの方には支給されていると。もちろんボランティアのためにお金は受け取りませんというふうに町の広報では出しておりますので、そのとおりだと思っておりますし、まだ喜ばれている内容であるというふうに思いますが、そうしますと、900円掛ける1日、午前、午後6時間の労働というふうになるようでありませうけれども、そうしますと5,400円、その1万2,000円の残りは国にまた返すというふうになるんでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、地域おこし協力隊インターン制度を活用した除雪のお手伝いですが、こちらのほうは、株式会社CASEさんのほうに業務委託をしているところでございます。国の特別交付税措置が1日当たり、1人当たり1万2,000円でございます。そちらのほうの単価に見合うような形で仕様をつくって業務委託をしているところでございます。1万2,000円は、活動に伴うインターンの方への謝礼も含めて、その他様々な移動手段であったり、食事代であったり、そういったものも当然入ってくると思いますので、そういったことを含めてもろもろの経費1人当たり1万2,000円ということでございますので、そのあたりも含んだ形でお願いしているということでもありますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 分かりました。

ところで、この地域協力隊インターンの制度の中で、この町で作業をする、そして1週間なり2週間なり生活をしていくというような方でありませうけれども、この西川町のよさをここで理解をし、地域おこし協力隊として改めてここに、西川町にまた来るといふようなことがあってしかるべきじゃないかなと。そういう魅力を持って、さらには西川町に定住するといふ見通しをつけながら意識して取り組んでいくということが大切なのではないかなといふふうに思いますが、その辺について、見解なり今後、そういうふうにしてインターンの方を呼

び込めるような施策につなげていきたいというようなことはないのかどうか、お尋ねしたい
と思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

恐らく、今までの地域おこし協力隊が移住につながらなかったんじゃないかという、これ
までの、私が就く前のトラウマから出た質問なのかなということですかね。

私は、2,700のメンバーの民間の事業者の経営者でございます。共感から、人々を、お金
を特に支払ってもいないのに、みんなで地域のためによくしようというチームワークを大変
重視する男として、いろんな雑誌にも取り上げられているところでございますので、そのあ
たりは心配ないからねというふうに言いたいなと思っております。

ちなみに、通常はこれは難しい話なんです。西川町は3年間いてもなかなか移住につなげ
られなかった、とつてももったいない残念な自治体だということを私は地方創生のいる部局
から、外から見て、残念な自治体、下から4分類に当たるうちの一番下に西川町は残念なが
ら統計上ございました。

これではいけない、なぜ西川町の移住が促進されないのかということを私なりに考えさせ
ていただきました。まずあるのが、役場や町民の皆様との心理的、安全な対話がなされな
かった、冷たく感じたというのがインターンをして出ていった方々から直接聞いたお話でござ
います。

私はそれを聞いて、やはりつなぐ、丁寧に人をつないで、あなたのために西川町の皆さん
が待っているからという共感と対話、まず人と、町民の方と対話を促すと、そのかけ橋に役
場職員がなるべきだと思つてつなぐ課をつくろうとしております。今、つなぐ課準備室とい
うことで、丁寧に、これ言葉で言うと簡単なように思えるんですけども、丁寧に対応する
というのがすごく事務、かかるわけです。頼まれてもいないのに、この人に会ったらいいん
じゃないか、あの人と合うんじゃないかというのを一人悶々と担当が考え、それで、こんな
人いますからと町民の方に、Aさん、Bさん、Cさんに当たって、ああBさんが会つてもい
いよ、分かつた、じゃBさんが、こういう方がいるから、地域おこし協力隊の皆さん会いま
しょうよって、大変なわけです、事務が、電話をして。そういった丁寧なつなぎを私は、つ
なぐ課にやってみようよ、これまでの前例を踏襲せずにとつことをしまして、私自らも除
雪もしましたし、交流会を持つような取組をしております。

その結果、地域おこし協力隊、今まで35名、2月まで、1月9名、2月26人、35名の方が

いらっしやいました。戻ってきたのは何と7人、35人のうちの7人、戻ってきました。そのうち1人は、今月中に、議員のご指摘があったとおり、地域おこし協力隊になる。これは私もうれしく思いましたし、これからは、人の心を動かすには、先回りして、この人が何を求めるかということを考えなくてはいけないと思っております。私のために町がどれだけ苦労して、こんな時間をかけてこんなことをしてくれた、これの繰り返しが必要なわけです。

この戻ってきた方は、私と一緒にご飯を食べて、役場職員と交流し、延べ56人の町民の方と触れ合って、こんなに敷居の低い行政、優しくしてくれる町はなかったということで、千葉県から移住をしていただきました。ぜひそういう取組を続けていきたい。選択と集中、継続と展開をしてみたい。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 問題点を整理しながら、きちっと把握をしながら対策を練った。その結果も出ているというような成果でありますので、これらについては今後とも定住に結びつく、そういうものになるようお願いをしたいなというふうに思います。

質問1を終わりました、2つ目に入りますが、質問1で申し上げましたように、これらの地域おこし協力隊の除雪という立場でこれまでやってきた今年の冬でありますけれども、今後とも高齢者に喜ばれる施策を組むとすれば、やはり地域にその人は除雪ボランティアとしての仕組みづくりなどが大切になってくるんじゃないかと、こういう点から仕組みづくりについてお尋ねをしたいと、こんなふうに思っております。

この中には、例えばシルバー人材センターであるとか、地域除雪ボランティアであるとか、業者による除雪であるとか、いろいろあると思っておりますけれども、それらの取組についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたしますが、地域除雪ボランティアという固有名詞という施策があるわけではございません、町としては。

ちょっとすみません、先ほどシルバー人材センターや地域の、区のですかね、除雪ボランティアの話なのか、また私が知っている限りは若い人のボランティアなどもありますので、どのボランティアの仕組みづくりについてお尋ね、ご質問なのかをもう一度整理していただければ、担当課が違うものですから、教えていただければと思います。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 実は、私の住んでいる下堀地域には、地域除雪ボランティアという

仕組みの組織があります。この件については、その地域だけでなく、町内にはたくさんの地域がそういう仕組みの中で協力し合っているということがあるのではないかと、こういうふうに思っております。

したがって、これらの組織の中で共通していることは、やはりもちろんそれぞれの地域でボランティアとはいうものの、作業した分だけ若干のお金をもらうというようなこともありますし、また共通して、西川町のそれぞれのボランティア組織が共通しているのは、いわゆる安全対策であるとか、研修会の実施であるとか、そういうことを通して、共通事項についてはやはり町が音頭を取っていただけるような仕組みになっていけばいいなど、こういう思いでおります。

そんなことをどういうふうに考えながら、西川町全体のそのボランティアなり、除雪体制というものをつくっていくのかというようなことについてお尋ねをしたかった、そういう点からの質問でございます。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、各地域、各町内会ごとに除雪ボランティアというものを設置をしているところは確かにございます。それぞれのボランティアで、例えば有償で除雪を請け負ったりしているところもありますし、無償で地区内の雪下ろしのちょっと手伝いをしているようなところもあるやに聞いております。それらの仕事に対する損害補償といえますか、けがをした場合の補償については、今のところ社会福祉協議会のほうで保険という形で請け負っていることになっております。

また、最初の質問でありましたインターン生によるじょせつたびでございますけれども、このじょせつたびに町の職員が協力をしてというふうなこともございました。流れとしまして、例えばそういうものに私も参加したいということで、町民の方でも当然、仲間としてやっていただいてもいいと思いますし、どちらかといえば昔からあった共助の形として除雪も一つ成り立っていいのかなというふうに思っております。

ただ、当然それぞれ立場も違いますし、無償、有償という違いもございますので、その辺を整理した上で、町としましては、除雪に関する、例えば除雪の仕方あるいは安全対策の取り方、こういったものについては一つの共通事項として、例えば研修会といえますか、情報交換といえますか、そういうことはやっていってしかるべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今、課長から答弁がありました。私も研修会と、それから事業の内容について意見交換をするというような場があつていいんじゃないかと。それから、作業の方法などもやはりいろいろ危険が伴ったりすることがありますので、それらの情報交換をすることによって回避するというようなものにつなげていく、そういうものにしていただきたいと、こういうふうなことで、町としての全体的な一つの音頭を取っていただけるというようなことをぜひ進めていただきたいと、こういうことで、今の課長の答弁をそのままいただいて、確認をさせていただければ大変ありがたいと、こういうふうに思っているところであります。

3つ目の質問に入らせていただいてよろしいですか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

こちらは、今のご指摘の点は、基本的には町の事業としてはないわけなんです。まさに、私がこれから大事にしなくてはいけない西川町のソフトパワーです。役所はソフトパワーではございません。

このソフトパワーの場を設ける、そういったことは西川町でもするべきではございますけれども、講習会をするとか、それは基本的にはやっぱり、この西川町、大変ですから、職員も少なく、このニーズベースで対応したいと思っております。

ちなみに、私はちょっとこれ、よく、最初の議会のときに私申し上げましたけれども、これも少し西川病なのかなと思っております。何でも町でやってほしい、これは西川病ですと。数字で申し上げますと、行政負担割合が寒河江市の6倍になっているんです。何でも町です。朝日町、大江町は民間でやっている。それが西川町になると6倍になる。全国でも同じです。なぜ町に頼るんでしょうか、そんなに。もっと、こういう……、そういったこともあって、民をもう少し活用する。西川町にNPOも僅かながらございますけれども、ほかの町ではNPO法人はたくさんあるんでございます。でも、西川町にはもう指で数えるぐらいしかない。これはまさにソフトパワーを育ててこなかった西川病の結果なのかなと思っております。私は、場を用意すると。ニーズを踏まえて、町で対応すべきものは対応する方針でございますが、何でもかんでも町というのは、これは西川町の持続可能性にはつながらないと危惧しております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今ご指摘された西川病については、町のそういう点も頼りきりみたいなところはあるのかなと、こういうふうに思いますが、やはり町が音頭を取って、そういうところも改善しなければならないよということも一つの指導なのではないかというふうに思いますので、今後ともそういう意味合いでの指導なりを、やっぱり行政の、その辺はそのとおりだと思います。ニーズベース。したがって、ニーズベースであるからこそ、それに付随したこととして、指導力のある立場で行政が主導すると、そういうマンパワーを利用するような立場をぜひご指導いただきたいなと、こういうふうに思っております。

以上ですが、質問3に入らせていただきます。

いわゆる雪の対策というのは甘く見ては駄目だと、こういうふうな思いであります。安全対策を最優先しながら除雪作業をするべきだと、そういうふうに思います。

今申しあげましたような講習会の実施であるとか、特にインターン生は、遠くは九州辺りからも来ているやに聞いておりますし、雪を初めて見て、大変きれいだな、白くてきれいだなというこのイメージだけで雪を触られているというようなイメージもありますので、安全対策を最優先していただきたいと、こんなふうに思っておるところであります。

雪の怖さとか危険などを想定した研修会、これらを実施するべきだと思いますが、実は、町長との対話会で間沢でも出た意見でありますけれども、安全対策を十分して、最優先して取り組むべきではないのかというような意見がありました。

これらを受けて、町としての安全対策の面から対策をその後されたのかどうかと、今後の、3月でありますのでその時期を過ぎたんでありますけれども、どんな考えに立ってこの冬を乗り切ってきたのかお尋ねをしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 確認させてください。どの現場をご覧になりましたか。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 間沢でもちろん3か所。間沢の西間沢、それから綱取の鍛冶屋さんのところ、それから大井沢の除雪のところの3か所を見ました。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、恐らく間沢という、西間沢のほうは、自宅の話だと思います。じよせつたびではありません。自宅の話です。ですよね。大井沢も自宅です。ですよね。綱取も自宅です。じよせつたびには該当しません、まずは。該当しませんと。

ですので、現場を多分、本当のじょせつたびがされている現場を多分ご覧になっていないかなと思います。まず、インターン生が屋根に上ることはありません。対話会では恐らくその西間沢の自宅の除雪を見ておっしゃっているのかなと思っております。

いずれにしても、自宅の除雪に関しても、インターン生は屋根には上っておりません。屋根に上っておるのは、地域おこし企業人なのか、某民間会社が一緒に屋根に上って活動したりするボランティアの民間事業者が協力をいただいて、町外の業者ですね、いただいておりますので、そちらの方なのかなというふうに思っております。地域おこし協力。いずれにしても、地域力インターンの方ではございません。しっかり町のほうでもそのあたりは指導しておりまして、下での軒先での対応、軒先での注意点というのは政策推進課を通じてお話しをしております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 屋根にはもちろん上っておりませんでした。屋根には、どの箇所でも上っておりませんでした。

〔「見たの」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤幸吉議員） いやいや、私の見たのは上っておりません。だからインターンの方なのかなというふうに私は思ってきたんですが、違うの。いや、ちょっと大井沢のところでは、声かけもしたんですけども、雪は初めてですと。誰か指導者はいないんですかというようなことをしたら、誰もおりませんと。私に手伝っていただけませんか、こういう話で聞きました。私は地元じゃないんですよというようなことで、ちょっと……

〔発言する者あり〕

○8番（佐藤幸吉議員） 大井沢。地元の人の、不案内なんで、そういうふうなことを言ったんです。そういうところはあったんで、誰もいなかったんで、というようなことがあったんで。

〔「自宅でしょう」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤幸吉議員） いや、それにしてもです。

〔発言する者あり〕

○8番（佐藤幸吉議員） いや、そんなことちょっと分かりませんので、どれがインターンなのか、それなりの、8名ぐらいおったんですよ。その区別というのはどうやってすればいいんですか。

○古澤議長 佐藤議員、ちょっと答弁を荒木政策推進課長から。

○荒木政策推進課長 多分、ご質問の趣旨は、インターン生が除雪をしているのにどんな訓練をしているのか、安全確保はどんなことかということだと思いますが、今町長が申し上げましたとおり、空き家を活用して、そこでインターン生がシェアハウスで住んでいます。そのシェアハウスを、除雪をお手伝いするために、そこを練習の場としてやっています。ですので、町長が申し上げたとおり、そこは手伝い、じょせつたびではございません。そこはあくまでも練習の場です。町民の皆さんが手伝ってけろと言ったところに、その自分の住んでいるシェアハウスでの除雪の経験を生かして、軒下で除雪のお手伝いをしていると、そういうような組立てをしています。あくまでも、いきなり現場に行ってくださいということはしていません。自ら住んでいるシェアハウスである程度の訓練をしてから現場に派遣をしている状況です。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） いずれにしても、安全対策をやられて、その現場に入っていると、こういうことですね。一軒一軒、3軒ほど見させていただいた中でのそれなりの認識の違いはあるかもしれません。やっていること自体に対する対策として、安全対策を完全にしてやってほしいよという意見を申し上げたわけでありますので、ぜひその点の理解をお願いしたいという……

[発言する者あり]

○8番（佐藤幸吉議員） 分かりました。

質問4に入らせていただきます。

高齢者向けの除雪支援の充実策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

2月の町報によりますと、高齢者向け除雪支援について、高齢者向け除雪支援制度は縮小することが決まっていた。補助上限、制限なしから、10万円までの制限を加える。対象については、所得税非課税から、住民税非課税の方を対象にする。このように変更したのは、不正の疑いがあったからこの制度を変えざるを得なかったというような情報による内容でございます。

どのような不正があったのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

[発言する者あり]

○古澤議長 佐藤幸吉議員、ちょっと不正は関係ない。除雪支援関係であって、ちょっともう

一度詳しくお願いします。

○8番（佐藤幸吉議員） 実は町報に、高齢者向け除雪支援、支援内容を拡大する方向で見直しますと町報に書いてあります。高齢者向け除雪支援制度は、私の就任前から縮小することが決まっておりました。補助上限は制限なしから10万円まで、対象は65歳以上の方がお住まいで、所得税非課税の世帯から住民税非課税世帯というふうに変えましたと。このような制度を制限をしたのは、昨年度、補助の上限を示さなかったため、不正の疑いがある事実がありました。これを機に現在の制度を変更したと聞いておりますというような内容でありましたので、これは除雪の支援に対する内容でありますので、ここでお尋ねをしたところであります。

○古澤議長 ただいまの件で、町長、何とか答えられませんか。

○菅野町長 答えるのはできるんですよ。議会の運営上、こういうルールで

○古澤議長 結果的に除雪の支援に対して。

〔発言する者あり〕

○古澤議長 充実策なんですけれども、結果的に今回……

〔発言する者あり〕

○古澤議長 今の質問に対して。この通告の中の質問に対しての町長からの回答しか出せませんので。

○8番（佐藤幸吉議員） 言っている内容は分かりますので、まず4番目の充実策についてお尋ねしますという回答をいただいてから質問をすると、こういうことでいいですね。

○古澤議長 では町長、通告の中での回答をお願いします。菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

ご指摘の高齢者除雪支援の充実策について申し上げます。

もう先ほど来、ご質問がありますが、西川町高齢者世帯等除雪支援事業補助金というものがございます。先ほど読み上げていただいた、私が町報でご説明をした件でございます。

こちらのほうは、ルールのほうは、私、就任前の頃から、もう予算が決まっているわけなのでございます。私は、最初の荒木俊夫議員の問いのときにもお答えしたと思いますが、今回初めて、私がフリーハンドで予算をつけることが、予算を策定することができるということで、思い切って私のカラーを令和5年度から出していきますというふうに申し上げました。

ですので、今お答えさせていただいた高齢者向け除雪の支援内容というのは、私の就任する前から予算に組み込まれていたわけでございます。こちらの充実策と申されて、私は令和

5年度のお話なのかなと思って答弁させていただきますと、町報に書いているとおり、充実策をこれから、令和4年度の状況を見て、本当にこの事業をどういう在り方、対象者、補助上限が必要なのかというのをこれから検討していきたいと考えております。

なお、この事業の財源、何でしょうか。これは国や県の補助金では受けられない、町の単独予算でございます。つまり、皆様が汗水流して西川町に納めていただいたお金でこの事業を税金から捻出して、除雪の多い、除雪でご苦勞の多い高齢者への補助をするような中身になっております。私は、その大切な税金、単費予算から事業をつくっているという責任と、高齢者の負担のバランスを考えなくてはいけないと思っております。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） いろいろこの制度を変えなければならない、そういう背景もあって、しかも、菅野町長が独自に今後の拡大方向を目指して何とか支援体制をつくっていきたくて、こういう思いを今回の町報に書かれたのかなと、そういうふうに思います。

ですが、実は今回の制度は、やはり前回から見ますと、制度的には悪くなっているというようなことでありますけれども、町長が今言われたように、今後見直しをかけながら拡大をするというところに大きな期待を申し上げたいわけでありましてけれども、実は先ほどちょっと申し上げましたように、不正があったというような内容、しかもそれを制度まで変えなければならないような不正だったのか、そういうところをちょっと私はお聞きしたいと、こういうふうに思っております。

それから、10万円以上の利用者が15人ほどおったというふうなことで前年度の実績もおっしゃいましたけれども、これについては、やはりそれだけの利用者がおるわけでありまして、何かそこへの救いの手があってしかるべきではないのかなと、こういうふうに思いますので、その2点を解明していただいた上で、ぜひ、今町長がおっしゃったような拡大の方向というものをぜひ検討していただきたいというふうに思っております。そこについてはまだ具体的なところというのはこれからだと思いますので、ぜひ検討の結果を期待申し上げたいというふうに思います。

以上、2点だけ回答いただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、対応していますということですね。それはなぜかと。不正の話はその次にお答えしますが、ご指摘のあった充実策、10万円以上超えている方が昨年おられたと

いう方に対しては、先ほど議員説明されたじょせつたびがいるじゃないですか。必要であれば、今、町外の建設会社が屋根に上って除雪をできるボランティアを今年は手伝っていただけるわけです。上はその建設業者の除雪ボランティア、下は、軒先はじょせつたびの皆さんというふうに分けていただいておりますので、そうするとただでできるわけですね。そういった10万円を超えるお客様、町民の方に対しては、こういった制度を活用するようにお勧めしております。

また、先ほどの不正の疑いがあるというふうにたしか町報で書いておりますよね。こちらに関しては、私も現場を見て、こういった事例がありました。あまり個別になると、町民の方でもありますので、お答え申し上げますと、除雪費に年間10万円と設定させていただいたのは、1人だけ、1世帯だけ多く除雪費が計上されていますが、50万円です。こんなことが西川町で10件、20件になれば1,000万円、西川町の税金が使われて、みんな頑張っていて、使われないようにしていこうとする中で、こういったご対応を、過度に除雪するようなことがなされると、町も、国のお金だったら少し対応できるというのものもあるんですけども、もう町のお金であるものですから、そこは私が来る前の体制で上限を設けるという判断は私も妥当なのではないかなと。まずこれでやってみようということで私も理解したところでございます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 制度を変えるときには、やはりいろんな原因があって、やむを得ず変えなければならないというようなこともあったんだろうというふうに思いますので、その辺については、今後の制度の見直しにおける充実策について期待を申し上げたいなというふうに思っております。

ちょっと時間がありますので、もう一点だけお尋ねをします。

実は、除雪する際の補助をいただくための、いわゆる高齢者の皆さんが手続をするという、その介在をする方に、やはり地域の方が手続を取ってくれるというようなこともあるかと思いますが、実は民生委員の方がよく手続をされるんですけども、誰が対象なのか分からないのよというような話あります。町に言っても、個人情報だから教えられないと言われるし、手続を取ったらどうですかという声がけもしたいんですけども、誰が対象なのか分からないんですというような話あります。その辺少し、民生委員ですから、ある意味での個人情報の、どういう方法で教えるかは別としても、何かアドバイスがあって、民生委員が動きやすいような状態をつくる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点について1

点だけお伺いしておきたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えをいたします。

今のお話ありましたとおり、申請等の手続に関しましては、当課のほうで関係しております民生・児童委員の方にお手伝いをお願いしているところであります。実際、誰が対象になるのかをリストでもあればいいんだけどもというふうな話を伺っているのも事実でございます。

ただ、今年度は、特に住民税非課税というふうに区切ったこともありまして、じゃ住民税非課税世帯のリストを民生委員とはいえお渡しをしていいのかというふうなところも我々のほうにはありまして、まずは昨年度対象になった方についてご案内をしていただきたい。そのほかについては、当然お知らせ等でも掲載をしておりますし、お申出があればご相談を受けていただけないかというふうをお願いしてきたところでございます。

この所得制限のほうにつきましては、当然、今後も検討の課題というふうに考えておりますが、その対象となる方を事前という部分についてはちょっと現段階では非常に難しい問題をはらんでおりますので、今の状況はちょっとできないというふうにお答えしておきます。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） やはり高齢者という意味合いもあって、自分からなかなか動けないけれども悩んでいるというのが実態だと思いますので、これからもこの雪国で快適に過ごしていくためには、いろんな制度の利活用、そして使いやすいような制度をつくっていくというようなことが課題だというふうに思いますので、今後ともいろんな問題はあるかと思えますけれども、お互いに議論し合いながら内容を詰めていただければというふうに思います。

ありがとうございました。

○古澤議長 追加回答、菅野町長。

○菅野町長 今の個人情報のお話なんですけれども、私、個人情報保護法をつくるときに担当しておりましたので、その点ご理解いただきたいと思いますが、この所得情報というのは最も個人情報で、大切に扱わなくてはいけない機微情報、いわゆるセンシティブ情報に当たります。ですので、こちらはあらかじめの事前同意、目的外利用されないというような同意書を得なくてははいけません。これを経て、1年ごとにしなくてははいけないわけです、機微情報は。

ですので、するともう役場職員はこのために1人抱えきりにならなくてはいけないものですから、それはちょっと町の中では今の体制の面ではなかなか難しいと思いますので、もう少し、来年度以降、人を増やす、予算、人員をつけたいなと思っていますので、予算のそのときには、予算のご承認よろしくお願ひします。

○古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で本日の議事日程を全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時08分

令和 5 年 3 月 5 日

令和5年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月5日(日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野 大志 君	教育長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
農委事務局長	眞壁 正弘 君	病院事務長	飯野 勇 君
建設水道課長	安達 晴美 君	生涯学習課長	奥山 純二 君
学校教育課長			

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤光康議員

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

[4番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○4番（佐藤光康議員） おはようございます。4番、佐藤光康です。

最初、雪の多い本町で町民の暮らしを守るために除雪支援は欠かせません。町の除雪支援について質問します。

今年度から高齢者等への除雪支援事業が大きく変わりました。現状をどのように認識し、これからどのように見直していくのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 おはようございます。

答弁をさせていただければと思います。

今年度から高齢者等への除雪支援事業が大きく変わりましたが、現状をどのように認識、現状と認識、これからどのように見直ししているか、3点ご質問があるというふうに承って

おります。

では、お答えさせていただきます。

まず、昨日の佐藤幸吉議員の質問にもあった件だと承知しております。

質問調整の申入れをしましたが、繰り返しの答弁でよろしいという議会運営委員会でしたので……ですよね。

〔発言する者あり〕

○菅野町長 いやいや、そのときに言ったじゃないですか。言いましたよね。重複する部分があってもいいということでしたので、ご容赦いただければと思います。

現状認識、現状の説明、見直し、大まかなものですので長くなると思いますが、そちらもご容赦いただければと思います。

まず、令和4年度高齢者世帯等除雪支援事業について申し上げます。その後、高齢者支援事業、新たな取組として、いわゆる「じょせつたび」の2件が高齢者等への除雪支援事業というふうに町では認識しておりますので、その2点についてお話をさせていただきます。

まず、令和4年度高齢者世帯等除雪支援事業については、昨日も申し上げましたが、従来から行っている事業です。

しかしながら財源は、西川町、今は得意の国や県の補助を受けない西川単独の予算、つまり皆様が汗水を流していただいた税金から捻出し、除雪のご苦勞の多い高齢者に対して補助をする取組であります。

令和4年度高齢者世帯等除雪支援事業の実施に当たり、令和3年度からの変更点や影響について申し上げます。

1点目は、事業の対象となる低所得者世帯の定義でございます。所得税非課税世帯から住民税非課税世帯に変更をいたしました。各世帯の課税状況につきましては、所得税の確定申告をしなかったために、住民税非課税世帯であっても所得税は納めていないような事例が見受けられ、その都度、本事業の対象とするかどうか、事務方担当のほうで個別の調査などが必要となっている状況でございました。

また、近隣の市町においても同様の補助事業が行われておりますが、低所得者世帯の定義として所得税非課税世帯を選択している自治体はほかにはない。また、全て住民税非課税世帯、または均等割のみ課税の世帯を対象としております。こうした近隣の市町の自治体の事例を参考にしていたものと担当からは聞いております。

さらには、その他の福祉支援事業、福祉関係の支援事業においても低所得者の定義を住民

税非課税としているのも参考としており、町の政策に合わせた形で本事業においても平仄を取ったということでございます。

この変更の結果、当初は数件の対象外となる世帯がありました。数件です。それぞれの世帯の状況を考慮し、町民税均等割のみ世帯であるとか、70歳以上で1人暮らしの世帯に該当する場合は、補助金交付規定に定めるその他町長が特に必要と認める方として、補助の対象としております。このため、昨年度の補助事業対象者のうち、今年度に対象とならなかった世帯はありません。つまり、変更において大きく制度が変わったと議員おっしゃっていますが、対象については実質変わらないというものでございます。

2点目の変更点は、補助事業の上限、補助金の上限を規定なしから10万円とした点でございます。ですから、規定なしということであれば、基本的には除雪をし放題みたいなことにも取られかねないわけでございます。

昨年度の豪雪の状況において、補助金交付対象となったのは115世帯です。そのうち100世帯は交付が10万円未満でした。だから10万円としたのかもしれませんが、残りの10万円を超える15世帯については、雪による屋根崩壊等の事例のほか、回数や除雪の規模などを除雪業者と調整することによって、交付額10万円以内、実質費用20万円に収まると考えたところでございます。

また、近隣の市町における支援の上限を確認したところ、本町の10万円は最も高額、一番高いわけであり、県内屈指の豪雪地帯とはいえ、10万円を超える補助金の交付は過剰であると、その当時の小川町長も含め考えられたんだと思います。

限られた財源の中で、大切な税金の中で実施する事業であり、上限の設定に対しご理解いただきたいと思っております。私も、その当時の判断は妥当だと感じております。

なお、今年度の実績において、補助金額が10万円を超えたのは1世帯のみでございます。

3点目の変更点について、申し上げます。補助金申請の際に提出いただく実績報告書の様式を、以前よりも簡便な形の内容とさせていただきました。

昨年度までは、除雪の種類を書いてください。例えば、1番、屋根の雪下ろしですか、2番、玄関から公道までの除雪ですか、3つ目、敷地内の除雪ですかによって様式が異なる上、例えば玄関から公道までの除雪の場合、作業実施期日と作業に要した時間を分単位まで記載するような内容でありました。私は、これはもっと簡便にすべきだと考えまして、これを簡易な記載内容とし、事務の手続を大幅に省力化したものでございます。これは申請者、または申請者から頼まれて書類を作成する除雪事業者、建設会社や森林組合などでございますが、

そちらにもおおむね好評な評価を受けております。苦情はございません。

4点目の変更点について申し上げます。除雪費用を支払った証明書となる領収書の写しの添付を義務づけたことでもあります。

本事業は、かかった除雪費用の半額を補助するものでございます。しかしながら、昨年までは申請者から、除雪したい人から、除雪事業者に対して作業の代金が支払われたことを証明する領収書の提出を求めず、実績の報告のみで金額を確認しておりました。

昨日も申し上げましたけれども、1世帯50万円の申請をした方が実際にいらっしゃいました。これは事務手続として適切ではないと判断し、私もそれに同意したものでございます。

5点目について申し上げます。補助金の送付先を申請者本人の口座に限定したことでもあります。

昨年までは、除雪作業の代金全額を除雪事業者を支払って、補助金を申請者が受け取る方法、もしくは申請者が除雪作業の代金の半額を除雪業者に支払い、残りの半額を町が除雪作業にまとめて振り込むという方式を選択できるようにしておりました。これは、代金を支払う際の申請者の負担を軽減するという目的で行われてきた事務処理と認識しておりますが、これにより半額で除雪ができるという点のみが浸透し、除雪実施回数や規模などあまり気にかけることなく作業を依頼してしまい、その結果、除雪が高額になるのではないかという推測をしております。これは町の推測でございます。

これを踏まえまして、あくまでも払った分の半額を補助する事業内容に沿った形の対応に戻すものでございます。

また、除雪事業者に半額を送金する場合、その除雪事業の担当する複数の支援者分の金額を合算したり、同じ除雪事業者でも申請者によって送金方法が違ったりすることから、事務がかなり煩雑になり送金のミスにもつながるおそれがあるため、これを単純化して正確な補助金交付を行いたいという現場の担当者の意見を尊重させていただいたところでございます。

6点目、最後の変更点でございます。1回の申請に係る補助金の額について、1,000円未満を切り捨てることとしたものでございます。

前日の4点目でご説明したとおり、昨年まで雪下ろしや玄関からの公道までの除雪について、分単位での端数の出る計算を行ってまいりました。しかし、申請者や除雪業者にとって煩雑な書類作成の負担を軽減すべく、実績報告について簡易な内容を可としたために、報告されてくる金額に端数は生じないものと考えたところでございます。

続きまして、もう一つの高齢者支援策の「じよせつたび」の状況について申し上げます。

地域おこし協力隊インターン制度を活用した除雪の手伝い、いわゆる「じょせつたび」の現状についてお答えいたします。

地域おこしインターン制度は、総務省が地域おこし協力隊が赴任先の地域とマッチングをスムーズに行うために設けた新しい制度でございます。国の全額の補助でございます。地域おこし協力隊インターンは、赴任先に2週間から3か月の短期間で赴任先の自治体で地域活動を体験することで、その地域がインターン生にとって相性のよい地域であるか、体験をもって知ることができます。地域おこし協力隊インターン生には、財政措置として特別交付税、国から1日1人当たり1万2,000円が措置されるものでございます。

この制度を活用し、本町では民間事業者に地域おこし協力隊インターン制度の募集や活動調整、支援、運営委託をしたところ、地域を旅しながらアルバイト、手伝いを行う「おてつたび」というサービスを活用し、43名の方が本町にお越しいただく見込みとなったところでございます。43名のインターンの方のほか、連携先である株式会社CASEさんや、これまで連携をしておりました跡見学園女子大学などからも「じょせつたび」にお越しいただき、総勢59名の方、延べ663名の泊数を超える日数で、西川町の冬の課題である除雪に協力いただいております。

続いて、認識のほうを説明させていただきます。

〔「議長、ちょっと時間がないので」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 町長、簡潔にある程度、本人の……

○菅野町長 重複でいいと。

○古澤議長 いいですけども、ある程度、質問者の時間も取っていただきたい。

○菅野町長 ある程度ですね。まだ現状まで言ったので、認識はどうしますか。

〔「20分以上で、私の時間ないですから。だから何か も早くお願いします」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 そうしますか。

〔発言する者あり〕

○菅野町長 それでもいいですよ。当事業の現状だけ言っただけですから、どのように見直していきますかは言っていないですね。

〔発言する者あり〕

○菅野町長 それでいいですか。じゃ、終わりで。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） もう22分経過しまして、60分しか私は与えられていませんので、端的によろしく答弁をお願いいたします。

具体的に質問します。

今年度から対象者が所得税非課税世帯から住民税非課税世帯に変更になったと。昨年12月の議会では、昨年度支援を受けた方が今年受けられないが出てくるだろうということ昨年12月議会で答弁されました。でも、今の町長の答弁で、非常に柔らかく考えて、町長の判断でできるだけ去年受けた方はやれるようにしたということでは、非常にありがたいことだと思っています。

次、上限10万円の設定です。入間地区の方ですが、今年雪下ろし2回やって20万円かかったそうです。今回、今年は意外と雪は少なかったんです。ところが、雪が硬くて時間がかかって、20万円かかったということでした。それから、玄関から公道までの除排雪もあると、それが3万円かかったと。結局23万円かかったんだそうです。去年までは10万円設定ありませんでしたから、その3万円も補助対象になりましたけれども、今年から対象にならなくなりました。

ですから、高齢者にとって非常に3万、補助金が1万5,000円になるわけですが、非常に大きな負担があるわけですね。ですから、ぜひやっぱり、例えば今でもこういう状況ですから、入間からもっと山の方はもっと大変な高齢者の方がたくさんおられるんだと思います。ですから、上限設定10万円というのはなくてもいいんじゃないかと思えますけれども、町長いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 10万円の設定についてご質問があったと承知しております。

10万円の設定については、その方、入間地区の方ですか。それは、先ほど説明をすることができなかつたんですけれども、そういった高額のお金かかるという方は、ぜひ「じよせつたび」を使ったらよろしいんじゃないでしょうか。機材もお貸ししますし、「じよせつたび」には慣れたプロの建設業者もその日によってはいらっしゃるわけです。町外の西川町は頑張っているなというふうに新聞で見て、町外、山形市からですけれども、わざわざ西川町に手伝いたいという除雪ボランティア、建設事業者が来ていただいたわけです。

ですので、まず10万円を外すというような議論ではなくて、「じよせつたび」を使われて、それでもなお大変であれば、それ以外ないと思うんですけれども、そういった10万円を超える方に対して、お声がけ、ぜひいただければと思います。役場の人でも防災無線でも、ぜひ

つなぐ課のほうにご連絡をくださいというふうに言っていますよね。ですので、ぜひ、まずここでわざわざ議場で言うよりも、今ある制度を使っていればと思います。

ちなみに、近隣の除雪支援の状況を調べたところ、10万円を支払っているというような自治体は確認されませんでした。一番高く、村山市は除雪の上限が5万円で、豪雪対策本部を設置した場合であっても上限は7万円。ほかの市町にとっても、上限10万円は最も高い金額になっておりますので、外すということはしてはならないと思っております。

それはなぜか。行政は、先ほど申し上げたとおり50万円の世帯がいらっしゃったわけですね、50万円。その方を、上限外したらどうなりますかね、西川町の財政が。少し一緒に考えて、制度をつくり込んでいただければと思います。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 「じょせつたび」に関しては、後でまたちょっと言わせてもらいます。

一番、今、高齢者の除雪支援で大きな声が上がっているのが、去年までは作業費用の半額を払えばよかったと。ところが、今年からは全額、除雪費用を払わなくてはならないと。それが非常に大きな負担だと言うんです。

ある方は、正月、いつものように除雪をお願いして、息子のところに行ったと。除雪お願いして、業者さんをお願いしたと。ところが、いきなり帰ってきたら8万円だと言われたんだそうです。え、何で8万ですか、今まで3万か4万だったでしょうと。いや、今年から変わりましたと。まず、全額払ってもらいますと言うんだそうです。なので、本当にびっくりしたんだそうです。これ老人いじめじゃないかというふうに、その方は話していただきました。

あと、ほかの方はパートで一生懸命働いていると。年金も本当に僅かだと。ところが、やっぱり1回除雪費用8万ぐらいかかると。本当にそれは、全額払うということは本当に大変なことだと。何とかしてほしいという声があります。

これは何とかちょっと住民の声を聞いて、何とか去年に戻すべきじゃありませんか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 これは去年も申し上げましたけれども、私が予算を作成する上で、こちらの1から6番を選択しています。今の佐藤議員がおっしゃったのは、ニーズベースかどうかということなんだと思いますね。違いますか。

○古澤議長 今のは、ニーズベースというか、今回のお金、当事者が全額を払ったりする、そ

ういう件なんです。

○菅野町長 ニーズベースかもしれませんが、今回の行った上で、これぜひ6月議会あたりでもご質問いただければと思うんですけども、まだ事業が終わっていないわけですね。終わっていないわけなんです。その事業が終わっていない途中の段階で変更を、切り替えるというようなことは、行政として行ってはいけないと。逆に混乱すると思いますので、民生委員も含めて、それは行政の立場になって考えていただければと思います。

もし、途中で変更するというふうになれば、私たちが何をすればいいか。まず、規定を変えます。議会に説明します。そして、民生委員の方に、保健センターに説明します。そして、お知らせ板にも書いて町民の方にお知らせをしなくちゃいけない。これをするだけで相当な、私たち役場職員の人件費が割かれてしまいます。私はそれはあってはならないと思っております。

ただ、来年の変更という形でございますが、先ほど申し上げたとおり、3月までの除雪状況とその負担や、もう総括的に補助費を含めて、上限も含めて考えなくてはならないと。補助の払いの仕方ですね。ただ、私は財務省の出でございますので、西川町は今まで行った取組のほうが、国の行政からしてみれば例外なわけです。

補助の原則は、ご自身が使ったお金をしっかり認識して、まずお支払いする。その後に、補助を差し上げる。自分が使ったのは10万円だったのを認識して、その後半分の5万円をいただくというような行政の手法が一般的なんでございます。

ですので、これまでの西川町の行政は一般的な補助対象支給のやり方とは例外をしていたということでございますので、私は原則に戻して構わないのではないかとこのように思っております。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 今年度に変更してほしいということは思っておりません。要するに、来年度から元に戻してほしいということを行っているわけです。

今、やっぱり西川町は除雪が結構大変なんです。さっき町長言われましたけれども、除雪支援は各市町村はやっぱり西川町が高いです。金山町が9万8,000円、それも豪雪になってからということで9万8,000円出しています。金山町の話役場の職員の方からお聞きしました。金山町は、除雪金の支払い方法を選択制にしているんだそうです。年金者で非課税世帯は一気に五、六万円払うのは大変だということはよく分かります。それで選択制にして、大変な方はもう半額でいいですよと。町が業者に補助金を払うと。最初から支払う分だけ払っ

てくださいと。補助金は町が業者に出しますというふうにやっているんだそうです。もちろんお金ある方は、業者に全額払っても構わないということです。それが、やはり町民に寄り添ったやり方、町の行政の在り方、高齢者への心寄せる在り方じゃないでしょうか。

そういうことで、特に今、高齢者は限られた年金で、それも下がって、そして物価高騰、電気代やガス代も上がっている。非常に厳しい生活をしています。そこに住民税非課税世帯、本当に大変なことだと思います。やっぱり、それに寄り添った行政をぜひしていただきたいというふうに思います。

では、時間もありますので、「じょせつたび」のことをちょっと今、ありましたのでお聞きします。

私も「じょせつたび」に参加しました。入間公民館で私たち区の役員4人と、それからインターン生4人が来てくれまして、一緒にやりました。一緒にやったんですけども、やはりたまたまさっき言われたボランティアの会社さんも来られていまして、その方は経験者ですから非常にうまいんです。ところが、インターン生はやはり「じょせつたび」ですから、旅しながらやっぱりいろんな交流をしたいというのが目的であるわけですね。除雪が目的じゃないという感じがしました。ある京都の学生さんは、ぜひいろんな交流をしたいという話をしていました。

それから、55歳定年迎えて来られた方は、やはりいろんな旅があるけれども、地域と交流する旅をしたいということで来られていました。ですから、そういうことでいろんな話、私も聞くことができ、非常にこれは面白いなと思いました。関係人口というところで、年配の55歳過ぎた方は、ぜひ春になったら西川町に来たいと、そういう話をしていました。

ですから、そういうところでは非常に私は面白いといえますか、交流できる。そして地元の方が、うちは芋煮を準備しましたけれども、ある方は納豆汁をごちそうして、本当においしい、おいしいと食べていかれた。それから、バレンタインデーチョコレートの日、チョコレートを配った方もおられたそうです。ですから、そういう形でいろんな形で交流できる、これは素晴らしいですよ。

ところが、やっぱり課題としては、これを高齢者等の除雪支援に使えるかということ、ちょっとこれは難しいかなと思うんです。屋根の雪下ろしはできない。そして、朝の玄関から道路までやってほしいと言われても、「じょせつたび」ですから、午前9時から12時までですということになりますから、それは無理だということで、やっぱり高齢者除雪支援とは別に考えてもらって、やっぱり「じょせつたび」、関係人口をいかにつくるかということだとい

うふうに思ったわけです。

「じょせつたび」インターン生のことで、ちょっと若干触れますけれども、町からCASEという株式会社に委託していると。大体インターン生、CASEのほうに地域おこし協力隊インターン活動委託料として、どのくらいのお金が町から行っているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

特別交付税措置相当分等とほぼ同額の金額を1人当たり、そちらのほうで業務委託をしているところでございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 恐らく43人と計算しまして、1人1万2,000円と。10日間、1人やりますから、大体500万ぐらいになるんじゃないかと思うんですね。それにインタープログラム作成委託料として、100万円がCASEさんに行っているということで、大体600万ぐらいはインターン生、3か月間で行っているということになります。もちろん国からの特別交付税があります。

やはり、ここでしっかりとお金をCASEさんに払っているわけですから、やっぱり町の仕事としてじゃなくて、しっかりCASEさんにやってもらうということが大事じゃないかと思うんです。

昨日、町長の答弁で、職員が足りなくて大変なんだと、何でも町でやるというのは本当におかしいと言われました。もう今から民を使う時代だというふうに言われました。今回、「じょせつたび」ということで、CASEという株式会社を使ってやっているわけですね。

ところが、まだ毎日朝、放送で除雪したい方いませんかと、役場のつなぐ課に希望する方は電話くださいというパターンです。町の職員が対応していて、うちの入間公民館でやったときにも職員が2人来てくださいました。でも、職員の方はやっぱり本当に大変なわけですね。大変だと昨日、町長も言われましたけれども。

ですから、これは町の仕事じゃなくて、役場の仕事じゃなくて、CASEさんに完全に任せると。どこかにCASEさんが事務所を置いて、そこに電話して、これお願いできませんかと連絡するとか、そして「じょせつたび」の方はまだ素人ですから、やはり地元の除雪ボランティアの方と一緒に組んでなんかやるとか、そういう形で、もう役場は関わらないという形にしたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 反問。いいですか。

○古澤議長 ただいま佐藤光康議員の質問に対して、反問等々を許可願うということでありますので、許可をいたします。

事務局のほう、持ち時間を停止してください。

菅野町長。

○菅野町長 町の職員が、町が関わらないというのは、何の事業に対して何を関わるなどおっしゃっているのでしょうか。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 「じょせつたび」、地域の除雪支援していますけれども、それはCASEに委託しているわけですから、CASEにさせてほしいということ。役場職員はできるだけ関わらないで、CASEさんに任せるというふうにしたらいいという考えです。

次、質問移ります。

要望ですね。

[発言する者あり]

○4番（佐藤光康議員） 何か答えますか。はい、どうぞ。

○古澤議長 ただいまの佐藤議員からの答えに、町長のほうから、これで大丈夫ですか。それに対して。

菅野町長。

○菅野町長 具体的な事業名が分かったので、お答え申し上げます。

まず、役場職員が関わらないという関わりの部分であれば、まず委託をするという業務は当然関わっていいわけですね。委託をするという、委託をするまでが仕事というのは、私どものほうでそのようにあるべきだと思っております。

ただ、先ほどおっしゃっていた、まず町の職員が関わるわけをご説明したいと思います。

[発言する者あり]

○菅野町長 いや、分かっていないのであれですけども……ご質問しているんですよ。

[発言する者あり]

○菅野町長 関わることをご質問しているんですよ。では、答えます。

私は、町民の皆様、今日たくさんいらっしゃっていますけれども、役場職員ってもっと優しくしてほしいとか、何でも話聞いてほしいと、そういうふうにお答え求めているとい

う声を聞きました。

また、外からに対し、西川町は外の力を活用していくというのをしなくてはいけないわけです。そうすると、外の方が1回西川町に来て、「じょせつたび」もそうです。除雪の建設業者もそうです。来てもらって、役場職員が介在せずに、CASEさんがいきなり佐藤さんのご自宅除雪させていただきますと来て、それで信頼が湧くんですかね。皆さん、逆に心配になるんじゃないですかね。どうですか、皆さんと思うわけです。聞いてみたいわけです、私は。

ですので、私はニーズベースで、ちゃんとしっかりCASEさんが行くときに町民の方と対話させていただきました。そうすると、最初はやっぱり役場の職員と一緒に来てほしいなと言われました。その声が全員でした。役場職員のほうの仲介であればということで、私は役場の職員は住民の安心の目線から必要だと考えました。

また、町民の人材育成にもなるわけです。今までは町外から優しくしてほしい。職員とお話ししました。どう優しくすればいいんでしょうかと。そうすると、まずその人たちと電話口じゃなくて、しっかり会って対話したらいいんじゃないのか。一緒に汗を流す段階で、今日は除雪の話だったけれども、次に西川町、観光地、春ならどこなの、何がおいしいのというふうに質問いただくと、もうたくさん答えてあげて、あなたたち職員が観光客を1人当たり3人呼んでくれば、西川町の交流人口、関係人口は増えるので、ぜひそういう対話をしてほしいということで職員を派遣しております。

ちなみに、職員は求められてしているものではなく、手を挙げて、自分の業務の隙間時間にこれなら行けるということで、自発的に手を挙げて、今までどうやって接したらいいかわからない町外の方たちと接する練習を、この「じょせつたび」のほうでしたところでございます。

また、先ほどおっしゃっていた朝に除雪してほしいと……

○古澤議長 町長、すみませんけれども、やはり簡素化的に、ある程度してください。

○菅野町長 先ほど朝、関わらないで、民間事業者が朝にしていくようなサービスをというふうに申しあげましたけれども、これだと「じょせつたび」は使えないんです。それはなぜか、民間のサービスが決まっているからでございます。「おてつたび」というホームページをぜひご覧いただければ分かりますと思います。残念ながら、そこには何でもいいというわけではなくて、しっかりこの時間とこの時間は手伝ってほしい、そんなことで全国から皆様に募集しておりますので、その点ご理解を賜りたいと考えております。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） ちょっと時間がなくなってきていますので、端的にお願いいたします。

2つ目にいきます。

町民が安心して暮らすためにも、町の職員が生き生きと働ける職場環境であることが非常に重要になっています。

町の職員採用や勤務状況について質問します。

まず、質問1です。

現在の職員の採用はどのようになっていますか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ただいま現在の職員の採用状況ということでご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

これまで西川町は、第6次総合計画の期間中は、人件費の抑制の観点から町が自主的に採用を抑制しております。行政職の採用は抑制しながら、平成31年4月1日の3名の採用を最後に、令和元年以降、行政職は何と一人も採用しておりません。

しかしながら、私が就任した令和4年4月にこの方針を見直しまして、令和4年度行政職の採用は、内定者も含めて5名といたしました。11月には、民間企業経験者、採用者1名を配置し、内定者のうち1月から働いてもいいよという方が2名いらっしゃいましたので、その2名に働いていただき、残りの2名は今春の採用となります。

採用の仕方でございますけれども、これまで西川町が足りなかった人をつなぎ、共感を生み、一緒につくる共創、共につくる事業を生み出すには、私は試験を受けて一定の学力があって採用された方だけでは足りないというふうに思っております。それだけでは足りないと思っております、民間のノウハウが必要で、さらに丁寧な仕事をさせていただく西川に熱い思いや熱意を持った方は採用したいと思っており、これは毎年、これから実施していきたいというふうに思っております。

最初は、やっぱり民間人経験者の採用というのは、役場でも私の会社でもやったことあるので、少し心配だったわけです。ですので、私も採用には一切関わっておりませんので、私もどんな人が来るんだろうということで心配をした点はございます。

採用されたのは、民間人採用は私の家の近くで、話したこともない方だったわけです。でも、その方は今、役場でもいろんな飾りを作っていたりしておりますけれども、そう

いうことをしていただいています。まさに人をつなぐ仕事をされているのかなと思っております。

私は、これから最も重視する経営資源、西川の経営資源は人だと思っております。先ほど来、申し上げているとおり、利益の最大化、つまり町民の幸福と町の発展には、経営感覚やそういった民間のアイデアが必要です。

今の地方活性化は、自治体間の競争を前提にしているんでございます。町長や職員、特に私は西川町を職員と共に、全国で自治体の中で勝ち組にしなければいけないわけです。そのために、私はこれから必要なのは人だと思っております。

ちなみに、採用年齢の引上げも今後行っていく予定です。現状、採用資格は対象は35歳となっております。これを45歳まで引き上げます。ちなみに、この方針を受けて、3月1日のお知らせ板で社会福祉協議会の採用試験の案内をさせていただきましたけれども、こちらも45歳となっております。

また、賃金についても、西川……

○古澤議長 町長、またすみませんけれども、やはり時間もありますので、端的にお願いします。

○菅野町長 あと、賃金だけ言わせてもらっていいですか。賃金の話だけしていいですか。

○古澤議長 簡単に、まず賃金は要りますか。なくても……

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 では……

○菅野町長 賃金上げたの、だって採用条件……

[「時間がない」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 採用を知らせなくちゃいけない。

○古澤議長 では、ちょっと簡単にそこだけ。

○菅野町長 では、賃金については、会計年度職員、今日、本予算でもお示ししておりましたけれども、会計年度任用職員、つまり事務補助の臨時職員のことでもありますけれども、時給を932円から1,031円へとほぼ100円を引上げし、近隣の市町村よりも優位性のある時給とし、西川町はそういった外から、中でも町内でももちろんそうです、人を増やしたいというふう感じております。

いずれにしても、西川町の役場の最大の経営資源は人であり、宝でございますので、そこは条件の面からも、しっかり西川町として対応してまいりたいと考えております。

○古澤議長 ありがとうございます。

4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 議場は、議会は町長の説明を聞く場ではなくて、やはり議員と町長や町とのやり取りの中で、町民が町の行政ってこうなっているんだなと理解する場所だと思うわけです。ですから、ぜひ端的にお願いいたします。

もう時間ありませんので、町の力は人だという意見がありました。

質問2にいきます。

職員の残業や休日出勤はどのようになっていますか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ただいま職員の残業や休日出勤はどのようになっているかという、比較的ふわっとした質問でございますので、休日の出勤に関しましてはもう少し詳しい情報をいただければ、佐藤総務課長が安定した答弁をさせていただきますので、休日の出勤日、時間なのか、そういったことを教えていただければと思います。

残業時間については申し上げます。残業時間は、12月末の段階でございますが1万1,000時間であり、執行額は3,000万円でございます。町立病院を中心に、とても厳しい状況がありますので、そのあたりはこれからの私の人事異動、これから人事配置できますので、配慮しながら残業の多い、特に町立病院には配置していきたいと思っております。

ちなみに、当初予算の人件費の範囲内にこちらは収まっております。

残業の原因として、これ議員も分かると思っておりますけれども、何と西川町は私が来る前までは、育児休暇した職員の後釜をつくらないのが通常の運営をしておりました。私は、国としては、国にいた身としては、こんなことないわけです。ですので、こういった育児休業される方に対しては、しっかり後任者をつけて、私は適切な業務運営を行ってまいりたいと考えております。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 事前に総務課長に質問している、これ聞きますのでお願いしているということあるんですけれども、時間外勤務の月45時間を超える職員の状況、45時間から100時間未満は何人いますか、100時間以上は何人いますかというのを事前に話してはいますけれども、そういう答弁ないんですけれども。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 どういう質問ですかね。総務課長。

○古澤議長 もう一度、もう1回、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 時間外勤務の月45時間を超える方、職員の人数をお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 45時間を超えた方と100時間超ということでよろしかったですかね。

こちらは、今の状況ですけれども、45時間は27名でございます。100時間超というのは、お一人でございます。ちなみに、昨年の100時間超は4人でございます。それに比べれば3人減っているなという状況でございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 100時間以上というのは、要するに過労死ラインになります。100時間を超えれば過労死ラインに入ってくると。あと、80時間以上になってくると、お医者さんの面接指導が必要だということになっている方も、100時間ですか。過労死は約100時間です。では、後で確認しましょう。私はそう思っています。

そういうことで、簡単にそういう言葉で言いますけれども、いかに職員が大変かということですよ。課長さんたち、この中に数字出てきません。課長さんたちは、今のさっきの人数に出てこない。ですから、係長以下の皆さんが100時間以上が1人いると。45時間から100時間未満までは27人いると。多分、課長さんたちは、これ以上の時間を時間外残業、休日やっていらっしゃるでしょう。

対話会、本当に大変だと思います。あとマイナンバーカード、本当にご苦労さんでした。

ですが、やはり町長がよく言いますけれども、持続な可能などいいますけれども、職員の健康、生き生きと仕事するためには、やはり時間をしっかりとある程度抑えてやるのが、やっぱり町の、町長の責任だと思うわけです。

イクボス宣言を町がやっています。河北町で、昨年10月ですか、河北町でファザーリング東北フォーラムがありました。町長も参加されました。そのチラシが非常にいいんですね。

「笑っている父親が増えれば笑っている母親も増える そして子どもたちも地域も笑う」というスローガンです。こういうスローガン。

ところが、父ちゃん、役場からまだ帰ってこない。毎日、夜の10時頃帰ってくる。お母さんも夜の9時頃帰ってくる。これではお母さんも笑えない、子どもたちもお父さんの顔さえ見られないわけですね。

イクボス宣言で、1に仕事や子育てや介護などを両立しながら頑張っている職員を応援しますということが出てきます。でも、町長の場合はこれを応援するじゃなくて、職員を管理

する当事者なわけですね。ですから、できるだけ定時に父ちゃん、母ちゃんを家庭に帰す責任者になると思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

○古澤議長 光康議員、最後の回答になりますけれども、時間。

○4番（佐藤光康議員） 大変悔しいですけれども、ぜひもう少し端的に議会運営なさるようよろしくお願いします。

○古澤議長 まあいろいろ……詳しくの話がね。

○4番（佐藤光康議員） こんなに長時間、私、答弁されると思いませんでしたから、ぜひ議会運営委員会で検討、よろしくお願いします。

じゃ、一言いいですか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。時間が来ておりますので。

○菅野町長 適切な職員の管理などは、しっかりしていきたいと思います。定時退庁、水曜日の徹底とか、そちらはさせていただきます。

ちなみに、だから私は先ほど来、申し上げているのは、人を増やすということは言っておりますので、ぜひ予算の執行承認はいただければと思います。

先ほどの私、残念だと思っていたのは、私は申し訳ないですけれども、職員のマネジメントのことには慣れていて、そういったチームワークからしっかり仕事をして、気持ちよく職員のやりたいことを重視しているわけです。

もうだから、菊まつりなんてそのとおりなんですけれども、職員がやりたくないと言っているので、じゃこの6原則にとってやめられるかどうか検討してみてくださいとあって、職員がやりたいことも、私は予算査定のをぜひお聞きいただければと思いますけれども、職員がやりたいことで通常は財源ないから駄目だよねと、こんなの駄目だと財政が言うんですけども、私はそれやりたいんだったら、財源一緒に見つけようと言って見つけて、私も作文しているわけです。

ですので、そういった心の管理のほうも、管理というか、やりやすいような、まさにウェルビーイングの取組は進めております。

なお、私は職員と、小川町長はやっていませんでしたけれども、1対1の職員面談、ワン・オン・ワンミーティングというのも希望者にしております。今回30名以上の方が申し込んでいただきました。

課の問題、課長の問題とかあるかもしれません。そういったことに私はしてまいりますので、心配ご無用です。

○古澤議長 以上で、4番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

○古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

[7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動]

○7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

今回の質問は、今までに何回か質問した項目であります。菅野町長が就任されてからまもなく1年になりますので、前に進むためにも、新たに菅野町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

1番目の質問です。

まず最初に、早朝から除雪排雪してくださっていただいている業者の方々にお礼を申し上げます。西川町のオペレーターの方は非常に上手なので、西川町の雪道は安心して生活することができます。感謝申し上げたいというふうに思います。

また、今年は地域おこし協力隊、あるいは地域おこし協力隊インターン等の「じよせつたび」の方々が除排雪していただいているということで、大変助かったとのことですので、うれしく思っているところでございます。

ただ、雪国で生活していると大変なのは、朝の玄関から公道までの間口除雪です。国道や県道、そして町道でそれぞれ条件は違ってきますが、除雪車が間口にあまり雪を置かない優しい除雪が今どこまでしていただいているのか、進捗状況をお聞きします。

また、家庭にある除雪機への補助を考えていただけないか、併せてお聞きしたいというふ

うに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤議員のご質問に対してお答えします。

こういう質問だと答えやすくありがたいんですね。

除雪車が間口に雪を置かない優しい除雪の進捗状況をお聞きします。また、家庭にある除雪機の燃料代の補助を考慮いただきたい。具体的なお質問をいただき、ありがとうございます。お答え申し上げます。

まず、朝の間口に雪を置かない除雪の件でございます。家の間口に道路除雪による雪をできるだけ置かないようにと、配慮してほしいというご要請を、佐藤議員からは度々いただいております。

本件につきまして、今冬の状況は、まずは町民からの間口に関する苦情はございません。これも、眞壁建設水道課長が除雪オペレーターに対して十分留意するよう、きめ細やかな指示を献身的に行っていただいたたまものかと認識しております。

家庭にある除雪機の燃料代の補助について考慮いただきたいというご提案でございます。こちらは、まず今年度におきましては、物価高騰対策、これはもちろん燃料代も含むのでございますが、高齢者に対して1人当たり1万5,000円の商品券による助成を行わせていただきました。

私もこの提案に関しては、さらに必要なかどうかというふうにかけて、いつもの職員が暗記している新規事業の予算6原則に照らし合わせたところでございます。もちろんニーズベースというのを確認させていただくとともに、残念ながら財源の確保というのがバツ。これ町が単独財源で行うという面で、持続可能性もやや難しい。また、関係人口も難しいということで、3つの点でバツがついてしまいますので、ここから財源を見つけてくればこれは実施できるのかなと思っておりますので、私もいつもトイレにいるときも携帯を見ながら、ほかの省庁の補助事業はないかなというふうに勉強しているわけです。この補助事業を頭の片隅に置いて、各省庁の財源がないかというのを、食事のときやトイレにいるときやご飯を食べているときも含めて、検索してまいりたいなと思っております。

ただ、ご提案の事業については、私が思うに、除雪機を持っていない方の公平性の観点に配慮しなくてはいけないのではないかなと思っております。もしかしたら、除雪機を持っていない方からお声をいただくかもしれませんし、実際に屋根の融雪をしている方や敷地の融

雪をしている方は、こういった補助事業を求めているわけではないわけでございます。そういった面から、包括的に除雪以外の補助事業として、これから勉強してまいりたいと考えております。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから答弁をいただきました。

間口除雪に関しましては、苦情はあまりないということで、建設水道課ではそういうふう
に捉えているということです。

私たちは、私たち議員は、時間があるごとにいろんなところに行って、いろんなお話を聞
きます。町民の方ともお話しします。そのときにいろんな話しますけれども、雪に対してど
うですかと、雪対策どうですかというようなお話をさせていただきます。そうしますと、や
はり朝、雪置かれたよという話はあるんです。ただ、町に対して届いているかどうか、その
人が果たして町に対して話しているのかどうかというのは分かりませんが、そういう
話というのはやはり聞こえるんですよ。

私、去年も十数件歩きました。今年は雪が少なかったんで、そんなに言う方は実際少なか
ったです、今年は。

私、間口除雪に関しましては、例年ずっといろいろ取り上げてきていましたので、今まで
の累積されたこととといいますか、そういうことを含めましてお話しさせていただきますけれ
ども、やはり先ほど町長がニーズベースとおっしゃいましたけれども、そのニーズをどうや
って捉えるのかなと。やはり年配の方々、高齢者の方々、あるいは若いの方々、後で申し上げ
ますけれども、町民アンケートも取っているわけですが、その辺も加味しましても、
やはりなかなか町まであえて言わないという方がいらっしゃるのも事実かなと思います。ど
れくらい数がいるか分かりませんが、そういうこともあるんじゃないかなというふう
に思っております。

今、間口除雪は非常に前から問題になっていて、でも今現在もある、古くて新しい問題で
はないかなというふうに思います。

山形県の豪雪地と言われている例えば新庄市では、間口除雪できる機械除雪の質を向上さ
せるんだと、これが第一なんだというような話をしています。あるいは、尾花沢市では除雪
券の配布などをやって、除雪支援を行っているという例もあります。あるいは、大石田町で
は間口除雪をNPO法人がやっている、代行しているというところもあります。それで、
寒河江市なんですけれども、寒河江市では独居高齢者世帯にアラームで知らせるGPS搭載
のスマートフォンを携帯して、間口に雪を置かないきめ細かい除雪をやっているということ

なんです。それぞれの市町村でいろいろ考えて行っているわけです。

それで、西川町の場合は、今年度5年度の予算を見ますと、除雪関係全般が1億8,087万円あると思います。その中に、除雪管理システムGPSの購入費として361万2,000円があるわけですが、GPSの購入をやって、どんなシステムなのか、その辺ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 来年度予算のほうで、除雪に関するシステム購入ということで、予算を上程させていただいております。

内容としましては、これまでは職員が機械のほうにタコメーターを入れまして、その集計をまず業者からやっていただいて、その日報を町の職員がチェックして時間を決めて、業務委託の精算をやっておりました。それが、なかなか手間がかかると。あとは業者から上がってきた日報にも若干誤りもあったりするということもありまして、機械でもって日報の報告ができるということで、業者のほうも町のほうも手間が省けるというようなシステムでございます。

あと、除雪のルートが可視化されますので、それを参考に除雪のルートの検討。あとは、ある一定のところには時間がかかっているのであれば、その除雪に関して何か工夫が必要だということもありますので、その町として判断ができる。あと、オペレーターにも共有ができるというようなシステムでございます。

それを生かしまして、業者、職員の業務の軽減。あとは、除雪の計画の策定に生かしていきたいというようなシステムでございます。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） そうしますと、予算を見たときにGPSを購入しているということで、ひょっとしたら間口除雪に生かしていただけるのかなと思っていただけでしたが、そうじゃないということですね。

先ほど言いましたように、寒河江市では非常にそういうことで活用しているということなんです。

これ私、眞壁課長にちょっとお話をさせていただいたんですけど、寒河江でやっていることは課長のほうも知っているということだったんですけど、そのような考えは今

現在ないでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ないです。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） GPSに関してはないということですので、じゃ間口除雪に関しては今のままでいいのか、それとも新たに何か考えなくちゃいけないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 間口除雪に関してのご質問であります。これまでも健康福祉課のほうと連携させていただいて、民生児童委員の方から情報をいただくということで取り組んでまいりました。何か配慮すべき高齢者宅があればということで、毎年確認をさせていただいてやっております。

寒河江市のシステムは、そのお宅の前に行くとアラームが鳴るということでありましてけれども、健康福祉課と連携させていただいて、配慮すべき住宅があれば、それをオペレーターに伝えて配慮するということもできますので、そちらのほうで対応可能かなというようなことで考えております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 町民の方からの意見というか声は、福祉座談会等で取り上げていると。取り上げているというか、そういうふう聞こえてこないということですよ。確かに私も福祉座談会、何回も出席させていただいていますけれども、町民の方からはなかなかそんな声は聞こえないなというのは私も思います。

今、どうなんでしょうか。間口除雪というと、私は大井沢だから、雪が多いから大変なんだろうなんてよく言われますけれども、そうじゃないなと思っているんです。

実は、私のいる大井沢とか、あるいは志津の関係、豪雪地と言われるところはほとんど家庭用の除雪機か、あるいは自走できる除雪車を持っているんですよ。ですから、間口に雪を置かれてもそんなに苦にはならない。一気に飛ばしちゃうというようなところがあるんじゃないかなと思います。

やはりいろいろ話を聞いて、いろいろといたってそんなに量は多くないかもしれませんが、一番多かったのは特に海味辺りの方多かったですね。もう少し、ちょっと気をつ

けてもらえれば、朝もっと楽なのになど。

それと同時に、やはりそのうちのどういう家族構成かによっても違うような気がしました。ということは、若い人はいても60代、70代のお父さん方は皆やってくれるんですね、朝早く起きて。でも、その人たち、若い人たちはまだ出かけるだけというようなところも大分ありました。ですから、雪に対しては大変だという思いはないと。でも、実際黙々とやっていらっしゃるのはそういう方たちなんですね。表立って声は出さないかもしれませんが、そういう人たちが現実にいるということだと思います。

そういうような問題もありますので、どうやって今から考えていくか。特に、何ていうんですか、うちが混み合っているというか、なかなか除雪車も難しいようなところもあるかと思えますけれども、そういうところの住民の方からもお話があると思います。

私、今、申し上げているのは高齢者世帯、それから身障者のいる世帯を主にとという意味で、全世帯やってほしいということではないんです。ある程度やっていただければ助かるんでしょけれども、実際はそうはいかないでしょうから。

それと同時に、もう一つお聞きしたいのは、例えば緊急自動車、ポンプ小屋の前とか消火栓の前とか、その辺のことはいかがなんでしょうか。例えば業者の方にそういうことも注意してほしいというようなお話はされているんでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先ほど来、申し上げているとおり、ニーズベースで対応するというのが私の対応でございます。

建設業者の技術は、私が冬、帰省するたびに上がっているなど感じておりますし、実際に今年、海味区での苦情というのはあったんでしょうか。それを教えていただければ、適切に対応します。具体的に今年なのか、去年の話されても、建設業者に言っても困るわけです。ですので、具体的に今年なのかいつなのか。よく何十年前にも、5年前に言われたとかといって質問する方もいらっしゃいますけれども、いつの話なのかというのははっきり誰がおっしゃっていただいているのか、町にいただければしっかり判断をしてみたいです。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今の話は、答弁よりも反問権を使うということによろしいんでしょうか。

○菅野町長 反問ではありません。私の考え。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 誰が言ったかというのは、やはり議場ですから、なかなかそういうことは申し上げられないと思います。

まずは、今ここで話しさせていたideているのは、そういう方もいますよと。いつ頃ですかというちょっとお話がありましたけれども、先ほども言いました。去年も今年も、毎年ずっと歩いているんですけれども、去年は雪が多かったと、非常に。そのときも随分、お話はありましたと。ですから、私は間口除雪に関しては、何回かここで議場でお話させていたideているんです。今年はやはり雪はそんなになかったんで、そういうふうにおっしゃる方は今年に関してはいませんでしたというお話をさせていただきました。

ですから、まずはそれで困っている方、じゃニーズベースでどれくらいいらっしゃるかというとなかなか分かりませんけれども、逆に言えば言わない方がどれくらいいらっしゃるのかも分かりませんけれども。でも、そういうような問題があると。

例えば、前なんですけれども、山形新聞の社説にあったのをちょっと申し上げますと、除雪車が通り過ぎた後に、家の前にどっと残されていく大きな雪の塊に閉口した経験は、雪国の住民なら誰しもあるはずだ。それを取り除く間口除雪の負担は、特に高齢者に重くのしかかるというような文章がちょっと出ておりました。

やはり、間口除雪というのは先ほど言いましたけれども、前からある問題ですけれども、やっぱり今でも継続している問題ではないかなというふうに思うわけです。ですから、その辺はこれから先どのように考えていくのか。

間口除雪を考えるとというのは、山新でも10回ほどシリーズ化されて特集を組んでおりましたけれども、そういうようなのは、どこの自治体でも誰もがやっぱりみんな思っているんじゃないかなと思うんです。ですから、先ほど言いましたように、ニーズは西川町どれくらいニーズがあるのかというのは分かりませんが、でもそういうのは現実ではないかなというふうに思います。

それと、こういう文章もちょっとありました。自治体は重要性は分かっているが、ほとんどが委託業者に指示だけしているケースがほとんどであると。例えば、米沢市なんかは、除雪車のブレードの向きを操作することで雪の塊を置かないように、その時間、手間賃と書いてありましたけれども、その手間賃を助成しているんだというようなこともありました。いろんなケースがあるかと思いますが。

西川町で本当に雪というのは大きい問題だと思うんですよね。

令和4年に町民アンケートを取っておりますよね。町民アンケートの中を見ていると、

「除雪体制が充実している」と答えている人は10.2%います。ただ、「いずれ転居したい」、「すぐに転居したい」との理由の中には、「除雪体制が不十分である」という方が7.4%いらっしゃいます。これからの施策の重要度では、除排雪事業が「とても重要」、「重要」、98.3%の方がいらっしゃいます。ほとんどの方が重要であるというように言っております。また、「人口減少を食い止めるに必要なことは雪対策である」と、13.0%の方がいます。これは、2番目に高い数字になっています。

やはり、きめ細かい優しい除雪体制で、町民に安全・安心に過ごしていただきたいと思えますけれども、その辺を踏まえまして、ちょっと町長の見解をお聞きしたいというふうに思っています。

○古澤議長 そういったアンケートに対しての結果の中で、町長の見解をお願いします。

菅野町長。

○菅野町長 アンケートをもう少ししっかりご覧いただければ分かりますけれども、除雪の満足度は最も高い項目の一つでございます。

○古澤議長 町長、冷静にちょっと。違います、ちょっと。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） アンケートを見ておまして、除雪の満足度というのは高いというのは、やはり数字には表れております。それは私も確認しております。その上で、アンケートを全部見渡してみますと、先ほど言ったようなことも書いてあると。問題もあるんですけど、満足しているという方、それぞれがいろんな考えがあって、ここにアンケートとして入っているんでしょうけれども。

現実問題、私は今、雪対策のことをお話ししているわけですから、雪対策はこういうようなアンケートもありますよというお話をしているわけです。ですから、そういうことで、この観点からどうかなというように思って質問したんで、再度ちょっとお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 雪対策は最も重要視する政策でございますが、今の予算の範囲内というのが適切だと思っております。ほかの町に比べても、引けを取らない予算の割合かと考えております。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） ちょっと別な件ですけども、除雪機の燃料の話、先ほどちょっと町長から答弁いただきました。やはり、財政的に果たしてどうなんだろうかと、あるいはニ

ーズベースもどうなんだろうかというお話もいただきました。

これは町の方は分かるでしょうけれども、11月28日の山新でこういうような記事があったんですよね。自治体の除雪費を3月分の特別交付金で財政支援との記事があったんです。その辺は承知していらっしゃるかどうか、それともあるいは西川町にそういう通知といいますか、来ているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 当然、承知しておりますし、Y T Sかな、テレビの報道でも西川町に豪雪帯で大変だからということで職員にインタビューされて、職員が報道に協力をさせていただきました。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） これは、ちなみに幾らぐらい来る予定なんですか。分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの質問でございますけれども、詳しい数値は把握しておりませんが、これからの申請になるものですから、まだ決定はしておりません。

以上です。

○古澤議長 引き続き回答。

○眞壁建設水道課長 申し訳ございません。先ほどの臨時の交付金であります。山形県に入って、あとは分配になるわけですので、これから申請をして額が決まるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 分かりました。

これは毎年のことじゃないんでしょうから、ここでじゃこの交付金をどういうふうに使ったとここで申し上げても、どうしようもないんでしょうけれども。

先ほどのお話ですけれども、やはり除雪機の燃料というのは非常に高くなっているわけですね。ですから、何か考えていただけないかなと思ったんですけども、私も先ほどの町長の答弁と同じように考えていたのは、やっぱり不公平感が出るなど、正直言って思っていました。

ですから、これあんまり深く取り上げるつもりはなかったんですけども、ただそうやっ

て今、困っている方もいらっしゃるなという認識をしていただきたいなというふうに思います。

間口除雪に関しましては、やはりこれから先もいろんな面でやっぱり考えていってほしいなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、オペレーターの方は非常によくやっていると思います。町のほうも、一生懸命声がけをしてくれていると思います。前からみると非常によくなったなという声も聞こえてきます。これは現実、そう思います。

ですから、引き続きやっていただいて、何というか、ほかの市町村にない、何か新たなやり方で、そんなことを提言できれば一番いいんでしょうけれども、そんな感じしますので、やはり西川町は豪雪地帯だけでも非常に除雪体制がいいねと、やはり住民の方も安心していられるねというようなことがあれば、よりよくなるのではないかなというふうに思います。

じゃ、次の質問に移ります。2番目の質問です。

昨年3月の一般質問でも質問しましたがけれども、またあえて繰り返したいと思います。

町内にはテレビ共聴組合は21組合があります。全世帯の65%が加入しているということです。テレビ共聴組合は大きく2つに分けられると。1つは、アナログ放送時代から難視聴地域と認められたNHKの助成を受けて立ち上げたNHK共聴組合、これは12組合あります。もう一つは、地デジ化に伴って難視聴のおそれがある地域で、総務省の助成を受けて立ち上げた自主共聴組合で9組合です。

設置時期はそれぞれ違いますけれども、もう今になりますと施設の老朽化が心配されます。現在の情報時代において、いつまでもやはり町民の方が安心してテレビを見ることができるよう、今から町として長期展望に立って、しっかりとした対応策を考えていくべきだと思いますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

令和5年度予算に自主共聴組合の維持、整備の負担軽減につながるように保守点検の業務を行う経費の予算19万ほどですが、そちらを盛り込んだところでございます。本件は、昨年の11月28日にNHKと自主共聴組合との意見交換会を実施しております。意見交換会の中では、共聴組合のほうから設備の維持費用に費用がかかるというご意見をいただいたところでございます。これを受けて、今年度予算に盛り込んでおります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） NHK共聴組合というのは、入間にある共聴組合が一番古いんです

ね。入間にある共聴組合はもう51年たっております。その後にはできたのが、沼山、小山、吉川、本道寺というような順序になっています。平均すると、約45年たっているんですね。

NHK共聴組合の場合は、施設等は業者の人の話によりますと、大体25年から30年が耐用年数だろうというようにも言われています。ただ、NHK共聴組合の場合は、20年ぐらいたちますと、施設の点検や修繕などはNHKと相談しますと、経費はNHKで出してくれるというように伺っています。

ところが、自主共聴組合は、耐用年数は約15年から20年というふうに聞いております。町の光ケーブルを利用しているわけですけれども、ここが一番古い組合で約25年たっております。新しい組合は12年ぐらいなんですけれども。自主共聴組合の場合は、修理が発生しますと、それぞれの組合が自分たちでしているというようになります。これに関しては、総務省の管轄だったんですけれども、国からの補助はないというようになっているかと思えますけれども、取りあえず今の認識でよろしいかどうか、ちょっと課長にお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ご質問にお答えします。

現在のところ、総務省などから自主共聴組合に対する補助制度はございません。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 国からないのは分かっていますけれども、その耐用年数とか、組合が、例えばNHKの場合はNHKと相談すれば、経費はNHKが出してくれると、そういうふうな認識でいいかどうかをお聞きしたんです。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 お答えいたします。

NHK共聴の場合は、公共放送を受信する公平性の観点から、昭和40年代、50年代に地元の住民とNHKのほうが共同して建てた受信施設、ケーブルでございますので、大きな受信点の整備や更新、幹線ケーブルなどについてはNHKが負担してやっているものでございます。ただ、引込線とかそういったところは、おのおのの加入している組合の方が負担しております。

一方、光ケーブルを利用した自主共聴組合は、議員ご指摘のとおり、地デジ化に伴って、難視聴対象区域になった世帯が加入して共聴組合をつくっているものでございます。整備をするときに国の補助をもらって整備したわけでございますが、整備した受信点や光ケーブル

そのものは自主共聴組合のもの、設置者のものになっていることから、やはりその整備に当たっては自主共聴組合が更新、維持していくというような立てつけになっているところであります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、課長からあったとおりでと思います。やはりNHK共聴組合の場合は、45年ぐらいたってはおりますけれども、その都度、大規模工事が発生しますと、NHKのほうと相談すれば、NHKのほうである程度なのかな、全額なのか出していただけるということなんです。

やはり、自主共聴組合の場合はそうじゃなくて、自分たちで持たなくちゃいけないと。これは私、前も同じような質問をしたんで、国の補助はないという話も聞いておりますので、それは分かります。

昨年の8月に共聴組合の情報交換会やったと思いますけれども、もし差し支えなければ、その内容なんかちょっと教えていただければなというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 お答えいたします。

情報交換会は11月28日に行いました。NHK共聴組合さん、自主共聴組合さん、全組合員に対してご出席いただきたいということで申し上げたところ、10組合のほうから参加をいただいております。情報交換会では、国の動向や各組合の課題やお困り事などについて情報交換をしたところであります。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 当然、困り事とかいろいろ話があったと思うんですけれども、どうい話が出たのか、差し支えなければというようにお願いできないでしょうか。その内容です。

○古澤議長 内容名を荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 出されたところについては、やはり新たに制度設計したとおりで、突発的に不具合が起きたとき、多大な経費がかかるというようなご意見がありました。そして、加入している組合員数が少ない組合ほど、負担感が多いというような意見なども出されました。

そういったところを鑑みて、突発的な不具合などが起きないように、これまでメンテナンスは、定期点検は一切行っておりませんでした。定期点検を最低年1回行えるよう、その費

用については町が負担して行えるように、できるだけ組合の皆様の負担にならないよう、対策を取ったという経過がございます。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今のお話を聞きますと、定期的に年1回点検を行って、その辺は町で負担していただけるというお話なので、非常に前に進んでよかったなというふうに思います。これは、ぜひそうやっていただいて、住民の方たちが安心してテレビを見られるようにしていただきたいなというふうに思います。

基本的には、我々も私も町民なんですけれども、町民の方たちというのはテレビを見ることが当たり前の世界になっていると思うんですね。見えるのが当たり前であると。急に見えなくなったらどうするかと。これはよく町長がおっしゃるニーズには全然入らないと思いますけれども、そういうニーズはないかと思えますけれども、やはりでもそういうふうな先がある程度考えられるというような時期には来ているのではないかなというふうに思います。

今、小規模な修理で間に合っているところもありますけれども、やはりいずれは大規模になる可能性も非常にあるというように考えますので、やはりこの辺は問題意識として持っていたきたいなというふうに思います。

2つほど、ちょっと例を挙げますと、調べた範囲ではっきりしたことじゃないんですけれども、例えば柏崎市という新潟県にあるわけなんですけれども、これは独自の補助をやっているということで、大規模な修繕には3分の2の補助を出しているということです。上限はなしと。私、柏崎市に電話をしてみました。情報係の方に電話して、その内容を確認しました。そうしますと、今年度どうでしたというお話をさせていただいたところ、数件の申請があったんですと。補助を出しましたと。大きいものでどれくらい、最大でどれくらい出しましたというお話をさせていただいたら、最大では417万円の補助をさせていただいたということでした。つまり、3分の2ですから、恐らく工事は620万ぐらいかかっていると思います。

もし、こういうような修繕が私たちの町で、私たちの組合で発生したら、恐らく払えない、自分たちの組合だけではというようなことになるかと思えます。ですから、こんなこともやはり何か前もって考えておいてもいいのかなと思えます。

あるいは桐生市では、やはり今、組合では維持費も大変なんですね。電柱の共架料とか光ケーブルの使用料とか、もちろん電気代とかも含めまして、維持、管理が非常に大変であると。桐生市では、維持、管理に係る電気料並びに電柱共架料を全額補助しているそうです。

これ私、ちょっと時間がなくて、ちょっと調べただけでこれぐらいあるということは、もっと調べれば全国にもあるのかなと思います。ですから、ほかの市町村をまねてほしいというわけじゃないんですけれども、同じ悩みをやっぱりいろんな自治体の方、市町村の方が持っているのかなというふうに思います。

前に質問したときに私は言ったんですけれども、もう少しやっぱり広域的に考えられないんでしょうかというお話をさせていただきました。そうすると多分、山形県でもいろんな共聴組合に対しての問題があると思います。やはり、もう少し町として、広域に県に要望して、あるいは国に要望し、一丸となってやっぱりそういうようなことが必要なんではないかなというふうに思います。今から、そんなことも含めましてお願いしたいというふうに思うわけです。

昨日いろいろ、一般質問でちょっと聞いておりましたけれども、町長の答弁の中でデジタル田園都市国家構想の交付金を積極的に活用していきたいというような話ありましたけれども、こういうような交付金というのは、共聴組合には何か該当するようなやつはないのかどうか。今はあれでしょうけれども、その辺の全体的な補助金といいますか助成金、その辺何か考えありましたら、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

まず、アンテナの問題とかですよね、ハード面の問題なんですけれども、耐用年数は25年です。今、多くの自主共聴組合の経過年数は12年程度、まだ13年あります。まだ、すぐに対応する問題ではないのかなとは思っております。

ほかの自治体をご参考にとということでしたけれども、先ほども除雪の件は寒河江市の意見をいただきましたけれども、例えば桐生市は予算規模457億円、柏崎は470億なわけです。西川町って今まで50億円台でしたねと。あと、10倍規模の自治体のところとここまで同じくするかというと、私はもう少し優先順位を決めなくてはいけないと思っております。

県のほうには、もちろん要望しています。ただ、私もこの問題について、デジタル田園のところ、私の古巣でありますから問い合わせたところ、こういうのは1つの市町村から出すようなものではないと。事業規模も恐らく数千万まではならないと思います。それより、もっと大きい西村山や県で取り組むべきだというふうなご回答を得ました。

県のほうには私も要望に行きまして、県のほうからは、寒河江、西村山の所長にでも伺ったんですけれども、その際には県のほうでぜひ取りまとめていただければ、あとは作文は西

川町、私がしますので、デジタル田園の古巣ですし、しっかり対応していただきますと、そこまで要望したので、県は取りまとめさえしていただければ、あとは県の名義で西川町のゴーストライターで申請書を書く。そこまで言っている、対応は今のところしていただけないので、困っているところです。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 最初に柏崎市の予算規模、町長からありましたけれども、柏崎市は8万人います。西川町の20倍近く人口がおりますので、当然予算規模は大きいです。

それは、ここで言ってもあれなんですけれども、まず今、町長のほうからお話があったように、そうやっていろいろやっていただけると。やはり広域的なことやっていたというお話を聞いて、私、今回ここで、冒頭でも言いましたけれども、やはり繰り返し質問しているんですけれども、一歩前に進んでよかったかなと思います。そういう意味では今の町長の答弁を聞いて、これから先、進めるのではないかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後の質問になります。

水道管のお話ですけれども、これは1つの例を挙げてここで言っているわけですけれども、今現在、大井沢地区で石綿セメント水道管の交換が進められています。来年度の予算を見ますと、来年度も予算がついておまして、課長にお話聞きましたら3,300万でしたか、400万ぐらいついているということだったんで、今回ある程度は終わるなというふうに思っておりますけれども、いろいろお話を聞いてみると、避難場所である大井沢温泉館までしか国の補助金が出ないというふうに聞いております。

そうしますと、温泉館から北というか、こちらに向かっているんですけれども、その地域の図面、その町内会の交換はどのように考えていらっしゃるのかなということを含めまして。また町内でそういう水道管、やっぱり耐用年数を超えたり、耐用年数に近いような箇所はどういうところにありますかということで、併せてお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

水道管の更新については、ご承知のとおり西川町だけではなく、どの自治体も問題になっている件でございます。

大井沢地区の水道管の更新は、山形県の生活基盤施設耐震化等補助事業、3分の1補助になりますけれども、これまで現在まで8年間と令和5年において、温泉館までの水道管更新

を計画しております。

今ご指摘の大井沢見附から大井沢の中村南までの3.5キロを今後整備のご質問かと思いますが……違う。

[発言する者あり]

○菅野町長 分かりました。それ以北の話ですね。北のほうですね。はい、分かりました。

これまで8年間、さらに来年度もさせていただいて、今まで3キロを2億2,000万ほど使わせていただきました、町のほうで。2億2,000万円です。これは、町の地域防災計画において、大井沢地区の避難所を温泉館としておりますので、その地域、その避難所まではしっかり整備していこうと町のほうで考えております。当地区で有事が起きた際に、避難所において水道水をしっかり確保しなければ、有事の際に生命に関わることとなりますので、そこまでは町として優先順位高く、2億円かけて整備してまいりました。

しかしながら、この避難所となっている温泉館以北と、それまででは全く優先順位が異なるわけでございます。なぜなら、西川町でも同じような問題が起きている地域があるからでございます。

あと何でしたか。

[発言する者あり]

○菅野町長 石綿セメント管の問題であれば、大井沢地区でなく本道寺、岩根沢、入間地区などにおいて、それぞれ約500メートル程度残っております。

一方で、法定の耐用年数の40年を超えた水道管は、町の上下水道総延長の26.2%となっております。順次更新をしていかなくてはいけないと思っております。

こういった特に重要なのは、給水戸数が1,700世帯と町全体の86%を占める上小沼の水源からの導水管が老築化しているところがございます。万が一の際には、大きな影響を与えることができるため、最優先にこちらの更新が必要だと思っております。

ご指摘の大井沢地区に残るセメント管はその後の対応になるかと、優先順位を町で決めております。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 避難場所である温泉館までということで、これは今、町長のほうから答弁ありましたけれども、国の補助金があるわけですね。生活基盤施設耐震化等交付金、これ厚労省のものですけれども、3分の1の補助が出るということです。これに併せてやっているんですけれども、この交付金は避難場所までしか出ないということなんですよ。避

難場所を過ぎちゃって、例えば今、言いましたように以北というかは出ないんでという話でした。これ私も承知しておりましたけれども、じゃ補助金が出ないからそのままでいいのかなというちょっと疑問がありましたので、再度質問させていただいたわけです。

今、町の上下水道、あるいは簡易水道の総延長というのは、114キロメートルだと思います。そのうち石綿セメント管は12.6キロなんですね。今、町長の答弁にもありましたように、やはり大井沢以外には、岩根沢、本道寺、あるいは綱取、入間、小沼辺りがあるかと思います。その辺のことも考えなくちゃいけないんでしょうけれども、今の岩根沢と本道寺辺りは、この交付金を使えるのかどうかですよね。町長のほうから優先順位がありますのでというお話がありましたので、これはいずれか先送り、多分されるのかと思います。

今、来年度の5年度の予算を見ますと、先ほど大井沢に関しては、大井沢石綿セメント管の更新工事がこれは予定されております。それから、水沢地内の配水管の布設工事が見込まれております。もう一つが、小沼地内の浄化施設整備事業工事が見込まれております。この3つの工事を来年度は主にやるんだよということだと思います。

優先順位がありますので、これは十分に理解できますので。特に小沼地区の浄水場施設、あそこは最優先でやらないと、それこそ町民の方は大勢の方が使っていらっしゃるんで、これは第一優先かと思いますので、その辺は全然異論はありませんし、そのとおりにやっていただきたいというふうに思いますので。

ただ、ここで私が言いたいのは、なぜ避難場所までなのかなと。それ以外の地域の人たちは、じゃ今までで耐用年数も過ぎているのにそのままでいいのかというちょっと疑問がありました。

それと、先ほど質問したのは、町で水道管の交換といいますか、いろいろなその耐用年数が50年ぐらいとかというお話を聞いておりますけれども、そういうような町内に水道管の耐用年数を過ぎたようなところ、地域、あるいは耐用年数に近いような箇所というのはあるかどうかということで、町のほうでは地図に落とし込んでというお話を聞いておりましたけれども、その辺は町内でそういう箇所あるかどうか、今、分かっている範囲内で、あれば教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問であります。平成31年に西川町の水道事業のアセットマネジメントを策定ということで、こちらのほうで水道の経営とともに、管の状況も調べております。

それで、どの箇所にあるかとピンポイントではなくて、図面のほうに経過年数ごとに図面を落とし込んでおまして、これらを計画的に今後更新していかなければならないというような認識で事務を行っておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 どのような場所ということですが、それはそこに集まっているというわけではなく、町内至るところといいますか、そっちこちに少量だけ残っているというような状況でございます。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今の課長のお話で納得しております。多分、そういうことだろうなというふうには思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、水道というのはインフラの面では非常に重要性があるんじゃないかなと思うんですよね。やはり上下水道の老朽化というのは、やっぱりこれはきちんと捉えておかないといけない問題ではないかなと。これも先ほどの共聴組合と同じように、ニーズはないのかもしれませんが、急に来る。町民が知らないときに来るという可能性がありますので、課長等、あるいは町長の答弁のとおり、今から計画的に計画を立てて、そういうところはしっかりと直して行ってほしいなというふうに思います。

私、今回3点、本当に同じような内容でしたけれども、今回の質問は冒頭でも言いましたけれども、菅野町長になって、前の町長には何回か質問したけれども、菅野町長がどういうふうな考えでいらっしゃるのかなと、どういうふうな認識でいらっしゃるのかなと思って質問させていただきました。

前向きな討論も非常に多くあったかと思っておりますので、本当にその辺はこれからの町政に生かしていただきたいと。あるいは町民の安全・安心につなげて行ってほしいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまです。

散会 午前11時45分

令和 5 年 3 月 6 日

令和5年第1回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年3月6日(月)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	後藤一夫	議員	2番	荒木俊夫	議員
3番	佐藤仁	議員	4番	佐藤光康	議員
5番	菅野邦比克	議員	6番	大泉奈美	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志	君	教育長	前田雅孝	君
総務課長	佐藤俊彦	君	政策推進課長	荒木真也	君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君	健康福祉課長	佐藤尚史	君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君	商工観光課長	土田浩行	君
農委事務局長	眞壁正弘	君	病院事務長	飯野勇	君
建設水道課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
学校教育課長					

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 伊 藤 哲 治 議 員

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

[9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動]

○9番（伊藤哲治議員） おはようございます。9番、伊藤哲治です。

一般質問をさせていただきますけれども、今後の町政運営をどう推し進めるのか、その考えをお伺いしたいというふうに思います。

町の最大の課題は、止まらない人口減少です。令和5年1月現在、人口は4,800人を割り込み、高齢化率も47%と、県内で1番高齢化率が進んでおります。人口減少は全国的な傾向とはいえ、少子高齢化が激しい町を活力ある町へ変えなければというふうに訴え、菅野町長が就任して約1年が経過をしようとしています。今後の町政の進め方について質問をします。

質問1ですが、菅野町長が就任して約1年が経過しようとしています。トップ自ら精力的な活動により、マスコミ・メディアに西川町のことが取り上げられることが、今までと比べ格段に増えております。この1年が経過した中で、成果と見えてきた課題等について、菅野

町長のお考えをお伺いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。

ただいまの伊藤哲治議員のご質問にお答えします。

まずもって伊藤議員におかれましては、これまで西川町の総合戦略の策定や外部との連携の協定式、あるいは対話会で、今、ご出席の議員の中で最も多い対話にご参加いただきました。こちらは、私らも職員に対して模範となる議員であるというふうにご説明しておりますので、これまでの対話会の参加については、素直に感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、ご質問いただきました約1年が経過しての成果と見てきた課題について、ご説明申し上げます。

まず、成果というのは、町役場職員の成果でございます。まず、役場職員の補助金を取ってくるノウハウの蓄積とマインドセットが、1年間で少しずつではありますが、出てきたのではないかと考えております。マインドセットでございます。まだ就任して約10か月ではありますけれども、令和4年度は、これまで西川町がチャレンジしてこなかった補助金にチャレンジしまして、令和4年度1.8億円の交付金を得ました。これは、この同じ事業でチャレンジした西村山郡の中で獲得したのは、1.8億は西川町だけでございます。これまで職員は、チャレンジしたくても申請書を書く機会を与えられなかった環境でございました。彼らのノウハウをさらに蓄積して、今の補助金を常に10億円台取れるように頑張っております。

ちなみに令和5年度、ただいまの申請の補助金数は6.7億でございますが、これから環境省、農水省、観光庁の補助金の申請が参っておりますので、これを合わせると、恐らく10億円に届くような見込みになっております。

続いて、町民のマインドセットでございます。やりたいことを実現するということでのテーマの公約の下、当選させていただきました。地域づくり活動補助金や区への補助金を通じまして、やりたいことを行ってほしいと、手を挙げていただく町民が増えました。また、まちづくりに関わるためのこれからの総合計画において80名以上の町民の方が手を挙げて、西川町のこれからのために考えたいという町民が増えたことを、ありがたく思っております。

続きまして、外部との連携の成果でございます。志津温泉の入り口にありますメモリータイムの廃屋がございました。こちらも民間の連携協定先の資金のおかげで、壊すことができ

ました。さらに、同じ志津になりますが、月山志津温泉雪旅籠の灯りも、こちらも作成に協力いただいたのが、東武トップツアーズとの連携先でございます。また、入間地区で行う木質バイオマスのノウハウ提供も、連携協定先のRCGからでございます。こういった民間との付き合い方を町民や役場職員とそのノウハウを得て連携をした成果が、早くも見え始めているというのは、成果と言えると考えております。

逆に課題について申し上げます。

課題については、まず、役場職員の丁寧に対応する職員を増やさなくてはいけないと思っております。これまである程度の学力、試験において、採用された役場職員がほとんどでございます。これから必要な地方行政、勝ち組になるためには、西川町頑張っているなど共感をいただき、または西川町の行政には相談しやすいという情報を収集する力が必要だと思っております。そのためには、町民に対しても外の町への協力者に対しても丁寧に対応して、この人が常に何を考えているのか先回りして考えていく職員が必要でございます。こちらはしばらくは急に増やすことができませんが、民間企業経験者などの丁寧に対応する職員の即戦力を採用してまいりたいと考えております。

続いて、町民のマインドセットの負の部分でございます。こちらは、私が何度かいわゆる西川病だというふうに言っている件がございます。西川町の町内総生産で、公的セクター、役場が占める構成比は17.4%、西村や村山管内で考えると、これが6.7%になります。いかにこの地域が役場に頼っているかどうかという数字でございます。こちらは、逆に役場に頼るというような風潮がややあるかと思っておりますので、逆に言えば、これは民の育成をしていない、民の育成をしにくい環境にあったと考えております。こちらのいわゆる西川病を是正しながら、少しずつ前向きに、地域のことは私らがやるんだという民の育成がこれから課題になるかと思っております。

続きまして、稼ぐ力がもう少し必要だと思っております。役場もそうですが、付加価値をつけて大根100円で売るものを加工して切干大根にして東京に売るとなれば、1本の大根が1,700円の価値になります。そういった差額1,600円をいかに稼ぐか、そういった町の取組、あるいは民の取組が連携して、必要になるかと考えております。

最後の課題は、議員皆様への課題でございます。こちらは、今、1年たちまして、西川町は町民も変わっている、役場職員も変わっている、しかしながら、議員のほうは全員が同じ方向を向いているとは言い難い状況にあります。昨日の質問でもありました西川町に最大の課題である水張問題、こちらのほうを、ある議員が通告なしにご質問をいたしました。これ

は農業従事者が真剣に困っているお話なんです。それを町側に通告なしに、分かる範囲でお答えください。これ、失礼じゃないでしょうか。私は、しっかり通告いただいて、それを深く町側も理解し、前向きな回答をしたいと思っているのに、そういった浅い議論で終わらせてしまう、これは町も変わろうとしているのに、残念なところでございました。今までの町側の答弁と違います、前向きに答えているじゃないですか。後ろ向きで答えるから、昨日、その議員がおっしゃいました、全部質問書に書くと時間を使ってしまって、手のうちを明かしちゃいけないんだと。そういった議論、町民は望んでいるでしょうか。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今までの町政は、周りを見てそれからいろいろ判断をする、財源がないと言って、国や県に働きかけてもあまり来なかったというふうに、私は、一般質問の中でも随分歯がゆい思いをしてきましたけれども、トップの熱意と姿勢があれば、できることがあるんじゃないかというのを、今、感じているところです。

職員に対しても、アンテナを高く張っていろいろな補助金、助成金を獲得して、町の財政を豊かにしていく必要があるということを要望してきましたけれども、幾度となく取り上げてきました。成果は、その中で出たものもありますが、あまりなかったというふうに私自身、感じております。その点では、菅野町政に変わったことにより、大きく変わったというふうにも思っていますけれども、各種包括連携協定を結び、15件以上の包括連携協定あるいは連携協定を締結して、町の活性化を生もうとしている、巻き込んで大きくしようとしている意気込みがひしひしと伝わってくるわけですが、今、回答がありました中で、1億8,000万ほどの補助金を令和4年度は取ってきたと。今後は10億円ほど取っていきたいということですが、そのためには、外部との連携も必要だというふうに思います。課題に関しては、丁寧に対応する職員を増やしていきたいということですが、挨拶にしても、それから外部の人との対応、町民との対応についても、今までも丁寧にやってきたというふうに私は思っていますが、それをさらに磨いていくということが求められているんじゃないかというふうに思います。民の力を活用しながら、稼ぐ力を育てていきたいということでございます。

最後におっしゃったその議員のことですけれども、議員それぞれはそれぞれの考えを持って町政に対していろいろなことを質問するわけでございます。議員の質の向上というのも当然必要ですけれども、そういう中で、一人一人の議員が自分の資質を磨きながら、町政に対してどういうことを、今、質問しなければならないのか、今後、どういう町政をやっていく

ためにいろいろなことを質問して、その中で解決を図っていくということが必要だというふうに思います。ただ、議員一人一人の考えというのはいろいろあるというふうに思いますので、その点では、その都度、いろいろなことが出てくることに対してお互いに話をしながら、今後、どうやっていったらいいのかということを伝えていく必要があるというふうに私は思います。

今まで1年間、いろいろな成果がありましたけれども、一般会計の補正予算を9号ほど組んで、当初予算が56億900万円だったのが、令和4年度の最終では64億5,900万以上ということで、8億5,000万ほどの補正額が出てきています。これは菅野町政になってから今まで、いろいろなことをやってきました。子育てに関しては、給食費の無料化とか高校生の通学金の補助10万円、それから先ほどあった志津の廃屋撤去、あと企業誘致もごございます。そういった中で8億5,000万の増というのが出てきたのかどうか、投資的な中身が全てこの8億5,000万だったのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりでございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今後の課題の中で、町民のマインドの設定をいろいろ考えていかなきゃいけないということで、町に対する町民の依存度というのが17.4%だと、西川町は。西村山郡全体を見ると6.7%だと、半分もいっていないということですが、この辺に関しては、その内容についてどのようなことがマインド、町民が町政に対して、町に対して依存しているのか、中身でもしこういうことが多いんですよというのがあったら、それをぜひ上げていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 例えばという事例で申し上げます。

こういった小さい事例が積み上がっているものという象徴的な問題が、菊まつりの開催でございます。こちらは、残念ながら町職員は、何でこんなことをやっているのかという疑問の声を、大分数年前から上げている事案でございました。菊まつりは、町の政策としての目的は伝統文化継承でございます。これを担当するのが、本来であれば、目的どおりで言えば生涯学習課でございます。しかしながら、担当しているのが観光課でございます。観光課の職員1人、三、四か月、毎日、菊まつりのために仕事をせざるを得ない。菊まつり実行委員会という名の下、実際的に事務局を務めているのは町職員でございます。寄附金を集めて、

なぜか菊まつりに鉢を出してくれた方に対してお金を支払い、そして鉢の持ち運び、設営、ほとんど全てを町職員が行っております。実行委員会ですと形式的には見えますけれども、それは名ばかりです。こういったことから、町民の方からも、なぜこれを予算をかけてやっているのでしょうかと、議員の方からも全員協議会でご質問をいただきましたが、そのような状況です。そういった一部の方しか求めていない政策を町職員が相当の負担をかけてしなくてはいけない、これは、つまり西川病です。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 菊まつりについては、今日はあまり触れませんが、ただ、今、町長からあったように、菊まつりそのものは、西川町にとって伝統がある文化行事であるし、それを存続していくということは必要だというふうに思います。佐藤幸吉議員の質問にもありましたが、今後、稼ぐ力を蓄えて菊まつりを継続していくということで見れば、当初の菊まつり時は、私は小さい頃は、もう本当ににぎわったわけですね。さんざん電車があって、それで間沢に行ってラーメンを食べてくるのが楽しみだったと、子ども心に覚えています。そういうことを考えたときに、菊まつりを継続していくということは、私は必要だというふうに思います。

ただ、そのやり方については、今、町長がおっしゃったように、町に全て依存するということじゃなくて、町民自ら、あるいは実行委員会の中で本当に話をしながら、事務局も実行委員会の中でやっていくという体制を今後つくっていくということが求められているんじゃないかというふうに思いますが、そういった町に依存し過ぎる面を少しでも減らして、民間の力を活用しながら、もっと別の方法でそれを発展させていくということも必要かというふうに思っているところです。

あと稼ぐ力については、課題として挙げましたけれども、月山筍にしてもその他山菜にしても、最近、稼ぐ力が弱っています。高齢化によることもあると思うんですけども、販路先がなかなか見つからないというのが、今まであったというふうに思っているところです。その面で、菅野町政になってから包括連携協定で民間との協定を随分組みました。そういう中で、稼ぐ力、販路先等を農協、JAだけに求めるんじゃなく、ほかのところもどんどん開拓をしながらやっていくという体制を取れるのかどうか、その辺についてもちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 稼ぐ力について申し上げます。

確かに伊藤町議おっしゃったように、JAというか販路先をしっかりと確保した上で、つくってもらう作物を考えるというのが前提でございます。しかし、これまでの西川町は、例えば西川町の気候に合うものを作っていくわけでございます。この販路先は、恐らくJAが買ってくれるだろうということでございますけれども、JAよりも高く買っていただくところを見つければ、農家の収入になるわけです。そうすると、雇用にもつながることになるわけです。

私は、民間人の経営の感覚を一応持っておりますので、働く方がどれぐらいの収入を得られるのかを逆算して、町として何が必要かという事業を立ち上げていきたいと思っております。前提となる、今、西川町は連携協定を組ませていただきましたので、販路先についても、販路が確定して、さらに作るものも買ってくれる方から指定していただくと、指定されたものが育つかどうかという環境を、ハウス園芸が必要なのかもしれませんし、そういった環境を整えるのが町の仕事だと思っております。

その稼ぐ力の前提となります作物の安定供給、これも今、西川町で、例えば山菜などが供給量が落ちているところでございます。こちら先ほど申し上げた1.8億円の補助金のうち1,000万を取りまして、実証事業として西川町で山菜の安定供給を行う事業を始めたところでございます。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） ぜひ販路先等も含めて、今後、拡大できるように要望しておきたいというふうに思います。

次に、質問の2番に移らせていただきます。

2月15日、議会に対して令和5年度当初予算が町から内示をされました。当初予算としては、対前年度比18.7%の増であり、過去最大の66億5,800万円の予算規模となっております。対前年度より10億4,900万円の増となったわけですがけれども、その主な内容と、令和5年度に町が考えている主要施策についてお伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 前年度比より10億4,900万円増となったわけですがけれども、こちらの多くは、デジタル田園都市国家構想交付金での申請により得るであろう事業でございます。主要な事業も、当然そちらの事業になります。ハード事業とソフト事業がございますが、分けてご説明

させていただきます。

まず、間沢のあいべ付近に整備します産業振興複合施設でございます。こちらは、来年度から利用できるように設備を整備しているところでございます。こちらのほうは、西川町のほうでこれまでなかったけれども必要だったコインランドリーや、今はないカフェで人々が交流する施設を具備するものでございます。

また、交流人口の方、関係人口の方、連携先の企業様が自由に使っていただけるコワーキングスペース、仕事ができるスペースです、コワーキングスペースを整備することにしております。

また、ハード整備の2つ目として、月山湖付近、マネキノオカにカヌー艇庫、国では、月山カヌービレッジ構想という名で事業提案しておりますけれども、こちらを整備する予定でございます。こちらは、今回は実施設計のみ計上し、令和6年度に整備を考えているところでございます。こちらの主要施策で月山湖にカヌー艇庫を造りますというふうに山形新聞に取り上げていただいたところ、いろいろな反響がございました。1つは、モンベルがここに退避する施設がありましたら、キャンプ場管理やキャンプ場を指定管理として請け負う、またはモンベルの主催する大会でございますSEA TO SUMMITを開催したい、さらには、日本初となります水上グランピング、雪が解けている間だけ水の上に浮かぶような宿泊施設をつくりたいという業者がお越しいただくように、今、調整しております。そういった新しい政策が情報発信をして、面白いなというふうに思っていて、関心を持っていただいて企業が集まってくるのが、今時点でも可視化できております。

続いて、ソフト事業でございます。デジタルを使ったデジタル田園国家構想交付金については、たくさんの項目を申請させていただいております。主なものとしては、タブレットの全世帯の配布、高齢者から先に配布をいたします。こちらの配布によりまして、防災無線の役割を補完的にしたり、または安否確認、ご高齢の方が毎週決まった時間に民生委員の方や保健センター、健康福祉課から安否確認をして、会話をさせていただく。そこで心配な方については、民生委員が出向いてという行政の効率化にも、安否確認の向上にも関わる政策を行ってまいりたいと考えております。

このタブレットの配布によりまして心配されるのが、教える側の学びの場の提供でございます。こちらのほうは、相当厚めに何十回、何百回でもその説明会をできるように、予算を国のほうに申請してございます。これもマイナンバーカードが2月末現在、全国で10番目となりました。そちらの仕組みが構築されたことによって、マイナンバーカードの番号をタブ

レットで入力して、医療情報も確認できるように、町側でも、医療機関側でもなります。遠隔地医療にも将来的にはつながるものと考えております。

また、ソフト事業として、これからは共助の取組が必要かと思っております。町営バスに頼るのではなくて、例えば乗合タクシーの仕組みをつくってまいりたいと思っております。こちらのほうでも3,000万円ほどの予算を計上してございます。

また、10億4,900万円の中には、当然既存の事業もございます。例えばモウモウまつりなどの既存の事業でございます。こちらは、コロナ対応の分散型の飲食を促すという名目で国に申請し、それが採択される予定でございますので、そういったデジタル田園の取組かつこれまで西川町で行ってきた既存の取組も、こちらの申請に合わせて予算規模も膨らませて申請しているところでございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今、ありましたけれども、投資的経費が結構伸びているということですが、事業選択のポイントで町が上げているのは、6つほどありますけれども、まず、町民のニーズがあるのかどうか、必要、求めている町民が本当にいるのかどうかというのが事業を選択するのに一つのポイントだと。あと課題解決がそれによってできるのか、あとは町内での経済循環ができるのか、町長、今、掲げていますけれども、あと関係人口、町との関わりのある人口が増えるかどうか、あと持続可能なかどうか、それと財源が本当にあるのかどうか、活用できるのか、財源を確保できるのかという、令和5年度の事業選択のポイントは、この6つの視点で実施をしたということです。この6つのポイントの中で選択するとありますけれども、ほとんどこの6つを精査していけば当てはまらないということはないというふうには思いますけれども、この中で事業をスクラップ・アンド・ビルドでやめようというようなことも出てくるのかどうか、その辺についてどう考えてらっしゃるのか。そのうちの町長は3つ以上丸がつかないと、事業としては採択しないということも言っていますけれども、2つぐらいしかつかなかったものについては、やめちゃうのかどうか、その辺についてどういうお考えなのか、お尋ねをします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。当然それ以外の1つ、2つの項目でも、行う事業もございます。例えば町民の生命や安心・安全を守るために必要な事業は、この6項目にかかわらず行わなくてはいけないものと考えております。逆にぜひ菊まつりもこれに当てはめていただければと思いますけれども、今、言わなくていいですね。当てはまるものは、これは地域課

題、三角、経済効果、バツ、関係人口、バツ、持続可能性、バツ、財源確保、バツでございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 考え方によっては当てはまるというふうに私は思いますので、経済効果だって出てくる、そういう道を探すということが必要だというふうに私は思うわけです。

[発言する者あり]

○9番（伊藤哲治議員） だからそれは事務局でやるということですので、質問しているわけですから。

そういう中で、ぜひ6つのポイントに基づいて事業選択をしていくという中で、私は、経済循環ということで、町内で金が流れているかという話がありましたけれども、これは地域通貨という話も昔ありましたけれども、そういう観点というのはどう思っているんですか。西川町でも地域通貨を

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 お答えいたします。

今の時点では、導入する予定はございません。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 経済循環を目指すためには、町民1人当たり5,000円とか、そういう商品券等を発行しているわけですが、そういうのも地域通貨のほうに移行していくことも可能なのかなというふうにも思っているところです。

先ほどデジ田交付金が主で、それに基づいていろいろな投資的経費を組みましたということですが、その中でちょっと二、三点お尋ねをしたいんですが、産業複合施設整備事業ということで、令和5年につくりたいということですが、この対話会議、3回、4回、ずっと出席をしましたが、町民からはいろいろな意見が出ています。当初、あいべの駐車場ということで、今の菊まつりをやっているところを解体してという話だったんですが、あそこよりは第2駐車場のほうがずっといいということで、私もそういう面で見れば、場所的には向こうのほうがずっといいというふうに思いますし、そういったことで今やっっているわけですが、今年は実施設計まで進むのかどうか、その辺について、産業複合施設整備事業についてひとつお尋ねをしたいのと、月山湖のカヌースプリント競技場の艇庫について、艇庫も4億円ほどかかるということですが、令和5年度は4,900万の実施設計でやっていきたいということで、令和6年度に開設をしたいという話ですが、先ほどモンベルの話

もありましたが、モンベルは前から西川町と提携しているはずですので、していなかったですか。

[発言する者あり]

○9番（伊藤哲治議員） やろうというふうには話したことはあるんですが、していないんですね。していないということです、それはいいでしょう。していないということで、今回したということで、モンベルについては、SEA TO SUMMITの件もあって、今後、連携を大いにやって、西川町は本当に観光で生きていく、月山を中心に生きていくとなれば、モンベルの活用というのは大いに必要だというふうに私も思いますので、その辺について力を入れていただければというふうに思います。

もう1点、水の文化館については、当初、解体しようという話もありましたけれども、その後、いろいろ対話を重ねていく中で、水の文化館を再活用しようということでやっていますけれども、この水の文化館を月山湖周辺の一体的な利活用のどういうふうな位置づけにしていくのか、そこについてもちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、三つの投資的経費についてお尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

今、ちょっと議論をしていて気になったのが、私も民間企業の立場でございますけれども、自治体から活用というふうと言われるとめっちゃくちゃ頭に来るんです。連携でございまして、活用、上から目線の言葉ですので、そこは議会としても私どもとしても使いたくない表現でございまして、連携というふうにさせていただきます。企業を活用する、ノウハウを活用するであれば正しい表現かと思っておりますけれども、企業様を活用するというのは、いささか違うのかなと思っております。

モンベルのほうでございまして、モンベルの辰野会長と二度ほど私は現地に伺って、お話ししております。西川町の印象はどうか、ああ、行ったな、あったな、1回イベントやったな、こういう自治体は長続きしないんだよ。しっかり協定を組んで、事業として創出して、でも、君なら本気でやってくれるなど。だからSEA TO SUMMIT、一緒にやろうというふうに言っていただきました。ですので、これまでの西川町の印象は、そういった継続的な事業につながるという見込みが期待が感じられなかったということでございまして、これからはしっかり連携協定は、まずしていこう。しかし、連携協定はいつでもできるんだから、何をこの地域でモンベルができることなのか、一緒に議論していこうとい

うふうに言われましたので、まず、事業を先行してSEA TO SUMMITを7月に行
って、その際かそれ以降に連携協定をして、キャンプ場の整備など、モンベルと連携できる
事業をつくっていこうと話しております。

それ以外は、課長のほうでお答えさせていただきます。

○古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 3点、質問がありました。1番目と3番目をお答えいたします。

町全体の投資的事業の進め方ですけれども、産業振興複合施設については、現在、基本設
計を商工観光課を中心にしてやっております。令和5年度は、この基本設計を受けて実施
設計を夏ぐらいまでに進めたい。その仕上がりを見て、夏以降、雪降るまで何とか屋根をか
けて建築して、町長が申し上げましたとおり、令和6年から事業運営していきたいというよ
うなスケジュール感で考えてございます。

水の文化館でございますが、こちらのほうは、令和4年、サウンディング調査を行いました。
7社から提案を受けて、うち2社ほど有力な提案をいただいております。こちらのほう
は町報にも載せてございますが、その有力な中に、先ほど町長が申し上げた水上グランピン
グの提案があります。ただ、こちらのほうは営利を目的とする事業でございますので、河川
空間のオープン化を伴わないと実施できないということにございますので、こちらのほうは
先行事例の長井ダムの状況も視察しながら方向性を考えていきたいということで、今のとこ
ろ進めようというような段取りをしております。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） サウンディング調査を水の文化館に関しては、今後、やっていくと
いうことですので、ぜひあそこを活用していくというのを、解体するにしても莫大な金がか
かるわけですので、そうじゃなくて利活用できる水の文化館を、ぜひ月山湖周辺の開発に向
けて中心になる施設として位置づけていただければというふうに思うわけです。

それから産業複合施設整備事業については、第2駐車場のほうに設定するというのは、も
うほとんど決まりかなというには私は理解をしているわけですが、そうなった場合に、今のあ
いべの駐車場にある倉庫を兼ねた菊まつりをやっているところというの、解体をするのか、
そのまま令和5年度までは残しておくのか、そこをちょっとお尋ねをさせていただきます。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 あいべにありますふるさと展示館、菊まつりの会場になっているところ

であります。解体するということで進めることとなります。5年度中に解体ということになります。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 5年度中に解体をするということですが、5年度中に複合施設についても基本設計をしながらやっていくということになるということですので、理解をいたしました。今までにない規模での当初予算というふうに令和5年度はなるわけですが、投資的な経費についても、ぜひスピード感を持って、何回も今まで町政に対して、私、ずっと一般質問で言ってきたんですが、菅野町政になってからはスピード感があり過ぎるほどあるような気もしていますので、そういう面では大変好ましいことだと思いますが、ぜひ地に足を付けた形でいろいろな施策を実施をしていただければというふうに思います。

質問の3番に移らせていただきます。

第7次総合計画（案）の中で、第3章の「子育ての希望をかなえ、この地域ならではの学びを保障する西川町をつくる」という章があるわけですが、この中で、教育ローン返済補助制度の創設は、今、町で考えていますが、画期的な施策だなというふうに私は思っています。というのも、議会でも随分言ってきた中で、町の育英奨学資金について、医療従事者については、町に戻ってくれば無料にするという話がありましたけれども、それ以上のものは進んできませんでした。それが今回、菅野町政になって教育ローン補助制度というのを創設して、それによって元金も含めて、西川町に戻ってくれば、全て町で補償しますというふうになるというふうに思っています。町に戻ってこようとする若者にとっては、大きなインパクトになります。今後の教育ローン制度の方向性について、どういうふうにやっていくのか、お伺いをします。

また、子どもを持つ親たちの負担軽減というのが、必要だというふうに思います。給食費の無料化あるいは高校生への通学の補助になる10万円の支給等やってきましたけれども、そのほかにも諸施策があるのかどうかお伺いをしたいのと、教育プラットフォームあるいはサテライトスクール事業をやりたいという話もございます。こういうものについても、中身が今のところ、私はどういうものなのかというのが分かっていけませんので、その辺について併せてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきました西川町教育ローン、これから創設する教育ローンについて、並びに子どもを持つ親たちの負担軽減諸施策や教育プラットフォーム、サテライトスクール

事業についてお答えをいたします。

まず、西川町の教育ローン制度創設の目的は、大学などへの進学を経て、卒業後に西川町へ戻ってくることを願って、教育資金の利子並びに元金を支援、実質返済不要とすることで、定住を促すことにございます。これからそのローンを借りて西川町に戻ってくることを前提に勉強していただく方々については、西川町としてのこれはお祝い金並びに人への投資として考えております。500万円を上限に今のところ設定し、短大、大学、大学院、専門学校在学中の保護者が対象となります。

金融機関を、今、調整しているところがございますけれども、今のところ、イオン金融機関と1金融機関が前向きに検討中ということで、制度を始める3月中には、恐らく四、五金融機関が参加をするような状況となっております。教育ローンはこれぐらいでいいですか。

返済期間は原則10年間とするものでございまして、戻ってきていただいて、まず、保護者の方が、ローン借入者がお金を金融機関に返済いただき、それを後ほど町がまとめて補填するというものでございます。こちらの制度は、東北地方で導入しているところはないと承知しており、定住の差別化をする意味で、金融機関と連携した有効な政策だと考えております。

続きまして、子どもを持つ親たちの負担軽減策について申し上げます。

これまでも保・小・中・高の医療費の無料化、これは私が就く前から実施してきた施策でございます。今年度、保・小・中の給食費の無料化や高校生の交通費補助を目的とした10万円の補助を、少ない金額でございますが、させていただきます。こちらのほうは、財源は民間の企業版のふるさと納税や来年から給食費については、デジタル田園の推進交付金既存事業のほうで充てられることができるという感触がありましたので、そちらに申請しております。いずれにしましても、持続可能なように民間の資金や5年間のデジタル田園交付金を受けられる制度をフル活用しているところがございます。

また、子を持つ親たちの方への住宅政策についても、みどり団地のほうを来年も整備していきたいと思っております。これまで、建設水道課に任せていた住宅の広報、こちらは住宅推進政策を進める政策推進課と連携して、移住サポートセンターの実働をしっかりと確保してまいりました。その結果、5戸以上の住宅をまとめて募集をかけたところ、12戸の住宅が1回目の公募で初めて住宅数を上回る応募を受けたということでございますので、こちらも子育て世帯を中心に入るような要件になっておりますので、そちらの住宅整備も、引き続き来年度も整備してまいりたいと考えております。

あと最後に、教育プラットフォーム、サテライトスクール事業に関してでございますけれ

ども、教育プラットフォーム事業というのは、西川学園構想の中に、教育プラットフォーム西川というネットワークがございます。こちらは西川町学園運営協議会、西川小、西川中の学校経営の必要な支援に対して協議する場でございます。こちらを保護者や教育委員会の関係者の皆様と、学校の先生と一緒に教育委員会から委員も任命して、町として取り組んでいるところでございます。こちらは部活動の地域移行についても、こちらのプラットフォームの機能が発揮される試金石になる事業だと考えておりますので、こちらをこれまでよりも実働的に実行力を高めた形で運営しなくてはいけないと考えております。こちらは、学校教育課教育委員会の重要施策として掲げております。

また最後に、サテライトスクール事業についてご説明申し上げます。

こちらは、まず、財源はデジタル田園推進交付金5年の補助事業を想定しております。こちらは、西川町にサテライトスクール、例えば1週間、2週間、3週間の合宿を西川町でしていただいて、小・中・保育園を対象にしているものでございますけれども、そちらを西川町で受け入れるという意思表示をまずする必要があります。それを多分数十人単位で西川町にお越しいただいて、その相応の数週間を西川町の小学校、保育園、あるいは例えばあいべなどでその学校の授業を実施すると、その自然環境を生かした政策でございます。今、そちらの事業に参加したいと名のりを上げている学校法人が、神奈川県で1社ございます。こちらをしっかりと手放さずに、誘致してまいりたいと考えております。その経済効果は、1回少なく見積もって1,300万円と見積もってございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。残り時間少なくなっております。あと3分。

○9番（伊藤哲治議員） 3分しかないということですが、岸田政権も、今、全国的な少子高齢化の中において危機感を持って、今度、異次元の少子化対策を打ち出すなんて言っていますけれども、実際、その国会論争を聞いていても、なかなかその具体的な施策が出てきていないというのが現実かなというふうに思っております。地域で育つ子どもたちは、本当に地域の宝であり、町を挙げて私は支援すべきだということをずっと言い続けてきました。一般質問でも繰り返して要請をしてきましたけれども、なかなか子どもたちに対する親御さんの負担軽減についても進んでこなかったというのがあります。西川町においては、結構子育てに関してはやりやすい環境が整ってきつつあるというふうに思います。今回、その500万円を限度に奨学資金教育ローンを建てるということは、大変魅力のある、先ほども言いましたけれども、若者にとって大きなインパクトになる。じゃあ、西川町に帰ろうかという方も増えてくるんじゃないかというふうに期待をしているところです。ぜひこの制度を、有効に

活用できるようにしてほしいというふうに思います。

当初いろいろ、対話会の中では280万、医学部は400万とかという話があったんですが、今日、町長の話ですと、上限500万まで拡大をしていくということで、これは親御さんからも随分いろいろ出ていました。280万じゃ足りない、一本化ができないんで、もっと増やせないかという話もありましたが、そういう面で500万にさせていただいたというのは、大変前に進んだのかなというふうに思っているところです。そういうことで、子どもを持つ親たちの負担軽減を今後も町として町の柱だということでやっていただければ、西川町はすばらしいなど、子育てするために西川町に移住しようかという方も出てくるというふうには確信していますので、そういうことをぜひ施策として大いにやっていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分

令和 5 年 3 月 1 3 日

令和5年第1回西川町議会定例会

議事日程(第5号)

令和5年3月13日(月)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

- 議第6号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 議第7号 西川町個人情報保護法施行条例の設定について
- 議第8号 西川町個人情報保護審査会条例の設定について
- 議第9号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第10号 西川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第11号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第12号 西川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第13号 西川町総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第14号 西川町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第15号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第16号 西川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第17号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 西川町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 議第20号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第10号)

議第 2 1 号 令和 4 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議第 2 2 号 令和 4 年度西川町病院事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 予算特別委員会審査報告書の提出

日程第 3 予算案の審議・採決

議第 2 3 号 令和 5 年度西川町一般会計予算

議第 2 4 号 令和 5 年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第 2 5 号 令和 5 年度西川町公共下水道事業特別会計予算

議第 2 6 号 令和 5 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算

議第 2 7 号 令和 5 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第 2 8 号 令和 5 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 2 9 号 令和 5 年度西川町介護保険特別会計予算

議第 3 0 号 令和 5 年度西川町宅地造成事業特別会計予算

議第 3 1 号 令和 5 年度西川町病院事業会計予算

議第 3 2 号 令和 5 年度西川町水道事業会計予算

日程第 4 請願の審査報告

日程第 5 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 6 議第 3 3 号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 発議第 2 号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野 大志 君	教育長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
農委事務局長	眞壁 正弘 君	病院事務長	飯野 勇 君
建設水道課長	安達 晴美 君	生涯学習課長	奥山 純二 君
学校教育課長			
監査委員	高橋 將 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第1、議案の審議・採決を行います。

議第6号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

[健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇]

○佐藤健康福祉課長 議第6号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページも併せてご確認ください。

本条例につきましては、介護保険法第14条の規定に基づき、寒河江市及び西村山郡の4町により介護認定審査会を共同設置することについて定めたものであります。

第4条第3項は、審査会の委員の定数を規定するものでありますが、委員に欠員が生じたときは、同規約第4条第2項の規定により、寒河江市長が速やかにその旨を4町に通知するとともに、関係市町の長が協議をして候補者を定め、寒河江市長がこれを選任することとなっております。

現行の定員は72人で、8人ずつ9つの合議体を構成することとなっておりますが、委員の確保が年々困難になってきており、現在は56人の委員で、8人ずつ7つの合議体を構成しております。この現実に応じた内容としつつ、今後も72人の委員の確保に努めることを踏まえ、定数については、柔軟な対応を可能とするよう、現行の72人から72人以内とし、新たに規定

するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により提案するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町個人情報保護法施行条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第7号 西川町個人情報保護法施行条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

国では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律について所要の整備を行いました。この法律の改正により、従来、地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例を制定しておりましたが、議会を除く地方公共団体の機関については、法律が直接適用され、全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、西川町個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の規定に基づき条例を設定するものであります。

次に、設定する条例の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧いただきたいと存じます。

第1条は、この条例の趣旨として、適用される個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、この条例で使用する用語の意義を規定しております。

第3条は、開示請求に係る費用負担等を規定しており、第1項では、手数料の額は無料とすることを規定しております。

第2項では、写しの交付を受ける場合の費用負担について、規則で定めることを規定しております。

第4条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、西川町個人情報保護審査会に諮問することができることを規定しております。

第5条は、規則への委任規定であります。

附則の第1項では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

第2項では、西川町個人情報保護条例を廃止することを規定し、第3項から第6項において、廃止に伴う経過措置を規定するとともに、第7項では、廃止に伴い、西川町情報公開条例の規定を整備しております。

第8項では、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、廃止する西川町個人情報保護条例で特別職に規定しております個人情報保護運営審議会委員を削除するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町個人情報保護審査会条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第8号 西川町個人情報保護審査会条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

ただいまご可決を賜りました西川町個人情報保護法施行条例において規定しております西

川町個人情報保護審査会の手続などを規定するため、条例を設定するものであります。

次に、設定する条例の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

第1章は総則、第2章は設置及び組織で、審査会の委員は5人以内とし、任期は2年、委員の互選により会長を定めることなどを規定しております。

第3章は、審査会の調査審議等の手続を規定しております。

第4章、雑則では、職務上知り得た秘密を漏らした者には、5万円以下の過料を科することができることなどを規定しております。

附則の第1項では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

第2項から第5項では、西川町個人情報保護条例を廃止することに伴う経過措置を規定しております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第8号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第9号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

本町では、固定資産評価審査に係る書類について押印を廃止するため、この条例を制定す

るものであります。

次に、制定する条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

新旧対照表第4条では、固定資産課税台帳に登録された価格の審査を申し出るとき、第7条では、審査申出人が口頭により意見を陳述したとき、第8条では、口頭審理の際に、口頭による証言に代えて口述書を提出するとき、第9条では、実施調査の調書を作成するとき、第12条では、議事についての調書を作成するとき、いずれも署名押印の義務が規定されておりますが、押印を廃止し、署名のみを義務規定とするものであります。

議案書の附則をご覧くださいと存じます。

附則では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 西川町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第10号 西川町消防団条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

西川町消防団では、今年度、人口減少、少子高齢化、就業形態の変化等により入団希望者が減少しているなどの課題を解決し、消防団の持続的な運営を図るため、消防団員との対話会などを開催しながら西川町消防団組織等整備計画を策定しております。

計画では、消防団員の定員について、人口減少や社会構造の変化等を考慮し、300人から270人に見直すこととしております。

また、火災への対応力を向上させるため、今後3年以内をめどに、町外に住所を有する町職員を中心とした（仮称）役場消防部を組織し、職員の勤務時間、平日午前8時30分から午後5時15分に火災が発生したときに出動することとしております。

今年度の消防団員数は252人、これに役場消防部の団員を加えた270人を定員とするため、条例を制定するものであります。

次に、制定する条例の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

定員を規定しております第5条の規定を「270人」に改正するものであります。

附則をご覧くださいと存じます。

附則では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 300名を270人にするということですが、その中に役場消防部を含めて270ということですがけれども、役場消防部の指揮命令系統というのは町の消防団の団長がなさるのか、それとも町職員の総務課長あたりがするのか、その辺の規定はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

（仮称）役場消防部の指揮命令については、西川町消防団の中に組み込みますので、団長指揮命令をするということで私どもは考えております。

以上であります。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第11号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

ただいまご可決を賜りました西川町消防団条例でご説明を申し上げましたとおり、今年度策定した西川町消防団組織等整備計画において、消防団員の報酬を改善することは、団員本人の士気向上につながり、また、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも欠かせないものであり、さらには、出動報酬を新設することは、自らも危険であるにもかかわらず、地域住民の生命、財産を守るために行われるものに対しては、相応の処遇が欠かせないとしております。

令和5年1月31日に開催されました西川町特別職報酬等審議会の答申を受けて、消防団に係る報酬の額を改正または新設するため、条例を制定するものであります。

次に、制定する条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の4ページをご覧くださいと存じます。

消防団の年額報酬の額については、団長17万5,000円を18万円に、副団長13万円を13万5,000円に、本部付分団長、現行では7万円ですが、別途支給しております年額3万5,000円の指導員手当を報酬に移行し11万円、分団長は7万円を据置き、副分団長も6万3,000円を据置き、部長5万5,000円を6万円に、班長2万9,000円を4万円に、団員1万6,000円を3万6,500円にそれぞれ改正するものであります。

額については、団員は消防庁が示す標準額と同額とし、その他の階級では業務内容及び職責を考慮し設定したものであります。

出動報酬の額については、災害発生の際は、4時間以内4,000円、4時間を超え8時間以内8,000円、8時間を超えたときは4時間ごとに4,000円を追加するものであります。

また、大雨警報等発令時や台風接近時の地区内の見守り活動などの警戒、春季消防演習などの訓練の際は、4時間以内2,000円、4時間を超え8時間以内4,000円とするものであります。

議案書の附則をご覧いただきたいと存じます。

附則では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 消防団の待遇をよくしていただいて本当にありがたいと思いますし、これによって多くの方々が参加していただければいいと思っております。

出動手当なんですけれども、これまでも災害のときには出動手当を出しておりましたけれども、これは団に出していたのかということで確認をさせていただきたいと思います。金額も分かれば。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

これまで出しております出動手当、これにつきましては消防団のいわゆる部のほうに支払いしております、今後この条例が可決、施行されれば、該当団員本人のほうに直接支払いというようなことで支払うものであります。これまでは1,200円ほど支給しておったと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 今度は、直接、出動した団員に支給されるということで、本来の姿かなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 西川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第12号 西川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

本町では、今年度、第7次西川町総合計画を策定しているところでありますが、計画に掲げる政策目標の実現や社会全体が求める新たな課題に対応するため、課設置の一部を変更するため、条例を制定するものであります。

次に、制定する条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の7ページをご覧くださいと存じます。

新旧対照表7ページ、第1条第2号の「政策推進課」を「企画財政課」に、第5号の「産業振興課」を「みどり共創課」にそれぞれ改正するとともに、「つなぐ課」を新設するものであります。

つなぐ課については、第7次総合計画において、外に開かれた町、パートナーシップを大事にしていく町を標榜していくため、西川町のために何かしたいという西川ファンと町民のマッチング、町民と町民をマッチングすることで意欲ある関係人口を増やし、そして移住定住につなぐために新設するものであります。

なお、今後、西川町行政組織規則の一部を改正し、出納室を廃止することを予定しております。

議案書の附則をご覧くださいと存じます。

附則では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 西川町総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第13号 西川町総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

ただいまご可決を賜りました西川町課設置条例の一部改正に伴い、西川町総合政策審議会の庶務担当課を変更するため、条例を制定するものであります。

次に、制定する条例の制定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

西川町総合政策審議会の庶務担当課について、「政策推進課」を「企画財政課」に改正するものであります。

附則をご覧くださいと存じます。

附則では、施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 西川町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

[学校教育課長 安達晴美君 登壇]

○安達学校教育課長 議第14号 西川町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。育英奨学資金運営審議委員会委員を廃止するため、条例を制定するものであります。

次に、改正する条例の制定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の9ページをご覧ください。

育英奨学資金運営審議委員会を置くことを規定しております第9条を削除するものであります。

10ページをご覧ください。

あわせて、西川町特別職の職員の給与に関する条例、別表第3の非常勤の職員の報酬額表より「育英奨学資金運営審議委員会」を削除するものであります。

育英奨学資金運営審議委員会におきまして、西川町育英奨学生への貸与の決定、貸与決定の取消し、返還の猶予、免除を審議し、決定は町長が行うものとしております。貸与決定の審議では、学力、所得基準額等の貸与基準に沿って行っております。また、貸与決定の取消し、返還の猶予、免除につきましても、西川町育英奨学資金貸与条例及び西川町育英奨学資金貸与条例施行規則に明記されております。今後、これらの審議につきましては、定例で開催しております西川町教育委員会で審議をしていくこととしております。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を規定しており、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 町の育英奨学資金貸与条例のうち、育英奨学資金運営審議委員会を

廃止するというので、これを教育委員会のほうに移行するというのですけれども、従来のおとおり、町の奨学資金貸与はそのまま継続してやっていくという理解でよろしいのか、そこを1点確認させてください。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 質問にお答えさせていただきます。

町の育英奨学資金につきましては、このまま貸与のほうは継続してまいりますし、募集のほうも継続していくこととしております。

○古澤議長 ほかがございますか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 貸与の基準、規定、要項がきちんとなっていれば、町民の方々にお示しして、透明性があればいいと思います。

それで、基金そのものについては上限8,000万ということになっておりまして、現在7,000万強ぐらい基金があるわけです。そのうち、貸与率というのは大体40%ぐらいかなというふうに思っているんですけれども、基金としてはまだ現金として持っているわけですから、貸与額をもう少し上限を上げて貸与を行うというお考えがないのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 貸与額につきましては、現在、増額するというような考えは持ち合わせておりません。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 新しくローンもつくるということでございますけれども、この育英奨学基金については無利子でお借りできるというところもあって、ただ、この上限設定をしてから大分年数がたっております。学費等も大分かかるので、上限を少し上げて、それ以内でお借りできるようになれば、ご父兄の方も助かるのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ニーズベースで対応します。ニーズがありません。

○古澤議長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第14号、本案を原案のおとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

[健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇]

○佐藤健康福祉課長 議第15号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の11ページも併せてご確認ください。

本条例につきましては、国民健康保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項について定めたものであります。

第6条第1項は、出産育児一時金の額について規定するものでありますが、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の金額が改正されることから、本条例におきましても現行の40万8,000円から48万8,000円とすることを規定し、提案するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は令和5年4月1日であります。

経過措置といたしまして、この施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第15号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 西川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

します。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第16号 西川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の12ページも併せてご確認ください。

本条例につきましても、西川町子ども・子育て会議の設置及び運営について定めたものがあります。

第1条第1項は、子ども・子育て会議の設置の根拠について規定するものでありますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布により、子ども・子育て支援法において、内閣府における子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営について定めていた同法第72条から第76条までが削除されたため、改正前の第77条が第72条に繰上げとなり、これに基づき規定の整備を図るため、提案するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第16号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第17号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の13ページから23ページまでも併せてご確認ください。

本条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでありますが、本町においてこの基準に基づく施設はございません。

改正の内容につきましては、大きく2つに分かれております。

第1点目は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正によるものであります。

改正前の同基準におきましては、第26条として、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めており、本条例におきましても、第26条により懲戒に係る権限の濫用禁止を定めておりましたが、民法及び児童福祉法の改正等により懲戒権が削除されたため、それを根拠とする同基準の第26条が削除され、同じく本条例第26条も削除するものであります。

第2点目は、子ども・子育て支援法の改正によるものであります。

改正前の子ども・子育て支援法におきましては、第19条第1項第1号から第3号により、子どものための教育・保育給付について定め、第2項により、前項第2号の内閣府令を定めたり変更したりする際の厚生労働大臣への事前協議について定めておりましたが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布により、この第2項が削除されております。

このため、本条例におきまして、現行の第19条第1項第1号を第19条第1号に、同じく第19条第1項第2号を第19条第2号に、同じく第19条第1項第3号を第19条第3号にそれぞれ改めるとともに、その他の規定の整備を図るため、提案するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第17号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第18号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の24ページ、25ページも併せてご確認ください。

本条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでありますが、本町においてこの基準に基づく施設はございません。

改正の内容につきましては、大きく2つに分かれております。

第1点目は、家庭的保育事業所等における感染症等の予防及び蔓延防止を図る厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正によるものであります。

同基準の一部改正により、利用乳幼児の安全確保に関する計画策定等に係る規定が新設され、本条例におきましても、第8条の次に第8条の2として安全計画の策定等に関する規定を追加し、同条第1項では計画の策定を、同条第2項では計画の職員への周知と計画に基づく研修及び訓練の定期的な実施を、同条第3項では計画の保護者への周知を、同条第4項では計画の見直し及び変更をそれぞれ定めているものであります。この規定の新設に合わせ、その他の規定の整備を図っております。

第2点目は、民法及び児童福祉法の改正等による懲戒権の削除によるものであります。

現行の第14条は、児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に係る権限の濫用禁止について定めておりますが、前述の懲戒権の削除により、それを根拠とする第14条を削除するものであります。

以上のおり提案するものでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第18号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 西川町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第19号 西川町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の26ページ、27ページも併せてご確認ください。

本条例につきましても、放課後児童健全育成事業に関する基準を定めるものでありますが、本町においてこの基準に基づく施設はございません。

改正の内容につきましては、感染症蔓延時の業務継続の課題や子どもが巻き込まれる事故の多発等を受け、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正によるものであります。

同基準の一部改正により、児童の安全確保に関する計画策定等に係る規定が新設され、本条例におきましても、第6条の次に第6条の2として安全計画の策定等に関する規定を追加し、同条第1項では計画の策定を、同条第2項では計画の職員への周知と計画に基づく研修及び訓練の定期的な実施を、同条第3項では計画の保護者への周知を、同条第4項では計画の見直し及び変更をそれぞれ定めているものであります。

また、第12条の次に第12条の2として、感染症や非常災害の発生時における業務継続、再開を図るための業務継続計画の策定等に係る努力義務規定を追加し、同条第1項では計画の策定を、同条第2項では計画の職員への周知と計画に基づく研修及び訓練の定期的な実施を、同条第3項では計画の見直し及び変更をそれぞれ努力義務として定めているほか、規定の整備を図っております。

附則をご覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでありますが、この施行日から令和6年3月31日までの間、第6条の2第1項、すなわち安全計画の策定に関しては、努力義務とする経過措置がございます。

以上のとおり提案するものでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第19号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題とします。

提案理由の補足説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

○9番（伊藤哲治議員） 発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

初めに、本条例の制定の経過について申し上げます。

国において、デジタル社会形成に関する施策の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、これまで各地方公共団体等でそれぞれ定められていた個人情報保護の制度について全国的な共通ルールを規定し執行するため、新しく個人情報の保護に関する法律、いわゆる新個人情報保護法により個人情報の保護するルールが統一されることになりました。

しかしながら、これまで各自治体の個人情報保護条例の対象とされていた議会については、独立性を確保する観点から、新個人情報保護法の対象から外れることとなり、議会独自の個人情報保護に関する条例を制定する必要性が生じたことを踏まえ、今回の条例制定に至ったところであります。

なお、今回上程します条例の概要について申し上げますと、保有個人情報の対象となる情報は、議会事務局の職員が職務上、作成または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用することとしており、議会で保有している情報になります。

また、情報公開の対象については、自己を本人とする保有個人情報、いわゆる各議員が自分自身の情報についての開示請求を行うことが主に想定されている条例となります。

また、開示請求の手数料については、町の条例に準じて規定しており、開示請求の手数料は無料とし、複写等の費用は請求者の負担として定めるものであります。罰則規定につきましても、法律の規定に準じて定めております。

以上、概要について申し上げましたが、条文の主な部分についてご説明をいたします。

第1条から第3条にかけては、個人情報の定義や議会の責務等について定めたものであります。

第4条から第16条については、個人情報の取扱いについて規定をしており、目的の範囲を超えての利用制限や職員等の適切な情報の取扱いなどについて規定しています。

第17条については、個人ファイルの作成、公表などについて規定をしています。

第18条から第46条については、開示請求の手續や請求を受けた場合の開示内容等について規定しています。また、開示請求に係る費用負担等については、先ほど概要で説明をいたしましたが、第30条に規定をしています。

第47条から第52条につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な意見が必要となった場合に、町の審査会への諮問に関する事などについて規定をしています。

第53条から第57条については、罰則について具体的に定めたものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま菅野町長より追加議案、議第33号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定について、また、9番、伊藤哲治議員より追加議案、発議第2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第6、議第33号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定について、追加日程第7、発議第2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてとします。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第6、議第33号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定について、追加日程第7、発議第2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第6、追加日程第7を直ちに議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第33号につきましては、西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

設置目的の追加と、電気、重油等の価格高騰及び水沢温泉館へのサウナ設備常設に伴い、料金を改定するため、ご提案するものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては担当課長にご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 追加日程第6、議第33号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木政策推進課長。

[政策推進課長 荒木真也君 登壇]

○荒木政策推進課長 議第33号 西川町水沢温泉館条例等の一部を改正する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

この条例は、水沢温泉館並びに大井沢温泉館の運営に当たり、当施設の電気料、重油等が高騰していることから、同施設が適切に運営されるよう、加えて温泉施設においても本町の地域経済の振興を図るよう、関連する条例の一部を改正するものであります。

第1条は、水沢温泉館について、その設置目的を本来の「福祉の向上」を「福祉の向上とともに、町内経済の振興」に改め、入浴に関する使用料を別表のとおり改正するとともに、別表に新たにサウナに関する使用料を追加するものです。

第2条は、大井沢温泉館について、その設置目的を本来の「福祉の向上」を「福祉の向上とともに、町内経済の振興」に改め、入浴に関する使用料を別表のとおりとするものです。

附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ただいまの改定について、燃料高騰などから値上げというのはやむを得ないというふうに思っておりますが、50円に抑えていただいたというふうなことについては評価したいと思います。

それで、オープンの見通しというのはいつ頃になるのか、お知らせで出すのか、いつ頃出されるか。

あと、今、私も持っていますが、回数券の残りについては、また50円を足して使用する
というのか、それともそのままでもいいというのか、2つご質問させていただきます。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいま2点質問があったかと思えます。

オープンのめどでございますが、現在、4月6日を目途にオープンをしたいというように
進めているところであります。

続きまして、回数券ですが、回数券は、今の回数券が使い終わるまで、今の回数券で使っ
ていただくということを指定管理者のほうと確認しておりますので、追加料金等なしで今の
回数券が使い終わるまで使っていただくことができるというように確認をしております。

以上です。

○古澤議長 ほかございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 水沢温泉館は4月6日ですから、4月6日から350円ということ
ですが、大井沢温泉館は施行日が4月1日なんで、4月1日から350円になるという理
解でよろしいのでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 この条例につきましては、水沢温泉館並びに大井沢温泉館の料金の一部
を改正する条例でございますので、同じ条例ですので、施行日については、大井沢温泉館、
休んでおりませんので、1日から料金改定をしたいということでもありますので、よろしくお
願いいたします。

以上です。

○古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第33号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第7、発議第2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

○9番（伊藤哲治議員） 発議第2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

先ほど可決されました西川町課設置条例の一部を改正する条例に基づき、各常任委員会が所管する課名の整備を図るものであります。

条文についてご説明をいたします。

第2条第1号中「政策推進課、町民税務課、出納室」を「企画財政課、つなぐ課、町民税務課」に改めるものです。

第2条第2号中「産業振興課」を「みどり共創課」に改めるものです。

以上のお通りでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第2号、本案を原案のお通り決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のお通り可決されました。

議第20号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第20号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第10号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,597万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,905万2,000円といたすものであります。

補正の内容は、各款にわたり、人事異動などに伴う第3節職員手当等の人件費の組替え、

事務事業の完了見込みに伴う経費、急を要する事務事業の経費それぞれに係る補正、繰越明許費の追加、さらには地方債の変更であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の下段中央部にページを付しておりますが、14ページ、3、歳出をご覧ください。

14ページ、3、歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。

主に補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

14ページの第1款第1項第1目議会費につきましては、人件費の組替えであります。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、役場庁舎電気料金の所要見込額を精査し、光熱水費158万2,000円、つなぐ課の設置などの町の組織改革で役場本庁舎の課の配置を変更することに伴い、出納室移設設置工事請負費173万1,000円、書庫を購入するための備品購入費18万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2目文書広報費につきましては、郵便料金の所要見込額を精査し、郵便料15万円を追加するものであります。

第4目財産管理費につきましては、大字沼山地内の公有造林立ち木売払いに伴い、地元配分金3万1,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、売払いに係る不動産売払収入3万1,000円であります。

第5項第1目統計調査総務費につきましては、人件費の組替えであります。

次のページをご覧くださいまして、第7項第1目開発費につきましては、人件費の組替えであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、第3節職員手当等は、人件費の組替えであります。

第27節繰出金は、国民健康保険税の軽減対象者の増加に伴い、保険基盤安定繰出金44万3,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として保険基盤安定負担金17万8,000円、保険基盤安定制度負担金15万1,000円をそれぞれ追加し、合計32万9,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、令和4年12月のクリスマス寒波による豪雪の影響などに伴い、高齢者世帯等除雪支援事業補助金156万4,000円を追加するものであります。

第3目国民年金費につきましては、令和3年度国民年金等事務決算報告に伴い、返還金6

万円を追加するものであります。

第2項第4目児童福祉施設費につきましては、人件費の組替えであります。

特定財源につきましては、国県支出金として子ども・子育て支援交付金1万2,000円、保育対策総合支援事業費補助金14万2,000円をそれぞれ追加し、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金82万3,000円を減額し、差引き66万9,000円を減額し、その他として保育所使用料138万円を追加し、延長保育料10万円を減額し、差引き128万円を追加するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、水沢温泉館が10月から大規模改修工事で休館している影響などで町民健康温泉の日の入浴客が減少していることに伴い、使用料40万円を減額するものであります。

第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などに伴い、総合がん検診委託料200万円を減額し、令和3年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴い、返還金7万円を追加するものであります。

第4目診療所費につきましては、大井沢歯科診療所の受診者の減少などで国民健康保険調整交付金が減額となったことに伴い、会計赤字補填財源51万8,000円を追加するものであります。

第6款第1項第3目農業総務費につきましては、人件費の組替えであります。

次のページをご覧くださいまして、第4目農業振興費につきましては、大字吉川地内の発芽胚芽米製造施設の荷受け室、出荷室の照明の故障に伴い、照明を修繕するための施設用修繕料28万5,000円を追加し、町補助金の対象捕獲期間においてイノシシの捕獲がなかったことに伴い、西川町鳥獣被害防止対策協議会に対する有害鳥獣捕獲補助金40万円、農地中間管理機構に農地を集約した際に交付する協力金の交付対象となる実績がなかったことに伴い、地域集積協力金30万円、経営転換協力金20万円、啓翁桜園地拡大促進事業の対象事業がなかったことに伴い、補助金100万円、特定品目普及拡大事業の対象事業がなかったことに伴い、補助金83万円をそれぞれ減額し、電気料金の高騰に伴い、株式会社米月山の経営に影響が生じていることに伴い、燃料・資材高騰緊急支援事業補助金120万円、中山間地域等直接支払制度の対象農用地の面積が用地買収により減少したことに伴い、返還金4万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として機構集積協力金事業補助金50万円、山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金20万円をそれぞれ減額、合計70万円を減額し、その他とし

て中山間地域等直接支払交付金返還金6万円を追加し、西川町ふるさとづくり基金繰入金100万円を減額し、差引き94万円を減額するものであります。

第7目農地費につきましては、大井沢小水力発電事業の所要額の精査に伴い、施設用修繕料20万円、管理委託料25万円、工事請負費15万円をそれぞれ減額し、合計60万円を小水力発電事業積立金へ組み替えるものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、森林管理システム事業の所要額の精査に伴い、報奨金30万円、里山林整備事業の対象事業がなかったことに伴い、事務用消耗品費5万1,000円、次のページをご覧くださいまして、里山林整備業務委託料204万9,000円をそれぞれ減額し、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金の申請者の増加に伴い、補助金10万円、森林環境譲与税基金積立金150万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として山形県荒廃森林緊急整備事業費補助金210万円を減額するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては、人件費の組替えであります。

第8款第1項第1目土木総務費につきましては、第3節職員手当等は、人件費の組替えであります。

第18節負担金、補助及び交付金は、県道の側溝及び雪崩防止柵等整備事業に係る負担金の確定に伴い、負担金479万2,000円を追加するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第2項第3目道路新設改良費につきましては、橋梁の維持管理に係る決算見込額の精査に伴い、町道月岡・入間線大入間川橋橋梁架け替え工事、町道仁田山牧場線月山大橋橋梁補修工事及び町道金沢・下山線下モ山橋橋梁補修工事それぞれの工事請負費50万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として道路メンテナンス事業費補助金72万4,000円を追加し、道路橋梁整備事業に係る地方債230万円を減額するものであります。

第9款第1項第4目災害対策費につきましては、災害用衛星携帯電話の電話料金の所要額の精査に伴い、電話料2万3,000円を追加し、避難所として指定している綱取公民館の耐震改修工事の完了に伴い、工事請負費159万2,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、指定避難所耐震改修工事に係る地方債160万円を減額するものであります。

第10款第1項第3目教育振興費につきましては、西川小学校及び西川中学校の教育用G I G A端末修繕のための施設用修繕料10万4,000円を追加するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第2項第1目学校管理費につきましては、西川小学校の電話料金の所要見込額の精査に伴い、電話料1万3,000円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、西川中学校の電気料金を精査し、光熱水費56万円、西川中学校の電話料金の所要見込額の精査に伴い、電話料1万円をそれぞれ追加するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、西川町歴史文化資料館の維持管理、運営に係る所要見込額の精査に伴い、報償金1万5,000円、丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」事業の完了に伴い、賞賜金1万4,000円、費用弁償3万7,000円、生涯学習事業の決算見込額の精査に伴い、バス運転委託料4万1,000円、県社会教育連絡協議会会費2万円、寒河江西村山日中友好協会負担金3,000円、西川町高齢者大学開催費負担金10万円、県美展負担金1万円、生涯学習推進事業実行委員会負担金15万円をそれぞれ減額するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第5項第1目保健体育総務費につきましては、西川小学校の給食用消耗品費の所要見込額の精査に伴い、施設用消耗品費8万5,000円を追加するものであります。

第2目体育施設費につきましては、電気料金の高騰に伴い、工事請負費15万円を町民体育館の電気料として光熱水費に組み替えるものであります。

第11款第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、農業施設災害復旧事業の決算見込額の精査に伴い、工事請負費900万円、災害復旧工事を実施した区などに対する補助金200万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、農業用施設災害復旧事業に係る地方債900万円、農業施設災害復旧事業分担金45万円をそれぞれ減額するものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、林業災害復旧事業の決算見込額の精査に伴い、工事請負費3,800万円、災害復旧工事を実施した区などに対する補助金2,100万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、林業施設災害復旧事業に係る地方債2,720万円を減額するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第13款第1項第1目町有林造成費につきましては、町営造林の新植地がなかったことに伴い、委託料201万1,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として林業施業支援事業補助金136万7,000円を減額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、2、歳入をご覧ください。

10ページ、2、歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第2款地方譲与税115万4,000円、第10款地方交付税1億2,140万3,000円、第13款使用料及び手数料、次のページをご覧くださいまして、128万円、第14款国庫支出金105万6,000円、次のページをご覧くださいまして、第16款財産収入3万1,000円、次のページをご覧くださいまして、第20款諸収入6万円をそれぞれ追加し、10ページにお戻りいただきまして、第12款分担金及び負担金45万円、次のページをご覧くださいまして、第15款県支出金、次のページをご覧くださいまして、483万9,000円、第18款繰入金1億4,556万8,000円、次のページをご覧くださいまして、第21款町債4,009万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の追加についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表、繰越明許費補正をご覧ください。

6ページ、第2表、繰越明許費につきましては、第2款総務費の町産業振興施設管理運営事業962万5,000円、第8款土木費の社会資本整備総合交付金事業711万円、道路メンテナンス事業4,867万円、第11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業850万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債の変更についてご説明を申し上げます。

7ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。

7ページ、第3表、地方債補正、地方債の変更につきましては、道路橋梁整備事業の限度額8,040万円を7,810万円に、農業用施設災害復旧事業の限度額1,120万円を220万円に、林業施設災害復旧事業の限度額7,050万円を4,330万円に、指定避難所、綱取公民館の耐震改修事業の限度額960万円を800万円にそれぞれ変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 1点だけ質問させていただきます。

17ページの農林水産業費、西川町啓翁桜園地拡大促進マイナス100万円、これに伴って園地の確保ができなかったという理解だと思えますけれども、今後の生産の本数体制については、今後少し目標より遅れるということなのか、それともあまり影響はないというふうなことなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま、ご質問にお答えいたします。

西川町単独啓翁桜園地拡大促進事業補助金ということで100万円を減額させていただく件でございますが、これにつきましては、今年度、新規就農者がぜひ拡大をしたいという希望が当初ございました。しかし、その場所につきましては、新規就農者とまた相談させていただいたところ、まだ時期尚早だということでございましたので、これにつきましては減額で、今後その希望に応じて対応するというところでございます。当初の計画にはこの面積は入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 1点お聞きします。

林業費、18ページです。18ページの林業費で、里山林整備業務委託が対象がなかったという話でしたけれども、今、里山整備は入間まで来ていると思えますけれども、それ以降はあとどういう計画になるのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 この里山林整備事業につきましては、山形県の緑環境税を100%頂きまして整備を図ってまいりました。これまでですと、寒河江・西川線、県道沿いをずっと、の造林地の整備を図ってまいりました。今年度につきましては一旦終わりましたので、国道熊野のほうに戻りまして、国道沿いということで考えさせていただいたところではございましたが、熊野地区は、その造林地が、サンセットをぜひ撮りたいというふうな地権者の方の希望もありまして、そこは整備しないでほしいというふうな希望でございましたので、地元の関係者と相談をして、そこは実施しないということでございましたので、これにつきましては全て実施しないということで減額ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、今年度につきましては、今、該当箇所がないということでございますので、令和5年度の予算には計上しておりません。今後、地元の方からそういった希望等がございました

ら対応ということになると思います。よろしくお願ひいたします。

○古澤議長 ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第20号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第21号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,264万9,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

事業勘定の第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、国民健康保険団体連合会に対する結核性疾病及び精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託料59万円を追加するものであります。

第9款第2項第1節の直営診療施設勘定繰出金につきましては、特別調整交付金（僻地診療分）の51万8,000円の減額により、大井沢歯科診療所運営費繰出金についても同額を減額し、減額分を一般会計より繰り入れるものであります。同じく、直営診療施設の町立病院におけるエックス線型骨密度測定装置及び人工腎臓装置の更新に伴う病院医療機器等整備事業補助分繰出金275万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

5ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げた内容に伴い、事業勘定の第5款

第1項第1目の保険給付費等交付金を568万9,000円、第7款第1項第1目一般会計繰入金44万3,000円をそれぞれ追加し、第8款第1項第1目繰越金を331万円減額するものであります。

また、直営診療施設勘定、大井沢歯科診療所会計の歳入につきまして、第3款第2項第1目事業勘定繰入金51万8,000円を減額し、第3款第1項第1目一般会計繰入金を同額で増額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第21号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野病院事務長。

〔病院事務長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野病院事務長 議第22号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

収益的収入につきまして、第1款第1項第3目その他医業収益に無症状PCR検査委託料180万円を追加し、支出といたしまして、第1款第1項第3目経費のうち、病院施設で不足が見込まれる光熱水費180万円を計上するものであります。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、第1款第1項第1目他会計補助金に国民健康保険給付費等交付金（直営診療施設整備分）として、エックス線骨密度測定装置に係る補助金275万円を追加するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条では、収益的収支の既決予定額7億6,842万1,000円にそれぞれ180万円を追加し、

7億7,022万1,000円とするものであります。

第3条では、資本的収入について275万円を追加し、総額を2,650万円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する4,461万1,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第22号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会審査報告書の提出

○古澤議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、伊藤哲治議員。

〔予算特別委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

○予算特別委員長（伊藤哲治議員） 予算特別委員会に付託されました議第23号 令和5年度西川町一般会計予算から、議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読をして委員長報告に代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和5年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1 付託案件

議第23号 令和5年度西川町一般会計予算、議第24号 令和5年度西川町国民健康保険特

別会計予算、議第25号 令和5年度西川町公共下水道事業特別会計予算、議第26号 令和5年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、議第27号 令和5年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、議第28号 令和5年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 令和5年度西川町介護保険特別会計予算、議第30号 令和5年度西川町宅地造成事業特別会計予算、議第31号 令和5年度西川町病院事業会計予算、議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算

2 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、伊藤哲治、副委員長、菅野邦比克

3 審査期間

令和5年3月3日 全体審査、特別会計、企業会計担当課長説明、審査。

令和5年3月8日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和5年3月9日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和5年3月10日 全体審査、10会計予算の審査・採決。

4 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5 審査の結果

議第23号 令和5年度西川町一般会計予算、全員賛成。

議第24号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計予算、全員賛成。

議第25号 令和5年度西川町公共下水道事業特別会計予算、全員賛成。

議第26号 令和5年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、全員賛成。

議第27号 令和5年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、全員賛成。

議第28号 令和5年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、全員賛成。

議第29号 令和5年度西川町介護保険特別会計予算、全員賛成。

議第30号 令和5年度西川町宅地造成事業特別会計予算、全員賛成。

議第31号 令和5年度西川町病院事業会計予算、全員賛成。

議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算、全員賛成。

以上10会計予算については、原案のとおり可決された。

以上のとおり報告申し上げます。

◎予算案の審議・採決

○古澤議長 日程第3、予算案の審議・採決を行います。

議第23号 令和5年度西川町一般会計予算から議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算までの10会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については、予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみ行います。

議第23号 令和5年度西川町一般会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 令和5年度西川町公共下水道事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 令和5年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 令和5年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第28号 令和5年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について審議・採決を行います。本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第29号 令和5年度西川町介護保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号 令和5年度西川町宅地造成事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 令和5年度西川町病院事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 令和5年度西川町水道事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和5年度一般会計、特別会計、企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

◎請願の審査報告

○古澤議長 日程第4、請願の審査報告を議題とします。

継続しております請願第2号 「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、佐藤光康議員。

〔総務厚生常任委員長 佐藤光康議員 登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐藤光康議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

1、件名

請願第2号 「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願

2、付託年月日

令和4年12月5日

3、審査の結果

願意は不適當と認め、不採択。

4、委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員反対をもって上記のとおり処理することを適當と認める旨、決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第5、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和5年西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員